

# 都市の財政力 2005 :自治体経営分析における財政分析

## 目次

<b>1 . 調査のねらいと実施体制</b> .....	1
1 - 1 . 財団法人 関西社会経済研究所について .....	1
1 - 2 . 「自治体経営評価」の概略 .....	1
1 - 3 . 評価の体制.....	1
1 - 4 . 財政分析の手法とねらい .....	2
<b>2 . 調査結果の概要</b> .....	10
2 - 1 . 調査への協力依頼の結果 .....	10
2 - 2 . 分析結果から特に注意すべきこと .....	10
<b>3 . 都市別の財政力比較（都市ランキング）</b> .....	13
3 - 1 . 年度別比較.....	14
3 - 2 . プールデータによる比較 .....	14
3 - 3 . 財政指標が好転している市における要因分析.....	15
3 - 4 . 財政状況の変化の類型.....	17
<b>4 . 財政状況の推移</b> .....	32
4 - 1 . 総合的な財政状況の推移 .....	32
4 - 1 - 1 . 近年の地方財政の概況 .....	32
4 - 1 - 2 . 財政状況の分布動向 .....	33
4 - 1 - 3 . 全国についての分析結果 .....	40
4 - 1 - 4 . 全国についての各指標の推移 .....	41
4 - 2 . 規模別にみた動向.....	43
4 - 3 . 地域別にみた動向.....	52
<b>5 . 各財政指標の分析</b> .....	62
5 - 1 . 各指標の分布状況.....	62
5 - 2 . 各指標間の相関関係 .....	75



## 1. 調査のねらいと実施体制

本調査は、財団法人 関西社会経済研究所が行っている「自治体経営評価」における調査の一環として、自治体の財政状況について行ったものである。以下に、そのねらいと実施体制について概要を示す。

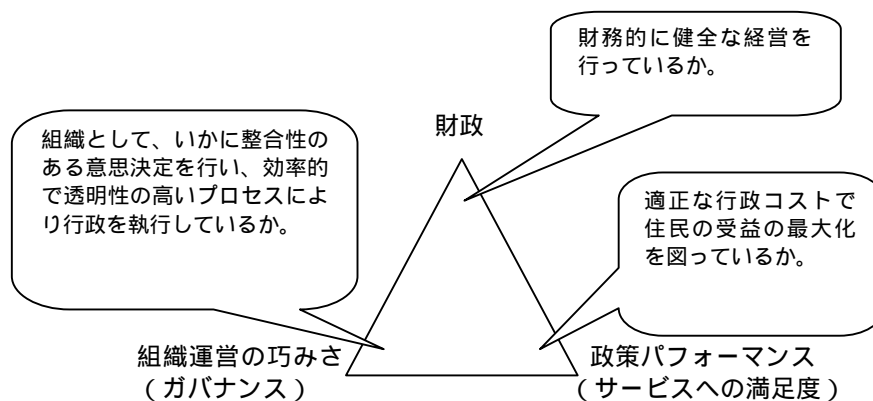
### 1-1. 財団法人 関西社会経済研究所について

関西社会経済研究所は、経済界をはじめ、学識者や研究機関、行政等、各界の協力を得て設立・運営されている総合政策シンクタンクである（会長：関西経済連合会の秋山喜久会長、所長：本間正明大阪大学大学院経済学研究科教授・経済財政諮問会議議員）。

### 1-2. 「自治体経営評価」の概略

本研究所の調査研究活動の一つとして、自治体経営評価に継続的に取り組んでいる。その趣旨は、「改革に取り組む優れた自治体を高く評価し、地方自治体の経営的観点での自己変革を後押しし、21世紀にふさわしい行政システムの構築に貢献し、住民の地域政治への責任意識と納税者意識を喚起する」である。地方自治体の評価にあたっては、経営的観点で優れた実績を上げているかどうかを多面的かつ客観的に評価するために、これまでは「組織運営の巧みさ（ガバナンス）」について評価を行い（2003年版を2004年5月に発表済み）、今回の財政分析を実施し、また政策パフォーマンスについての評価を試みる予定である。また、評価結果を評価基準とともに広く公開している。

調査対象は、財政分析については全国の人口10万人以上の規模の市を対象（225都市）、（過去行った「組織運営」についての評価では、それに加えて東京23区を対象としている。）



### 1-3. 評価の体制

本件については、有識者による「関西自治体経営評価委員会」を設置し、評価の対象や方法等について検討している。調査の設計、分析手法の開発などは、以下のメンバーのうち主査の小西教授が担当した。

## 関西自治体経営評価委員会

委員長	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科 教授 (財団法人関西社会経済研究所 所長)
副委員長	吉田 和男	京都大学大学院経済学研究科 教授
アドバイザー	跡田 直澄	慶應義塾大学商学部 教授
主査	小西砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・産業研究所 教授
委員	齊藤 愼	大阪大学大学院経済学研究科 教授
	中川 幾郎	帝塚山大学法政策学部法政策学科 教授
	林 宜嗣	関西学院大学経済学部 教授
	藤井 秀樹	京都大学大学院経済学研究科 教授
	岸 秀隆	監査法人トーマツ 代表社員
事務局	(財)関西社会経済研究所	

### 1 - 4 . 財政分析の手法とねらい

#### (1)本調査のねらい

現在、地方財政状況は、過去最悪というべき状況に陥っている。そのなかで、財政状況が悪化しているにしても、どのような意味で悪化しているのか、過去の財政難の時代とは要因は同じなのか違うのかなど、現代にふさわしい財政分析の手法が求められる。健全な財政運営のため、住民や議会に対して財政状況を説明するため、あるいは起債協議制への移行に伴って、不同意債（現在のところ地方債は許可制であり、自治体は自由に発行できないが、地方分権改革が進んだ結果として、平成 18 年度から協議制に移行することが決まっており、総務省が発行に不同意であっても、一定の範囲であれば、自治体の判断でいわゆる不同意債が発行できることとなっている）の発行をすべきかどうかの判断をするためには、それにふさわしい財政分析手法が必要である。

従来から使われてきた地方財政に関する財政分析指標は、フローを重視した、どちらかといえば資金繰りについての分析が主であり、ストックをベースとするものはほとんどない。しかし、地方債残高の増加や将来の退職金支払いの増大、基金の枯渇、外郭団体の経営難など、近年の地方財政では、ストック分析の重要度が増している。資金繰りだけでなく、償還能力の大きさも重要である。

そこで本調査では、「資金繰り」（フローに対する分析であり、当座の支払いに必要な財源を用意できるかどうか）と、「償還能力」（フローとストックの両方を勘案し、将来的に償還する能力が確保されているかどうか）の両面を考え、そして各面に対応する従来の財政指標に時代に適応した新しい指標を加え、財政分析を行っている。

#### (2)分析手法の考え方

財政状況を分析するに際して、資金繰りの観点と償還能力の観点を区別することは大変重要な意味を持つ。民間企業でも「黒字倒産」という言葉があるように、収益は上がっていても当座の資金繰りに苦しめば倒産の危機に瀕するように、企業が持続可能であるためには収益があり純資産が大きいという観点だけでなく、資金繰りに余裕があることも、同時に求められている。

同じような考え方は、自治体においても可能である。たとえば、民間資金引受の地方債の借り換えを行うべきかについて判断する場合に、資金繰りが良い状態であれば、償還能力の良し悪しにかかわらず、そもそも借り換えの必要がない。資金繰りと償還能力のどちらも悪い団体は、借り換えは負担の先送りを意味するので望ましいことではなく、根本的

な財政再建を急ぐべきであるとなる。資金繰りが悪く、償還能力がある団体だけは、借り換えによって償還能力が著しく悪くなるわけではなく、資金繰りを緩和できるので、借り換えをすることが適当であるとの判断ができる。2006年度から始まる不同意債についても、地方債の充当率を上げる手段として活用できるので、特別な償還財源がない限りは、借り換え債の発行と基本的に同じような判断ができ、それを発行することが適当かどうかの判断は、資金繰りと償還能力に分けた財政分析を行うことで容易になる。

ただし、民間企業でいう資金繰りと、自治体における資金繰りは意味が異なることに注意が必要である。民間企業の場合には、たとえば売掛金の回収に必要な期間まで、資金需要が手当てできるかなどの意味で使われ、期間としては長くて数ヶ月が想定される。それに対して、自治体にも1年未満の短期の資金繰りへの対応として、基金の繰り替えや一時借入などの手段があるが、ここではそのような意味で使っていない。1年間を通じての決算ベースの現金の収支の意味で使っている。したがって、本来的には資金繰りというよりは、1年間の現金収支（あるいは長期の償還能力に対する1年間の償還能力といってもよい）という方が正確であるが、ここでは特に断った上で資金繰りという言い方をする。

このような分析は、従来型の財政指標だけでは難しい。そこで新しい財政分析の手法が求められる。財政状況を、「資金繰り」と「償還能力」の両面で捉え、図1-1のように財政状況は4つの領域で表すことができる。本調査では、バブル期から今日まで、特定の市が、図1-1のなかでどのような変遷したかを分析することで、各自治体の行政改革の努力などを検証し、今後、健全な財政運営を行うための指針作り（将来的に健全財政の枠内でどこまで起債が可能か、償還能力の回復のために、行革によってどれだけの余裕財源を産み出す必要があるかなど）に有益となる情報を提供しようとするものである。

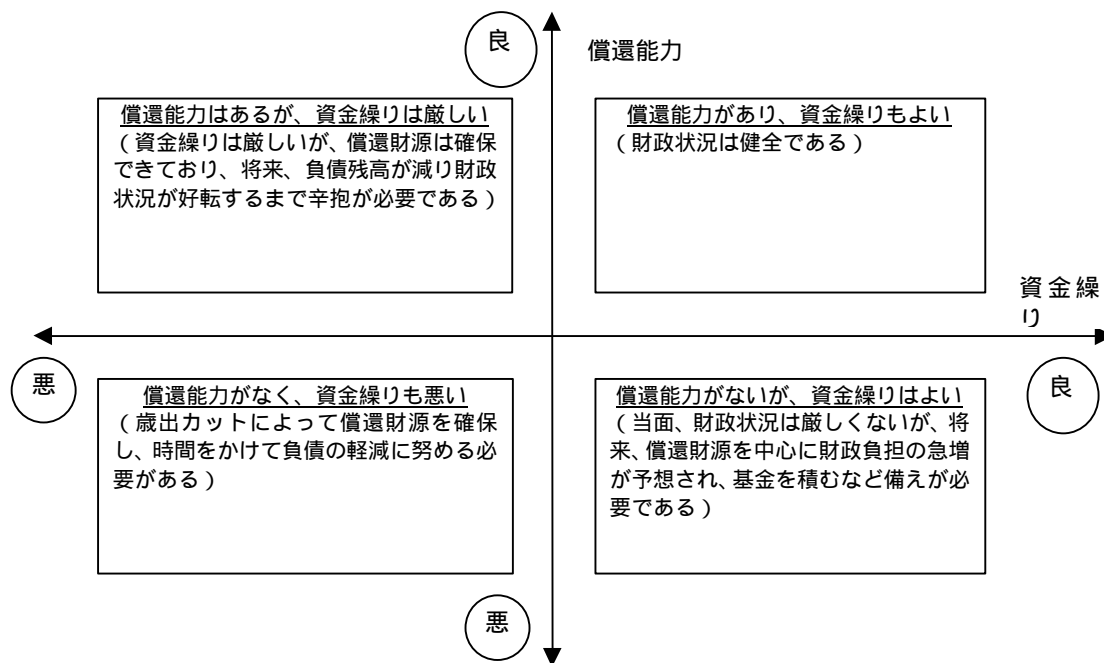


図1-1 財政状況の4つの領域

### (3) 財政指標の説明

#### 「資金繰り」を表す指標

本調査では、次のように資金繰りに関する指標を設定している。

- 1) 実質単年度収支比率（実質単年度収支の標準財政規模（一般財源には臨時財政対策債発行可能額等を含む）に対する割合：当年度の実質的現金余剰（不足）額の相対的割合）
- 2) 経常収支比率の公債費分（経常収支比率のなかで、公債費の寄与分：行革できない義務的経費である公債費が資金繰りを押し上げる部分）
- 3) 持続可能性指数（実質単年度収支の赤字分の、財政調整基金と減債基金の合計に対する割合：これが大きくなると財政再建団体に転落が現実のものに）
- 4) 平均償還年数 / 債務償還可能年限（地方債の償還期間の償還能力指数である債務償還可能年限に対する割合：地方債を平均何年で返済すべきかの制約に対して、地方債を平均何年で償還できるかの能力の割合であり、これが小さいと返済が困難）
- 5) 償還財源指数（いわゆる留保財源に対する基準財政需要額に算入する交付税措置のない元利償還金の割合：財政力指数が低いのに起債制限比率が高い団体では、その割合が1を下回り、交付税上で想定されている行政サービス水準の確保が困難となる）

#### 「償還能力」を表す指標

償還能力に関する指標を次のように設定している。

- 1) 公債費を除く経常収支比率（これが低いと、償還財源に恵まれていることを示す）
- 2) および 3) 債務償還可能年限 < 公債費に対する地方交付税措置の影響を考慮する場合としない場合、ただしいずれも公営企業分を除く >（純債務に対する単年度の償還財源の割合：いざとなれば何年で債務を償還できるかを示す）
- 4) 単年度の財政力指数（外形的に財政力の程度分析：自主財源の割合の高さを示す）

#### 資金繰り指標と償還財源指標

	歳出構造等を反映した指標（制度の結果だけでなく、実際の歳出額などの各団体の財政運営の実態を反映する財政指標）	歳出構造を反映しない外形的指標（主として制度の結果反映され、実際の歳出構造などは反映されない財政指標）
資金繰りを示す指標	実質単年度収支比率 （実質単年度収支 / 標準財政規模） 経常収支比率の公債費分 持続可能性指数 （実質単年度収支の赤字額 / 基金残高） 平均償還年数 / 債務償還可能年限	償還財源指数 （地方税の徴収率を考慮した留保財源 / 元利償還金のうち交付税措置のない部分）
償還能力を示す指標	公債費を除く経常収支比率 債務償還可能年限 （公債費に対する地方交付税措置の影響を考慮する場合としない場合、ただし公営企業分は除く）	財政力指数（単年度）

(4)本調査における分析の特徴 :プールデータによる「絶対評価」

プールデータによる評価のねらい

自治体の財政評価はこれまでもいくつか行われているなかで、本調査には次のような特徴がある。ある年度の全市あるいは全都道府県のクロスセクションデータを用いて、特定の団体の財政状態を相対的に比較し、点数化したり、ランキングをすることは比較的容易である。しかし、1990年代から現在までの期間であれば、バブル経済による未曾有の好景気と、その反動としての長期不況を経験しており、そのなかで自治体の財政状況は大きく変わっている。

好景気で税収に恵まれた時期には、多くの自治体の財政状況は好転し、逆に不況が続き税収や地方交付税等が低迷すると、特に大規模な行政改革をしない限り、財政状況は厳しくなる。そのときに、ある自治体の全自治体に占める相対的な順位が一定であったとしても、景気がいいときと悪いときでは、その自治体の財政状況は絶対的な評価では低下することとなる。そこで、景気変動にかかわらず、自治体の財政状況を「絶対評価」するために、以下で示すように単年度のデータではなく、プールデータを用いた評価を行うこととした。

この調査で用いるプールデータは、表1-1で示すように平成元年度から15年度までの時系列かつ191市のクロスセクションの組み合わせを示している。平成2年度はバブル経済のピーク時であり、平成10年度以降は、近年では地方財政がもっとも厳しい時期に当たる。従って、この15年間は財政状況が最も良好な時期と厳しい時期の両方が含まれている。

表1-1 プールデータ 【N(市)×15(年度)】

	平成元年度	平成2	平成3	.....	平成15
A市				.....	
B市				.....	
C市				.....	
D市				.....	
.....				.....	
.....				.....	
.....				.....	
N市				.....	

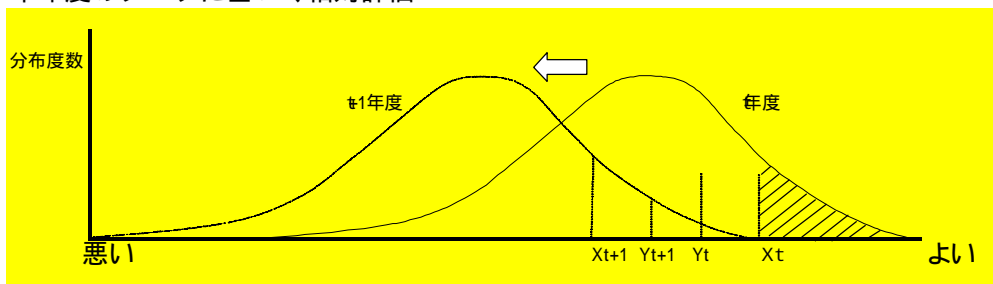
具体的な評価のイメージ

単年度のクロスセクションデータで評価する場合には、たとえば次の図1-2の中の「単年度のデータに基づく相対評価」に描かれるように、t年度の全市の財政指標の分布のなかで、X市がどのような相対的な位置にあるかに基づいて評価する。下の図で、斜線の部分の面積がt年度の全市の分布に対して上位20%にあたるとすれば、X市はt年度で80点というスコア(得点)を与えることができる。

いま、t年度からt+1年度になると、景気が後退するなどの理由で財政状況が全体的に悪化し、財政指標の分布が左方向にシフトしたとする。X市はt+1年度でも、全市のなかで上位20%の位置を維持しているように図示されているが、絶対尺度ではX<sub>t+1</sub>はX<sub>t</sub>よりもかなり悪化した状態といえる(またY市の場合には、t年度からt+1年度で財政指標が悪化しているが、各年度の相対的な位置づけでは、t年度よりもt+1年度では相当向上している)。

そこで、各年度で全市の財政指標の分布が変わるなかで、安定的な（全体）評価を行うためには、図1-2「プールデータに基づく（絶対）評価」に示されるように、各年度の分布状況を集計したプールデータによる分布を作り、そのなかで各年度の財政指標がどのように動くかを分析し、プールデータによる分布のなかで、各年度の値が上位から数えて％に位置しているかに基づいて点数化することとした。その図での斜線部分の面積がプールデータの分布図全体の10%の割合であるとする、t年度のA市のスコア（得点）は90点であるということになる。図では、A市は各年度の分布のなかで、常に同じ相対的な位置づけであるように描かれているが、分布全体が年々悪化していることによって、プールデータによる評価では、当然異なるスコアとなり、t年度よりt+1年度、t+1年度よりt+2年度の方がスコアは悪化している。

### 単年度のデータに基づく相対評価



### プールデータに基づく（絶対）評価

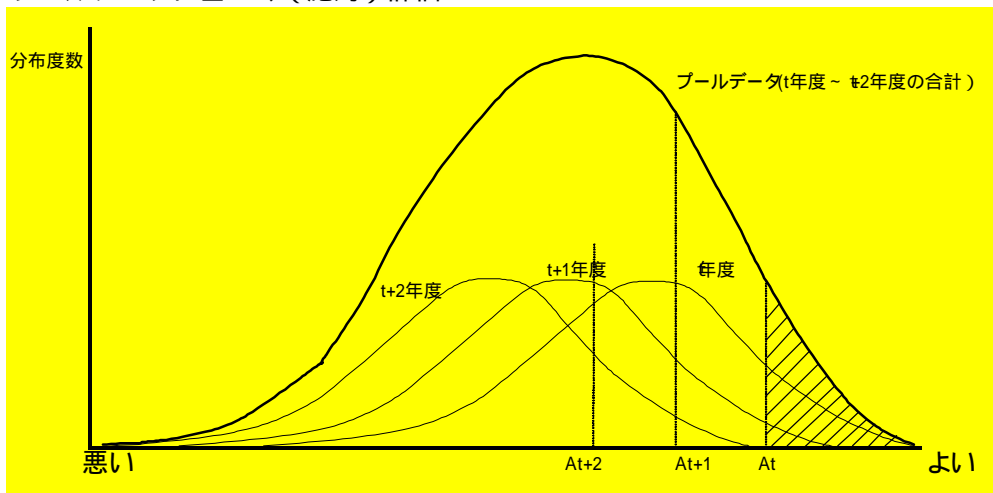


図1-2 単年度のデータに基づく評価とプールデータに基づく評価



## 本調査における評価の手法

財政指標が1つだけであれば、ある市のある年度のスコアは、15年間で全市のプールデータの分布に対して、その年度のその市の財政指標が面積比で上位 %のところにあるかどうかで点数化される(この場合、スコアは100 - %の点数とする)。しかし、本調査では、資金繰りでは5つの指標、償還能力で4つの指標を用いているので、指標ごとのスコアをもとめ、資金繰りと償還能力のそれぞれにわけてそれらを加重平均したものをスコアとした。さらに、その両者から総合スコアを算定している。

## 本調査による評価のメリット

プールデータによる評価を行うことで、15年間の財政状況の動きを同じ基準で評価でき、多様な財政分析指標を使いながら、時系列での財政状況の変化を、1枚のグラフで直感的に理解できるように表現することができるというメリットがあり、それがこの本調査の分析の最大の特徴である。プールデータは、年度を追加していけば、多少は分布の形状が変わっていくので、厳密には「絶対」評価とまでは言えないが、その変化は比較的小さく、単年度の相対評価よりは評価結果は安定的である。

### (5) 評価方法と結果の活用

以下のような手順で、自治体の財政力を評価する。

#### 資金繰り(5つの指標)と償還能力(4つの指標)の総合指標を作成

各指標を資金繰り指標と償還能力指標ごとに点数化し、ウェイト付けを行って、総合指標を作成する。点数化にあたっては、後に示すように、15年度分のプールデータを用いて、そのなかである市のある年度の指標が、プールデータの分布に対して、上位から数えてどのような位置にあるかを基に算定している。

#### 時系列分析 : 資金繰りと償還能力がどのように推移してきたかを図示

次の図1-3のように各自治体の財政状況の変化を図示する。図1-3の例では、モデル市では、 から出発し で終わっているとすると、長期的な趨勢としては、右上から左下に移行しているため資金繰りと償還能力ともに悪くなっている。しかし、その間に4年目から3年間は一度回復し、その後8年目頃から悪化の一途をたどっていることが読み取れる。このような財政状態の変化の背後に何が起きているかを分析することで、健全な財政運営のあり方について、より踏み込んだ考え方がまとめられる。

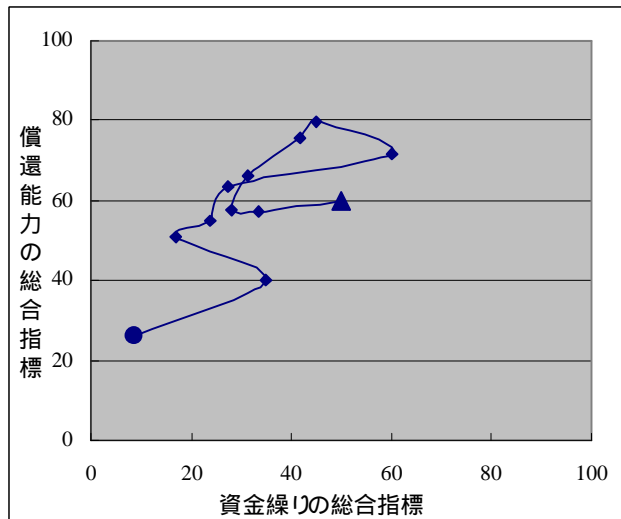


図 1 - 3 モデル市の財政状況の推移

#### 自治体間の比較

資金繰りと償還能力指標の総合指標から、財政力の総合指標を算定し、図 1 - 4 のように、自治体間の比較を行う。図 1 - 4 では、原点に近い方が悪い指標となるので、この総合指標は、原点からの距離が長いほど良い状態を示すこととなる。

また、自治体間の比較だけでなく、個別の自治体が財政運営を行う際のメルクマールに活用できる。財政計画を策定する期間内で、上記のような財政指標がどのように推移するかについてシミュレーション分析を行い、発行可能な地方債の上限額、償還財源を確保するために必要な経常経費の削減幅、あるいは超過課税の必要額などを推定することが可能となる。将来的には、個別の自治体議会が、財政指標についての目標額を定め、その制約内で予算編成を行ったり、総合計画を定めるという状況が期待される。

仮に、市場公募債を発行している団体において、中長期の財政計画において資金繰りも償還能力もいずれも向上が見込まれる場合であれば、投資家に対して、地方債 IR において、地方債の格付けが向上されるべきであることを強調できる。

そのほか、不同意債の発行が財政運営上適切かどうか（不同意債が発行が財政力から見て無理がないのは債務償還能力に余裕のある団体のみであり、償還能力にどれほどの余裕があるかで判断すべき）、市町村合併における合併特例債の発行可能額の上限の設定（合併特例債には交付税措置があるので、交付税措置を考慮した債務償還可能年限に目標額を設定すると、発行可能額が算定できる）などにも活用できる。以上のように、長期的な財政運営指針の作成にも、本調査における財政分析の結果が活用できる。

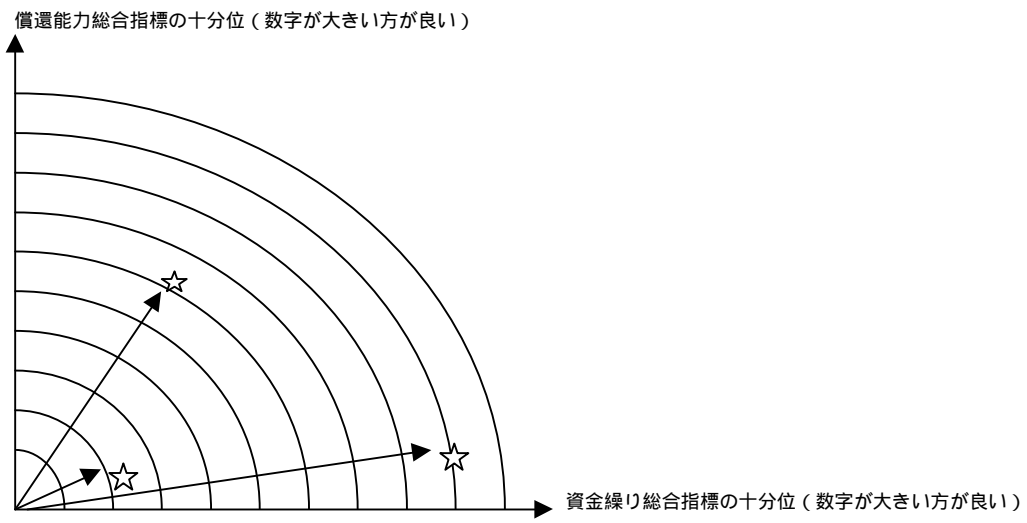


図 1 - 4 総合的な財政指標

## 2. 調査結果の概要

### 2 - 1 . 調査への協力依頼の結果

人口 10 万人以上の規模の 225 都市を調査の対象とし、データ提供・入力等の依頼を行ったところ、

全体の 84.8%にあたる 191 市から協力を得た（協力していただいた自治体名は巻末を参照）。なお、調査には可能な限り正確さを期したつもりであるが、なお各市にお願いしたデータ入力作業について、報告書の取りまとめ段階でいくつかミスが見つかっており、なお完全に除けていない可能性もある。その点には特にご理解を頂きたい。

### 2 - 2 . 分析結果から特に注意すべきこと

#### 人口 10 万人以上の市全体の動き

詳細は 4 章で分析しているが、人口 10 万人以上の都市全体の財政状況は、平成 2 年度がピークであり、その後は資金繰りも償還能力も低下している。特に償還能力の低下が著しい。財政状況がボトムであるのは平成 10 年度頃であり、その後、一時的に回復するものの再び悪化し、平成 15 年度はボトムに近い状況にある（図 4 - 7）。

図 4 - 8 で、10 万人以上の市における財政指標の動きを示している。その結果は、資金繰り関係の指標で、実質単年度収支比率や持続可能性指数では、年度間で変動があるものの、償還財源指数、経常収支比率の公債費分、平均償還期間 / 債務償還可能年限は、いずれも趨勢として悪化している。また、債務償還可能年限、公債費を除く経常収支比率は、平成 10 年度頃に一度厳しい状況を迎え、平成 12 年度～13 年度においては、回復傾向も窺えるが、直近では再び資金繰りも償還能力も弱含みである。

#### 個別団体の動き

調査対象となった都市について、平成元年度から 15 年度までのプールデータ（191 市の 15 年間のデータ）をもとに順位づけした分析結果（図 4 - 1 ～図 4 - 6）によれば、平成元年度から次第に財政状況が悪化していることが読み取れる。

資金繰り・償還能力ともに上位 20%の区分の領域に位置する市の数の割合（図の中では「11」と表示されている）は、平成元年度では 40.4%（69 団体）であったが、平成 5 年度には 10.6%（19 団体）に激減し、平成 10 年度には 3.2%（6 団体）、平成 13 年度に 5.3%（10 団体）に増えるが、平成 14 年度は再び減って 2.6%（5 団体）、平成 15 年度は 4.8%（9 団体）と推移している。

逆に資金繰り・償還能力ともに下位 20%の区分の領域に位置する市の数の割合（図の中では「55」と表示されている）は、平成元年度にはわずか 0.6%（1 団体）しかなかったが、平成 5 年度には 5.6%に増加し、平成 10 年度には実に 21.4%に激増し、平成 13 年度に 17.5%になるが、平成 14 年度は再び減って 25.7%、平成 15 年度は 23.3%と推移している。直近年度では、全市のおよそ 4 分の 1 が資金繰り・償還能力ともに下位 20%の水準となっている。また資金繰り・償還能力ともに下位 40%であれば、全市のおよそ半分の割合に達している。

前章で述べたように、地方債発行制度が協議制に移行した後、不同意債の発行が財政力からみて無理がない団体は、資金繰りは厳しいが償還能力に余裕がある団体である。そこで、資金繰りが下位 40%、償還能力が上位 40%であれば、その条件を満たしていると見なす。そのとき、該当する団体は、平成元年度には 4 団体、（2.4%）であったが、平成 5 年

度には9団体(5.1%)、平成10年度には再び減って4団体、(2.1%)、平成13年度に10団体、(5.3%)に増えるが、平成14年度は14団体、(7.3%)、平成15年度は8団体、(4.3%)と推移し、該当する団体はあまりないこととなる。償還能力が上位60%にまで拡大すると、平成15年度では28団体、(14.9%)となり、1割から2割程度ということになる。

3章で示している個別団体の動きをみると、それぞれの年度のなかでの相対的な位置づけを表した分析では、総合指標で上位20%の団体は、次の表のようになっており、**関東・東京**と**北陸・中部**に豊かな団体が多く、特に近年では、財政状況のよい都市は**豊田市**、**岡崎市**などの**愛知県**に多いことが読み取れる(資料Aより)。

	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度
北海道	0 団体	0 団体	0 団体	0 団体
東北	0 団体	0 団体	2 団体	2 団体
関東・東京	19 団体	15 団体	13 団体	17 団体
北陸・中部	10 団体	16 団体	16 団体	13 団体
関西	4 団体	4 団体	5 団体	4 団体
中国	1 団体	0 団体	0 団体	0 団体
四国	0 団体	1 団体	0 団体	0 団体
九州・沖縄	0 団体	0 団体	1 団体	2 団体
上位20%の団体数	34 団体	36 団体	37 団体	38 団体

(備考) 年度によってデータ提供された都市数が異なるので、上位20%の団体数も異なっている

### 規模別に見た動き

政令指定都市、中核市、特例市を比べると(図4-9~4-11)、中核市がもっとも財政状況が良好であり、ついで特例市、政令指定都市という順に厳しくなっている。特に政令指定都市では財政状況は厳しく、バブル期である平成元年度頃はかなり財政的には恵まれていたが、平成10年度以降もっとも厳しい状態で膠着してしまっている。中核市でも同じように、バブル期では財政状況は良好であったが、その後、資金繰り・償還能力ともに趨勢として悪化し、平成10年度頃からはほぼ一定の水準である。しかし近年でもっとも厳しい財政状況でさえ、ほぼ中位水準に位置している。特例市の動きは中核市に似ているが、近年の膠着した状態が、中核市よりもやや厳しい状態である。

また、政令指定都市(図4-12)と中核市(図4-13)に該当する各自治体の財政状況の推移を比較すると、政令指定都市はほとんどの都市で資金繰り・償還能力ともにバブル期には良く、その後急激に両指標が悪化したことが分かる。一方の中核市は、自治体ごとで動きが異なっており、またその理由としては、地域経済を支える産業構造の違いが、税収変動の幅やパターンに差をつけていると考えられる。

### 地域別に見た動き

全国的に傾向は似ているが、地域別に見ると、それぞれ異なった動きを示している(図4-14~4-22)。北海道は厳しいがバブル期ですらそれほど良くないので、落ち込みの程度は大きくはない。関東・東京、東北、中部はバブル期には健全財政の状況にあり、その後次第に財政状況は悪化しているものの、なお直近年度でも中位水準で踏みこたえている。

ところが関西、中国、四国、九州は、直近年度の落ち込みぶりは相当厳しいものがあり、そのなかで関西の落ち込みぶりは著しい。また沖縄はバブル期でも財政状況はあまり良いとは言えなかったために、直近年度との差が少ない。

このように、財政状況は、おおむね東高西低である。

### 財政状況の変化の類型

財政状況が著しく悪化している団体：横浜市（図3 - 1 - 2）  
資金繰りが主に悪化している団体：富士市（図3 - 3 - 1）  
償還能力が主に悪化している団体：青梅市（図3 - 4 - 1）  
高位安定している団体：豊田市（図3 - 5 - 1）  
バブル期でも財政状況が厳しく直近でもあまり変わらない団体：宮崎市（図3 - 6 - 1）  
平成元年度よりも直近年度のほうが改善されている団体：大東市（図3 - 7 - 1）  
このほか、阪神大震災の影響を受け、一気に財政状況が悪化した団体として、神戸市や西宮市などを図示している（図3 - 2 - 1、図3 - 2 - 2）

### 今後の財政運営へのシミュレーション

本調査の財政分析の具体的な活用方法としては、借入可能額の推定を行うことがある。今後、健全な財政運営を行うためには、一定の仮定の下で将来予測を行い、財政指標について目標値を置き、それよりも悪化しないことを制約にしたときに、最大でどこまで地方債の発行が可能であるかを分析できる。

本調査で対象となった10万人以上の都市を集計した財政分析に対して、次のような仮定計算をもとにシミュレーションを実施した。予測期間は平成30年度までとし、予測期間の当初の5年間である平成20年度までは、経常一般財源は減少し、経常経費は増加すると考え、その後、平成21年度から30年度までは歳入・歳出ともに一定値で推移するとした。

一般財源ベースの歳入（経常一般財源）は、直近年度の15年度分のおよそ2%にあたる2000億円ずつ、平成20年度まで毎年度減少するとした。また、一般財源ベースの歳出（経常一般財源充当の経常経費）で毎年度1%ずつ増加するとした。財政指標の目標としては、債務償還可能年限の直近年度の平成15年度の水準9.07年を、平成30年度においても超えないこととした。

このような条件の下では、地方債の発行可能額は、毎年度約1.2兆円と推定された（臨時財政対策債を除く）。この金額は、直近年度である平成15年度の地方債の発行実績額（臨時財政対策債を除く）の、およそ4分の3に相当している。地方債の充当率が今後不変であるとすれば、地方債の発行可能額は建設事業の執行可能額にリンクするので、建設投資額は補助・単独を問わず、直近年度である平成15年度の4分の3程度に抑制せざるを得ないこととなる。平成15年度は、近年では、投資的事業は相当抑制された時期であるが、それよりもさらに厳しく投資を抑制することが必要となるという結果となった。

なお、近年、地方財政計画の歳出の圧縮に伴って、地方交付税のカットが進んでいるが、その影響を推定するために、次のような分析を行った（巻末に示している都市別の財政状況の分析でも、市別と同じ分析をしている）。基準財政需要額が各年度で仮に10%圧縮されたとすると、償還財源が圧縮されるので、債務償還可能年限は次のように大きく上昇する。

13年度：8.63 11.19  
14年度：9.29 12.22  
15年度：9.07 11.64

### 3．都市別の財政力比較（都市ランキング）

本調査に協力を頂いた 191 市の財政データをもとに各自治体の財政力を評価した。その各自治体の評価結果は、資料 C にあり、それには各指標値とプールデータ（全都市×全期間のデータ、15 年度×191 市 = 2865 サンプル数、ただし一部の市でデータの欠損があるので、実数としてはそれよりも小さい）で評価した場合にその年度の財政状況は上位何%に位置するかを示す値が指標ごとに示されている。さらに当該自治体の財政状況の推移が描かれた図とそれに対するコメントが記述されている<sup>1</sup>。このようなプールデータを用いて評価することにより、時系列（景気が良い時期、悪い時期をすべて含めて）かつ横断的に各自治体の財政状況の評価が可能となる。なお、このようなプールデータの場合には、景気が良く、多くの都市で財政状況が良好な状況では、得点の高い都市が多く、逆に不況期で財政状況が悪い年度では得点の低い都市が多くなるので、各年度で平均値や分散が一定とは限らないことに注意が必要である。

本章では、資料 C にある評価結果をもとに、15 年にわたる財政状況の変化の特徴や個別団体の財政状況を考察する<sup>2,3</sup>。

まずは、調査対象とされる各都市の財政力に応じたランキングを示すこととする。ランキングにあたっては、**2 種類のアプローチ**を行う。

3 - 1 節では、資料 C の評価結果にある資金繰り指標、償還能力指標、総合指標の値を年度毎に順位付けし、**相対的なランキング**を提示する。なお、資料 C にある総合指標の「全都市・全期間で上位 %」の数値は、プールデータ内(2865 サンプル数)での相対的位置付けであるため、この節で用いるランキングとは異なることに注意されたい。

次の 3 - 2 節では、資料 C にある資金繰り指標、償還能力指標、総合指標の「全都市・全期間で上位 %」の値を用いて、各年度のランキングの分布の推移を見ていく。ここでのランキングは**絶対的なランキング**を示していることとなる。

さらに、3 - 3 節で、近年における財政指標が好転している上位 10 市を取り上げ、個別にその要因を探る。

最後に、3 - 4 節で各自治体の財政状況の推移の動きを 7 つのパターンに分類し、平成元年度～平成 15 年度における財政状況の変化の特徴を捉え、また若干の今後の財政指針を示す。

<sup>1</sup> 調査期間中に合併を行った団体がいくつか存在する。その自治体の分析結果には、合併以前の時期についても合併した場合の財政状況と、合併前の各団体の財政状況の評価結果の 2 種類を表示している。後者の合併を行った該当団体の評価結果は、調査対象の 191 市（10 万人以上の都市）の財政データを基準に導出したものである。つまり、合併した町や村等の財政データは、評価を行う際に用いる母集団（プールデータ）には含まれていないことになる。

<sup>2</sup> 資料 C の表内にある、持続可能性指数の実数を「-」と表している自治体があるが、基金残高より実質単年度収支の額が大きい場合計算上適当な数値が導出できないため、そのような表記を行っている。また、その年度に該当する「全都市・全期間で上位 %」の値は、十分に該当自治体の財政に持続力があると考え「1」と処理している。

<sup>3</sup> 資料 C のいくつかの指標には、基準財政需要額の 1 割カットにより生じる地方交付税の減額が起こったときに各指標のシミュレーション値がある。中に、平均償還年数 / 債務償還可能年限、債務償還可能年限（除く公営企業）、地方交付税を考慮した債務償還可能年限（除く公営企業）のその値がマイナスのものがあるが、これは基準財政需要額が削減されたとき、十分に償還財源が確保されないケースに当たる。

### 3 - 1 . 年度別比較

全都市の平成元年度～15年度の財政データ（プールデータ）を用いて評価した各自治体の平成元年度～15年度における総合指標<sup>4</sup>、資金繰り指標、償還能力指標の値をその年度毎で順位付けし<sup>5</sup>、各自治体の財政状況の評価を行う。その評価結果は資料Aにある。資料Aには、平成元年度、5年度、10年度、13年度、14年度、15年度のための総合指標、資金繰り指標、償還能力指標の191市中上位100位までの自治体名と指標値を表に示している。好況期と不況期では同じ上位100位でも、指標値の水準は大きく異なっている。

以下に、総合指標、資金繰り指標そして償還能力指標の順位の上位100位に位置する自治体の傾向を簡単に見る。まず、総合指標においては、上位10位以内に関東・東京、愛知県下の自治体がいずれの年度でも多い。一方、10位以下での順位に該当する自治体の並びは、年度間で大きく変動する。また、資金繰り指標においても、どの年度でも上位10位以内に関東・東京と愛知県下の自治体が大部分を占めている。償還能力指標においては、期間の前半は、上位10位以内に、資金繰りと同様に関東・東京と愛知県下の自治体が入っているが、平成10年度以降には、都城市、津市、鈴鹿市、いわき市などその他の地域の自治体が上位に位置づけられている。

### 3 - 2 . プールデータによる比較

資料Cにある、総合指標、資金繰り指標、償還能力指標の「全都市・全期間で上位 %」の数値を用いて、資料Bに平成元年度～15年度ごとに上位20%以内、上位20～50%、上位50～80%、上位80～100%の4つのレベルで色分けした地図を描く。なお、無回答とデータの欠損の場合は白色で表現する。

<sup>4</sup> 総合指標、資金繰り指標、償還能力指標の値は以下の通りに導出される。

資金繰り指標は、資金繰り能力を測る指標と考える、実質単年度収支比率、経常収支比率の公債費分、持続可能性指数、償還財源指数、平均償還年数 / 債務償還可能年限の実数値を用いて、100位換算を行う（この値は全期間・全都市のプールデータ内で上位何%の位置にあたるかを示す）。次に、100から以上で計算された各指標値を引き、その値にウェイトをつけて、資金繰りの総合指標を導出する。その時のウェイトは、実質単年度収支比率は0.2、経常収支比率の公債費分は0.2、持続可能性指数は0.1、償還財源指数は0.3、平均償還年数 / 債務償還可能年限は0.2とする。

次に、償還能力指標は、償還能力を測る指標と考える、公債費を除く経常収支比率、債務償還可能年限（除く公営企業）、地方交付税を考慮した債務償還可能年限（除く公営企業）、財政力指数（単年度）の実数値を用いて、100位換算を行う（この値は全期間・全都市のプールデータ内で上位何%の位置にあたるかを示す）。次に、100から以上で計算された各指標値を引き、その値にウェイトをつけて、償還能力の総合指標を導出する。その時のウェイトは、公債費を除く経常収支比率は0.3、債務償還可能年限（除く公営企業）は0.3、地方交付税を考慮した債務償還可能年限（除く公営企業）は0.3、財政力指数（単年度）は0.1とする。

最後に、総合指標は、以上の方法で計算された資金繰りと償還能力の総合指標を用いて、以下の式で導出した。

$$\text{総合指標} = \frac{\sqrt{\text{資金繰り指標}^2 + \text{償還能力指標}^2}}{\sqrt{2}}$$

順位は、各3つの指標の値が大きい順に、良い順位をつけている。

<sup>5</sup> 具体的には、資料Cにある各自治体の総合指標の指標値を平成元年度分だけ取り出して、それを1～191位で順位付けする。他の年度も同様である。



資料Bに基づき、総合指標の評価結果を見ると、平成元年度～2年度においては、上位20%以内に位置する自治体は、全国的に広がっているが、その傾向は、平成3年度以降に変化を見せ始め、特に、東北、東京、関西、中国で該当する自治体数が減少している。その結果、平成5年度には、東北、中国、九州の自治体が上位20%以内には該当しない。また、平成8年度からは、関西圏下の特に大阪府や阪神間の都市で財政力が低下していることが見て取れる。そして、平成9年度以降は、上位20%以内に位置する都市は数少なく、大半が関東・東京、北陸・中部に集中している。(地域区分は52ページの注を参照)

地図上の色の移り変わりを見ても、近年ほど全国的に財政力の低下が生じている。しかし、そのような傾向の中、関東の一部の自治体と愛知県下の自治体は当該期間中、財政力を維持し続けている。

次に、資金繰り指標は、総合指標と同様に、平成元年度～2年度においては、上位20%以内に位置する自治体は全国的に広がっており、平成3年度以降に徐々に東北、東京、関西、中国、九州の自治体で水準が低下している。期間の後半には、上位20%以内に位置する自治体はほとんど関東・東京、北陸・中部に見られるのみである。

最後に、償還能力指標は、平成元年度～3年度においては、多くの自治体が上位20%以内に位置していた。平成4年度以降、大阪府下、中国、九州の自治体を中心に償還能力の低下が見られる。そして、他の指標と同様に平成5年度には、東京を除く関東や北陸・中部に上位20%以内の都市が集中しており、その後も全国的に悪化傾向が続いていることが分かる。しかし、平成12年度以降、上位20%以内に位置する自治体数が多少増加しており、償還能力の改善傾向が見受けられる。

### 3 - 3 . 財政指標が好転している市における要因分析

平成10・11年度と14・15年度は、経験的に、近年ではもっとも財政状況が厳しい。その期間で、財政状況が改善している団体では、相当な行政改革を断行して、財政状況の改善を図ったか、日本経済全体の動きと反して地域経済がV字回復を遂げたことで地方税収に恵まれたかのどちらかであると考えられる。そこでそれらを含む期間である、[平成10～12年度の総合指標]と[平成13～15年度の総合指標]を比較したのが表3 - 1である。

表3 - 1 財政指標が好転している都市 上位10位

順位	都市名	総合指標の上昇度
1	浦安市	23.9
2	富田林市	19.3
3	平塚市	15.9
4	鈴鹿市	15.5
5	日野市	15.3
6	松戸市	14.1
7	西尾市	12.5
8	浜松市	11.9
9	戸田市	11.6
10	調布市	10.4
	全都市平均	-3.5

備考) 総合指標の上昇度 = [平成13～15年度の総合指標の3カ年平均]  
 - [平成10～12年度の総合指標の3カ年平均]

この表で、上位5市について、財政指標がどのように変化した結果、財政指標が改善されたかについて分析する。なお、同期間中に、全都市の平均では総合指標は、3.5ポイント低下している。

【浦安市】 税収増によって、財政指標が改善されている。

平成13～15年度で、財政力指数が伸びており、税収が好調であることが伺われる。その結果、償還財源指数が高く、また償還財源が恵まれ債務償還可能年限が低下している（その反面で、経常収支比率の公債費分は特別に好転せず、税収増によって債務償還可能年限が低下したと考えられる）。

【富田林市】 地方債の償還のピークが過ぎた結果、財政指標が改善されている。

平成13～15年度で経常収支比率の公債費分が急激に下がっている。公債費を除く経常収支比率はむしろ上昇基調にあるが、そのなかで、債務償還可能年限が低下しているため、地方債残高がピークを越えて減少したと思われる。

なお、富田林市とほぼ同じ傾向が平塚市や日野市についてもいえる。

【鈴鹿市】 公債費を除く元利償還金が抑制されていることで財政指標が好転している。

平成13～15年度で、経常収支比率の公債費比率はむしろ上がっており、地方債の償還が進んでいる。それに対して、公債費を除く経常収支比率は低い水準で維持されており、償還財源は確保されていることから、債務償還可能年限や、償還財源指数が改善している。

以上のように、財政指標が改善しているケースでは、浦安市のように税収が増えるか、その他の市のように、地方債残高がピークを越えるか、償還財源が確保されたことで、債務償還可能年限や償還財源指数が好転するケースが多い。

### 3 - 4 . 財政状況の変化の類型

各自治体の平成元年度～15年度の財政状況の推移が描かれた図を基に、当該期間の財政状況の変化の特徴を捉える。ここでは、財政状況の推移の傾向を7つのパターンに分類する。分類する際には、初期年度と最終年度のポイントがどこの区域（図3を参照）に位置しているかを基準にして決定した。なお、自治体によっては初期年度が平成元年度以外、最終年度が平成15年度以外の場合もある。

#### 7つの分類

- パターン1 . 財政状況が全体的に悪化傾向にある団体
- パターン2 . 阪神大震災で影響を受けた団体
- パターン3 . 資金繰りが主に悪化している団体
- パターン4 . 償還能力が主に悪化している団体
- パターン5 . 高位安定している団体
- パターン6 . バブル期でも財政状況が厳しく直近でもあまり変わらない団体
- パターン7 . 平成元年度よりも直近年度のほうが改善されている団体

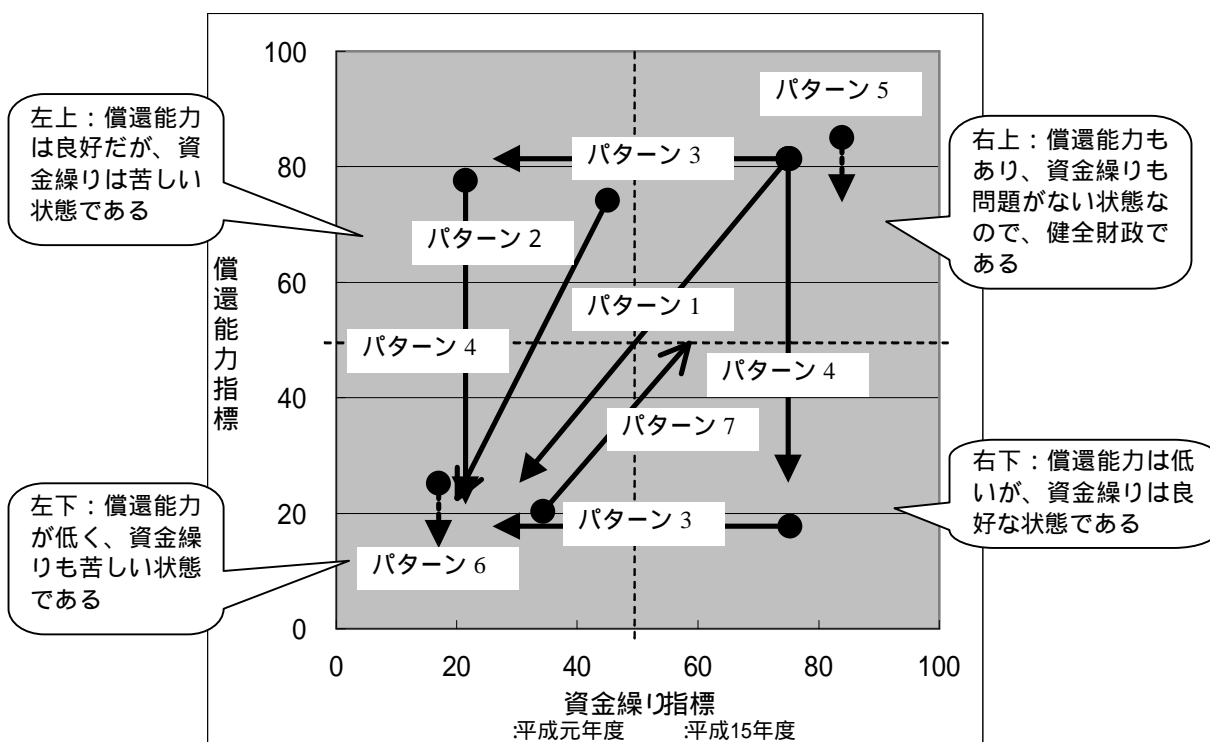


図3 7つの分類

以下には、各分類に該当する代表的な自治体の図とその推移の傾向の説明、そしてその他の該当市の紹介を行った上で、財政危機が深刻化しているパターンでは、行政改革等の財政改善の方策についてコメントしている。

パターン1 財政状況が全体的に悪化傾向にある団体

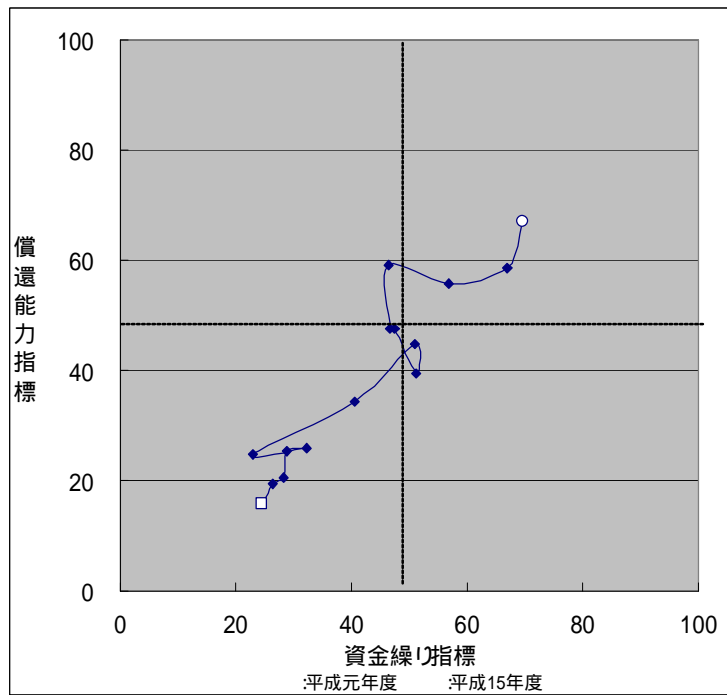


図3 - 1 - 1 札幌市

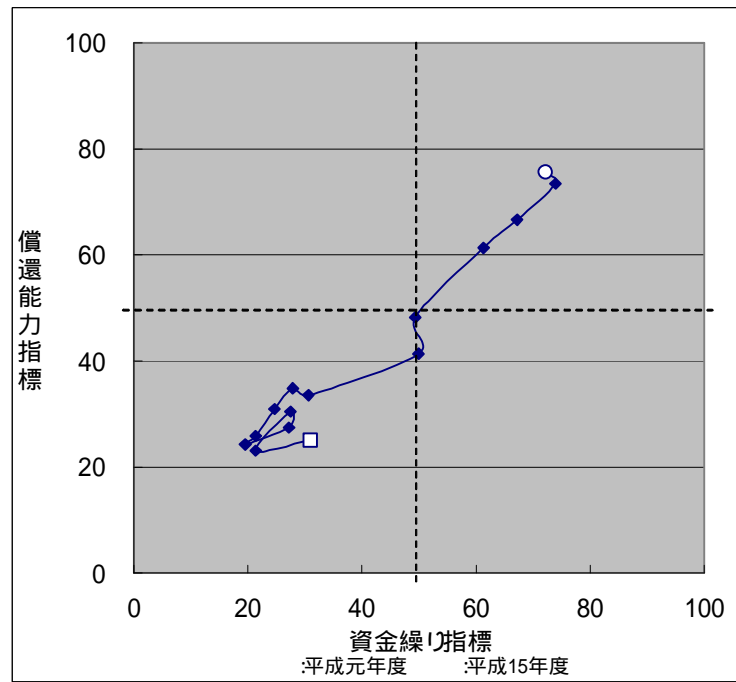


図3 - 1 - 2 横浜市

このパターンは、初期年度では右上の健全財政の状況に位置していたが、該当期間中に資金繰りと償還能力が共に悪化し、最終年度において左下の財政状況に位置しているケースにあたる。自治体の大部分がこのパターンに該当する。また、このパターンは2つに分類でき、その傾向を以下に説明する。

図3-1-1の札幌市のように、元々初年度において全市の中で中位水準に位置し、期間中に弱含みで推移し、最終年度には下位水準に位置するケースや、初期年度では健全財政の状況であり、期間中に何度か財政状況の回復を見せながらも弱含みで推移し最終年度において全市の中で中位水準に位置するケースがある。つまり、期間中に財政力は低下しているが、低下度合いがそれほど大きくないケースといえる。このケースに該当する、ないしは近似していると思われる自治体は、山形市、水戸市、足利市、小山市、高崎市、伊勢崎市、春日部市、越谷市、新座市、木更津市、柏市、流山市、習志野市、八千代市、府中市、小平市、多摩市、相模原市、長岡市、高岡市、福井市、甲府市、上田市、多治見市、三島市、藤枝市、堺市、岸和田市、枚方市、八尾市、箕面市、羽曳野市、東大阪市、生駒市、米子市、宇部市、山口市、春日市、延岡市などがある。

また、図3-1-2の横浜市のように、初期年度には全市の中で上位水準に位置し健全財政の状態であったが、最終年度には下位水準へまで低下しており、期間中に著しい財政状況の悪化が生じている場合もある。このケースには、当該期間中には財政状況の大きな改善が見られないケースや、または期間中に何度か回復は見せているが、悪化する時期の動きが著しく大きい場合が多く存在する。このケースに該当する、ないしは近似していると思われる自治体は、八戸市、盛岡市、仙台市、石巻市、会津若松市、つくば市、前橋市、岩槻市、千葉市、松戸市、佐倉市、八王子市、東村山市、国分寺市、東久留米市、川崎市、鎌倉市、小田原市、大和市、富山市、小松市、岐阜市、富士宮市、名古屋市、春日井市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、大津市、彦根市、草津市、大阪市、豊中市、守口市、河内長野市、門真市、川西市、和歌山市、松江市、岡山市、倉敷市、広島市、福山市、呉市、福岡市、久留米市、佐世保市などがある。このケースには、政令指定都市が多く該当していることが特徴的である。

このような団体では、過去に行った大規模な投資的経費によって地方債残高が重く、近年の不況期のなかで行政改革が遅れた結果として基金が枯渇し、人件費や福祉的経費、公営企業等への繰出が大きいなどの理由で公債費を除く経常収支比率が高いなどの現象が起きた結果として、資金繰り、償還能力がともに厳しい状況である場合が多い。行政改革によって人件費を含めている経常経費の抑制と、地方債残高の減少の両方をめざすという厳しい財政運営が必要となる。また、受益者負担の引き上げや法定外税などの努力が必要となってくる。

パターン2 阪神大震災に影響を受けた団体

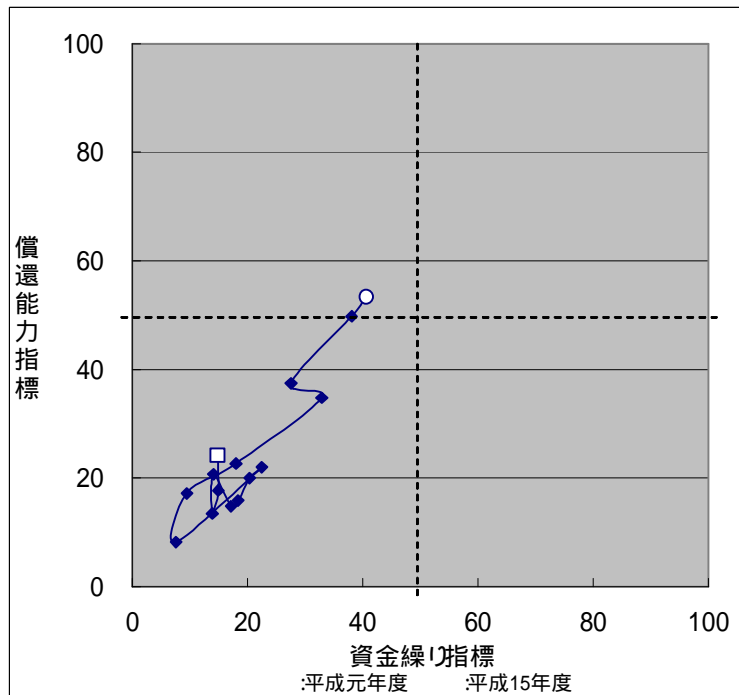


図3-2-1 神戸市

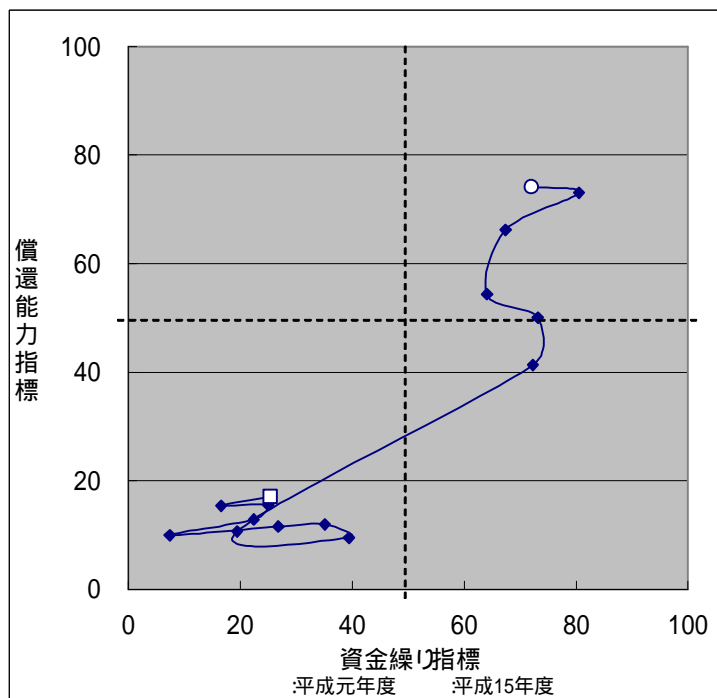


図3-2-2 西宮市

図3 - 2 - 1にある神戸市や図3 - 2 - 2にある西宮市は平成7年に起こった阪神大震災により財政へ多大な影響を受けたと考えられる。特に、西宮市の平成7年度の財政状況の動きは激しく、償還能力と資金繰りを悪化させている。震災後も財政力は大きくは回復しておらず、全市の中で下位水準の位置を推移している。

その他、阪神大震災の影響を受けた都市として、尼崎市、明石市、宝塚市、伊丹市がある。各都市も同様に、平成7年度に著しい財政力の低下が生じている。大災害は都市の財政状況を直撃することが読み取れる。

このような団体では、特に、震災復興事業などの結果として地方債残高が重く、それに近年の不況による財政難が重なり、財政状況に厳しさが増している。公債費を除く経常収支比率が低い限りは、いずれは公債残高も減ってくるのが期待されるので、いましばらく辛抱が必要となる。

パターン3 資金繰りが主に悪化している団体

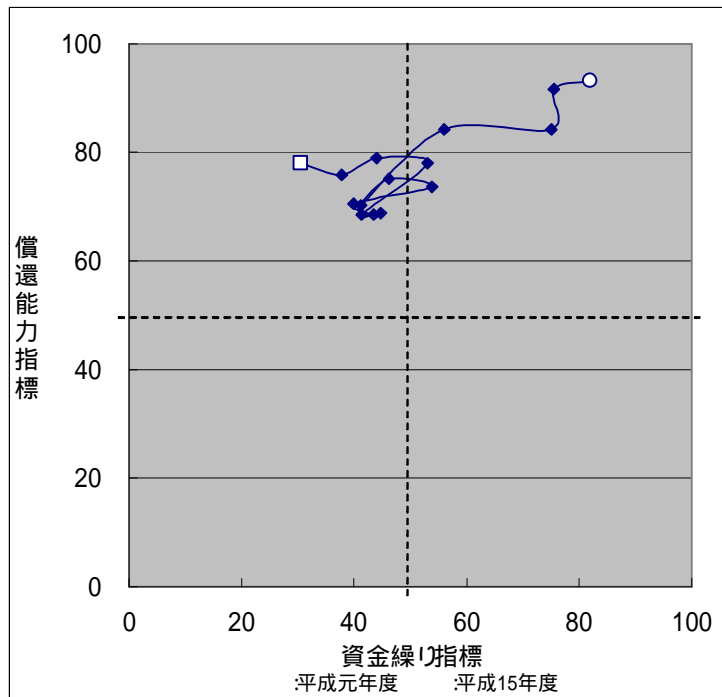


図 3 - 3 - 1 富士市

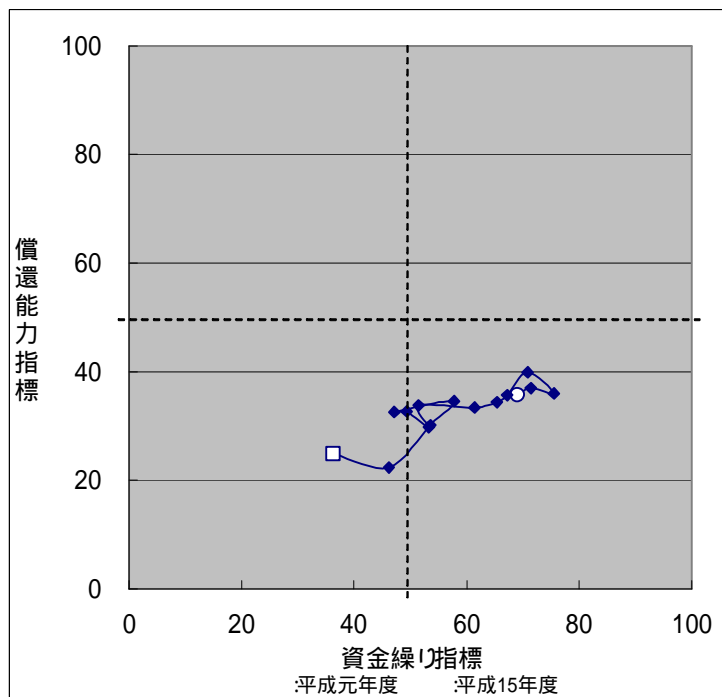


図 3 - 3 - 2 三田市



このパターンは、期間中に償還能力は大きく変化しなかったが、一方の資金繰りは著しく低下しているケースに該当する。このパターンには、初期年度における償還能力の水準により2種類に分類することができる。

図3-3-1の富士市のように、当該期間中に資金繰りは上位水準から下位水準までに推移しているが、一方の償還能力は概ね上位水準を維持しているという特徴がある。このケースに該当する、または近似していると思われる都市には、酒田市、長野市、静岡市、大垣市などがある。

図3-3-2の三田市のように、初期年度において資金繰りが上位水準に、一方の償還能力が中位から下位水準に位置する財政状況であったが、当該期間中に償還能力の水準は概ね維持され、一方の資金繰りが悪化したケースに該当する。このケースに該当する、ないしは近似していると思われる都市には、富士見市、寝屋川市、加古川市などがある。

資金繰りだけが悪くなる理由としては、公債費を除く経常収支比率を抑制し、償還財源を確保しながら、起債の償還期間をできるだけ短くして急激に返済を行い、経常収支比率の公債費分が高いなどのケースが考えられる。そのような状況では、いましばらく辛抱ができるならば、財政状況は好転することが期待できるが、難しい場合には、多少は起債をして資金繰りを緩和することも有効である。

パターン4 償還能力が主に悪化している団体

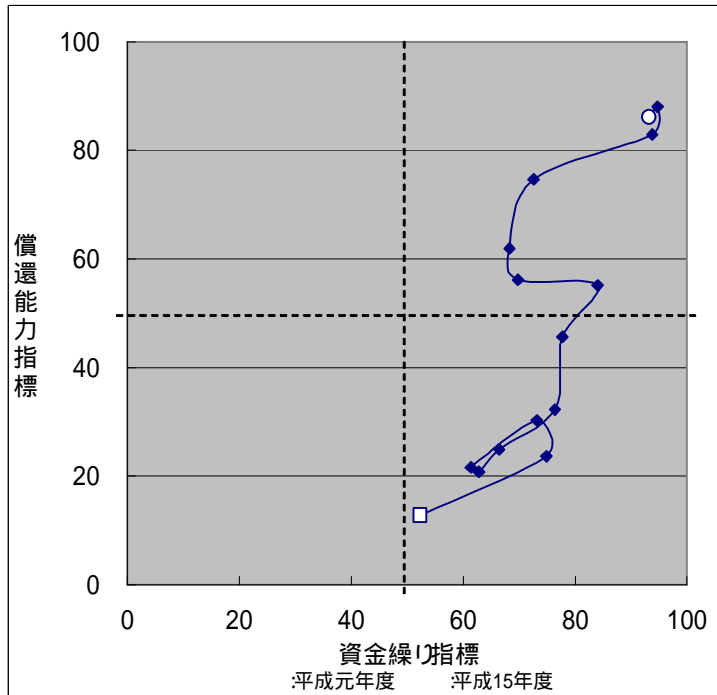


図3-4-1 青梅市

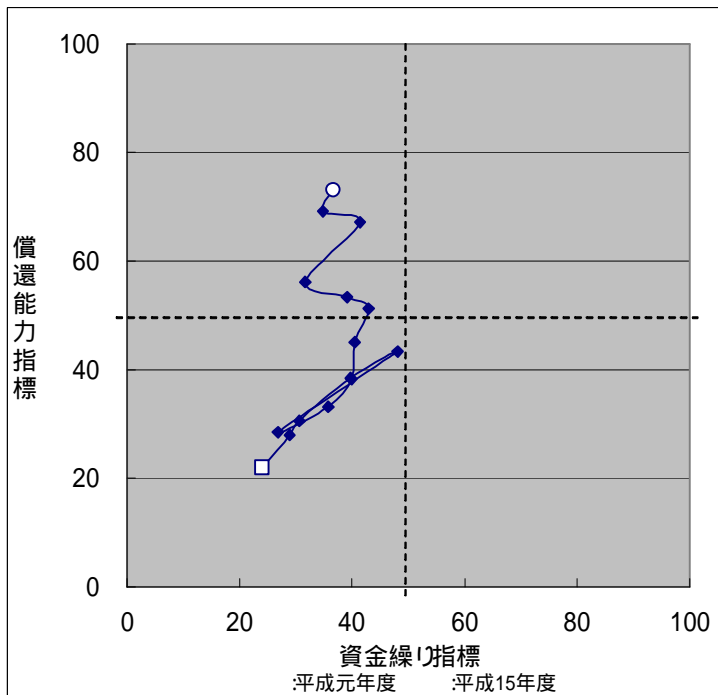


図3-4-2 徳島市

このパターンは、当該期間中に資金繰りは大きくは低下しなかったが、一方の償還能力の低下が著しく見られるケースに該当する。このパターンは、初期年度の資金繰りの水準により2種類に分類される。

図3-4-1の青梅市のように、初期年度では資金繰りに比べて償還能力の方が上位水準に位置していたが、最終年度では概ね資金繰りは上位水準で維持されているが、償還能力は中位から下位水準に低下しているケースに該当する。このケースに該当する、ないしは近似していると思われる都市には、新潟市、戸田市、船橋市、鎌ヶ谷市、三鷹市、昭島市、日野市、西東京市、豊橋市、豊川市、宇治市、松山市、佐賀市などがあり、特に関東・東京の都市が多く該当していることが特徴としてあげられる。

また、図3-4-2の徳島市のように、初期年度において資金繰りが弱く、一方の償還能力は良好な財政状況に位置していたが、当該期間中に資金繰りの水準は概ね維持され、一方の償還能力が悪化したケースに該当する。このケースに該当する、ないしは近似していると思われる都市には、旭川市、釧路市、帯広市、江別市、青森市、弘前市、鶴岡市、桐生市、市原市、飯田市、奈良市、北九州市などがあり、北海道の都市が多い。

このような団体では、基金の減少や地方債残高の増大もさることながら、公債費を除く経常収支比率が急激に上昇し、償還財源が圧縮されていることが、償還能力の低下の原因であると考えられる。そうであるならば、財政再建のためには、人件費や扶助費の抑制、団体補助金の見直し、受益者負担の引き上げ等による公営企業会計繰出の抑制など、経常費の圧縮が急務となる。

パターン5 高位安定している団体

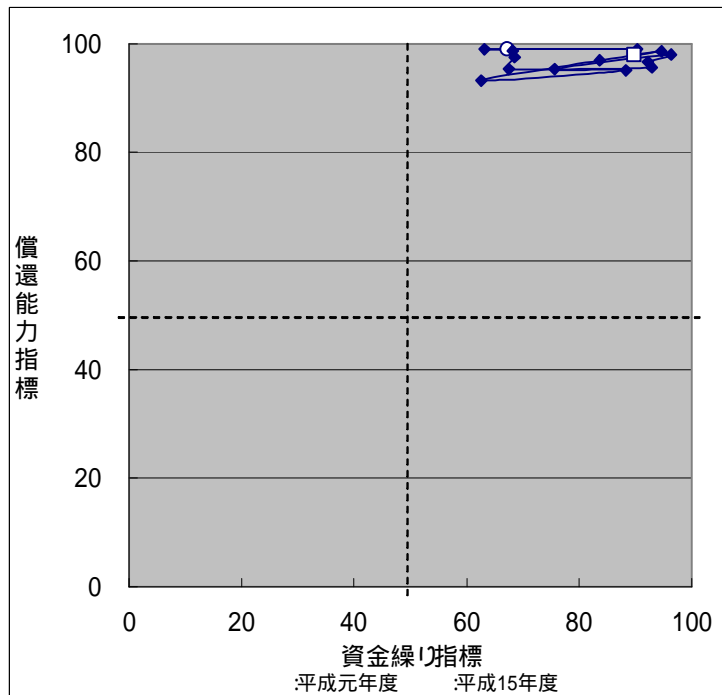


図3-5-1 豊田市

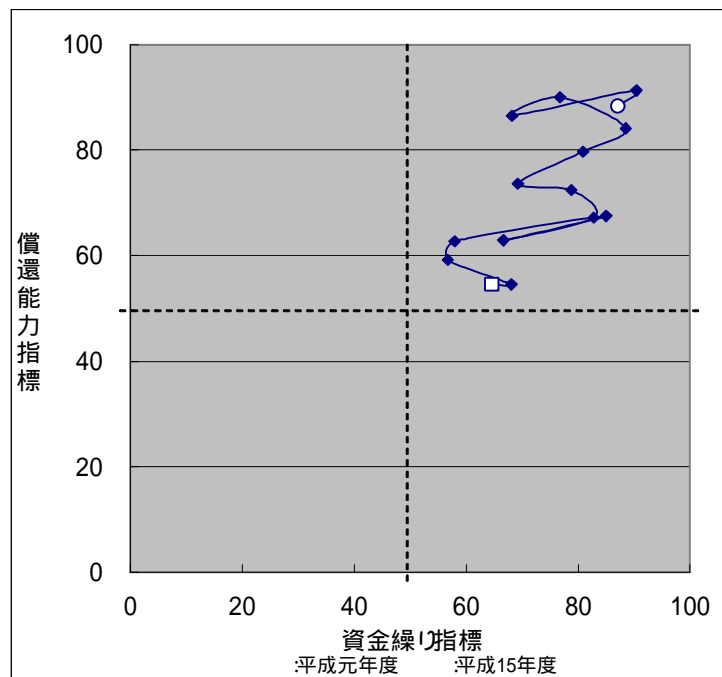


図3-5-2 川越市

このパターンは、期間中において右上の健全財政の状況で推移していたケースにあたる。このケースは、右上の領域での動き方を基準に2種類に分類される。

図3 - 5 - 1の豊田市のように当該期間中に財政状況の大きな動きはなく、右上の位置に留まっているケースである。つまり、景気悪化などの時代の趨勢には影響を受けず、健全財政を維持しているケースとなる。このケースに該当する、または近似していると思われる都市には、焼津市、岡崎市、刈谷市、安城市、西尾市、小牧市、津市などがあり、愛知県下の都市が多く該当している。

一方、図3 - 5 - 2の川越市のように当該期間中に右上の範囲内で財政状況を大きく変化させながら推移しているケースもある。大部分の都市では、初期年度から財政状況は弱含みで推移し、最終年度では健全財政の状況には位置するが、全市の中では中位水準に近い財政状態にあることが特徴と言える。このケースに該当する、ないしは近似していると思われる都市には、郡山市、いわき市、宇都宮市、川口市、所沢市、朝霞市、市川市、我孫子市、浦安市、立川市、武蔵野市、調布市、町田市、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、松本市、各務原市、浜松市、瀬戸市、半田市、稲沢市、鈴鹿市などがあり、関東・東京や北陸・中部の都市が多く該当する。

パターン6 :バブル期でも財政状況が厳しく直近でもあまり変わらない団体

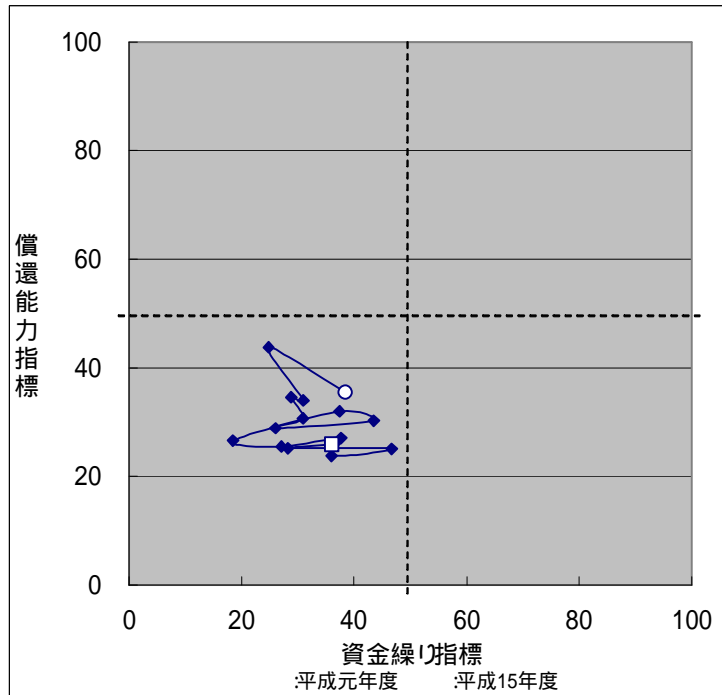


図3 - 6 - 1 宮崎市

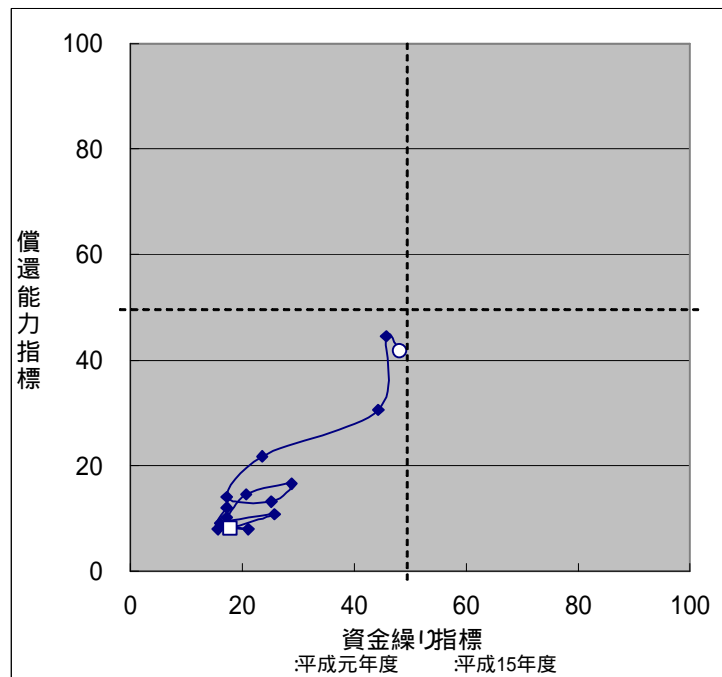


図3 - 6 - 2 京都市

このパターンは、期間中、財政状況が下位水準で推移し続けているケースにあたる。このケースは、左下の領域内での動き方を基準に2種類に分類することができる。

図3 - 6 - 1の宮崎市のように、当該期間中に左下の範囲内で財政状況がそれほど大きく変化しない状態で推移しているケースや、初期年度から最終年度の間で改善・悪化を繰り返し、その2時点と比較してほぼ同位置に戻っているケースがある。このケースも、元々財政状況は良好であるとは言えないが、景気悪化の影響をそれほど受けず、財政状況を維持している。このケースに該当する、ないしは近似していると思われる都市は苫小牧市、三郷市、和泉市、八代市、那覇市、沖縄市などがある。

また、図3 - 6 - 2の京都市のように、初期年度において資金繰りと償還能力はともに左下の領域に位置しており、全市の中で中位水準にあったが、当該期間中に左下の範囲内で右上から左下へなどと大きく変化し、資金繰りと償還能力がともに下位水準へと低下している場合もある。このケースに該当する、または近似していると思われる都市には、小樽市、北見市、太田市、池田市、高知市、大牟田市などがある。

パターン7:平成元年度よりも直近年度のほうが改善されている団体

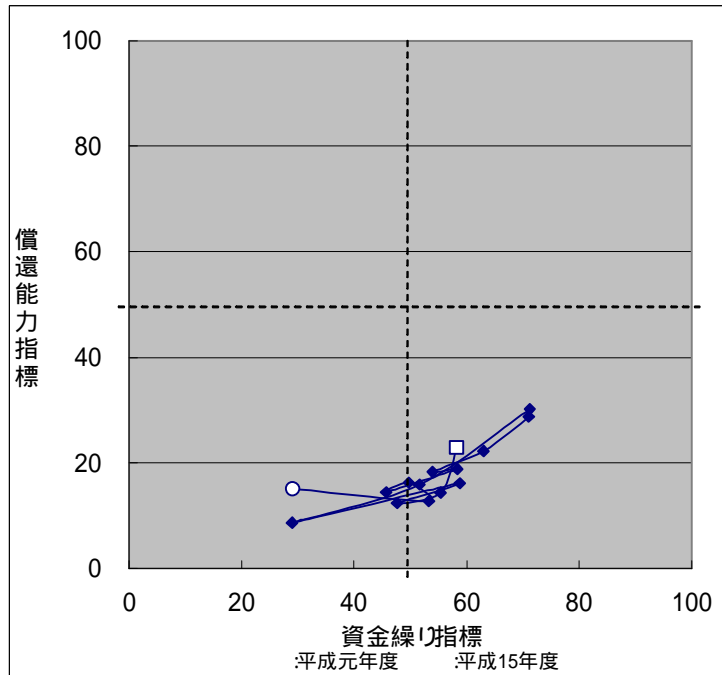


図3 - 7 - 1 大東市

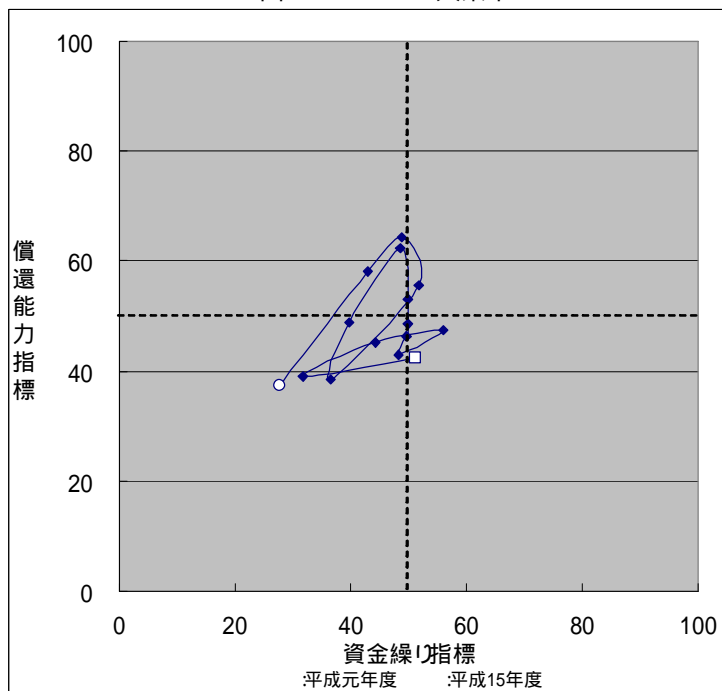


図3 - 7 - 2 東広島市



このパターンは、図3 - 7 - 1の大東市のように、当該期間中に財政改善の努力を行い、財政力が初期年度に比べて回復していたり、図3 - 7 - 2の東広島市のように、右上の領域には入らないが、全国的に財政状況が悪化するなかで比較的上位水準で財政状況を維持しているケースである。このケースに該当する、ないしは近似していると思われる都市は、他にさいたま市、小金井市、富田林市などがある。このように推移している理由としては、様々あると思われるが、地方債の償還のピークを越えた団体、税収が他市ほどは落ちこんでいない団体などが考えられる。

## 4．財政状況の推移

ここでは主に財政状況の推移について分析する。まず、4 - 1 節では、総合的な財政状況の推移と題して、いくつかの年度の全都市の財政状況を散布図として表し、その分布傾向を見る。また、全国でみた場合の財政状況の推移を描き、10 万人以上の都市の総体における財政状況を見る。また、4 - 2 節では、財政状況の推移を、都市の規模別でまとめた図を作成し、規模別都市での財政状況の比較を行う。また政令指定都市と中核市に該当する自治体の財政状況の推移を比較する。最後に、4 - 3 節では、地域別に財政状況の推移をまとめ、地域間で財政状況の比較を行う。

### 4 - 1．総合的な財政状況の推移

#### 4 - 1 - 1．近年の地方財政の概況

地方財政の全体的な状況は、平成元～15 年度までの調査期間のなかでは、経験的には、平成 2～3 年度が良い方のピークであって、平成 11 年度頃と 13 年度から 15 年度の直近 3 カ年がもっとも厳しい（調査期間後の 16 年度以降も厳しさはむしろ増している）。

地方税収入は、ピークは平成 3 年度であり、35.1 兆円であったが、その後は平成 6 年度には 32.5 兆円にまで下がり、増減を繰り返しているが、平成 15 年度には 32.7 兆円に再び下がっている。このような税収の変動には、経済変動による影響が大きい。個人住民税などでの大型な減税が平成 7 年度や 11 年度で実施されており、その影響も少なくない。地方税だけの国民所得に対する租税負担率は、昭和 63・平成元の両年度が 9.9% で過去最も高く、平成 15 年度では 8.9% に落ち込み、昭和 60 年度と同じ水準となっている。

財政収支の動きを見ると、実質収支が赤字となる赤字団体は、平成 3 年度では市町村では 9 団体と、かつてないほどの良好な状況であったが、平成 10 年度には 25 団体に増え、平成 14 年度にはさらに増えて 31 団体となっている。また経常収支比率で見ると、平成 5 年度には市町村全体で 76.2% であったが、14 年度では 87.4% にまで悪化の一途をたどっている。

景気変動を受けた財政状況の悪化を反映して、積立金の減少が進んでおり、財政調整基金は平成 4 年度のピーク時で市町村では 12.0 兆円（うち減債基金は 2.2 兆円）であったが、平成 14 年度では 10.4 兆円（うち減債基金は 1.4 兆円）に低下している。また地方債残高は、公営企業債残高や交付税特別会計借入金残高を加えたベースでは、平成元年度には 66 兆円であったが、平成 6 年度に 100 兆円を超え、それから 10 年ほどでおよそ 200 兆円に達しており、急激に悪化している。

また、地方交付税の圧縮による影響も、本調査にデータ協力を頂いた 191 市の大半を占める交付団体では深刻である。平成 14 年度から地方財政計画の歳出の圧縮が始まっており、それによって地方交付税を始めとする財源規模の縮小が起きている。またそれに先立って、平成 13 年度からは臨時財政対策債への振り替えが始まっていることから、地方交付税が圧縮されている。なお、段階補正の見直しなども影響は大きい。本調査の対象となった規模の都市では影響はない。

#### 4 - 1 - 2 . 財政状況の分布動向

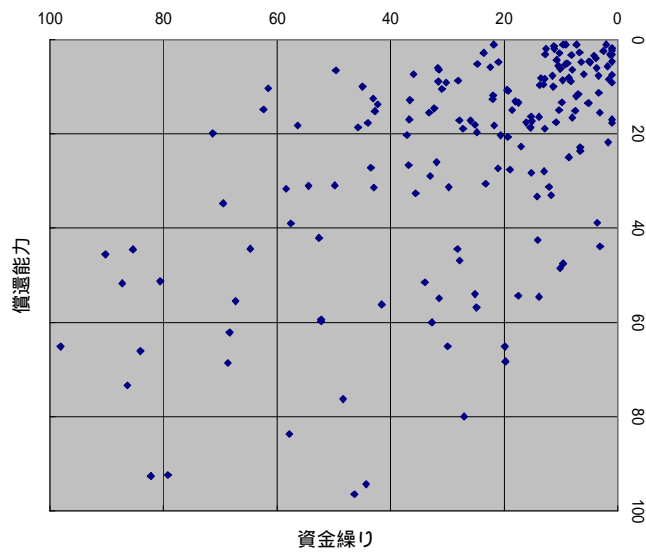
ここでは、全都市の財政状況の推移を考察する。以下に、平成元年度、5年度、10年度、13年度、14年度、15年度における資金繰りの総合指標と償還能力の総合指標の値を100%に換算した値（上位 %に位置するかを示し、数字が低いほど高い評価となる）を用いて散布図を作成する。さらに、各指標軸を5つに区分してできる25の領域に位置する都市数の割合を示した表を作成する（図4 - 1～図4 - 6）。この場合、「11」の領域が最も良好な財政状況であることを意味し、一方「55」の領域は最も悪い財政状況であることを示す。また、「51」は償還能力が良く、一方資金繰りが悪い状況を示し、「15」は逆に資金繰りが良く、償還能力は悪い状況を意味する。

時系列でその傾向を探ると、平成元年度においては、「11」の領域に該当する都市が最も多くあり、40.4%の都市が位置している。しかし、平成5年度は散布状態が大きく、主に「22」「32～34」「43～45」の領域内で評価される都市の数が増加している。平成5年度と平成10年度の状況とを比較すると、徐々に左下へとポイントが流れ移る様子が見て取れる。特に、「54」の領域の数値は平成5年度には3.4%であったのに対して、平成10年度では12.8%、また「55」の領域の数値は、平成5年度では5.6%であったのに対して、平成10年度では21.4%となり都市が占める割合が最も大きい。しかし、その動きも平成13年度には多少回復傾向に向かったが、平成14年度には再び悪化し、「55」の領域内で評価される都市の割合が25.7%と年度を通して最も高くなっている。平成15年度には多少の改善も見られ、「11」の領域に入る都市の割合が平成14年度の2.6%から4.8%に増加している。

以上の散布図を時系列で見ても、全国的に財政状況が低下していることが分かる。近年の財政状況を見れば、悪化傾向に歯止めがかかっている様子も見受けられる。

また、今後、不同意債をも含めて地方債の発行が可能な体力のある団体は、平成15年度における散布図の「51～53」、「41～43」におおよそ位置する団体が該当するとみることができる。団体数でいえば、おおよそ1～2割程度となる。（図4 - 1～6の各領域に示す比率の合計は、端数を四捨五入しているため必ずしも100%に一致しない）

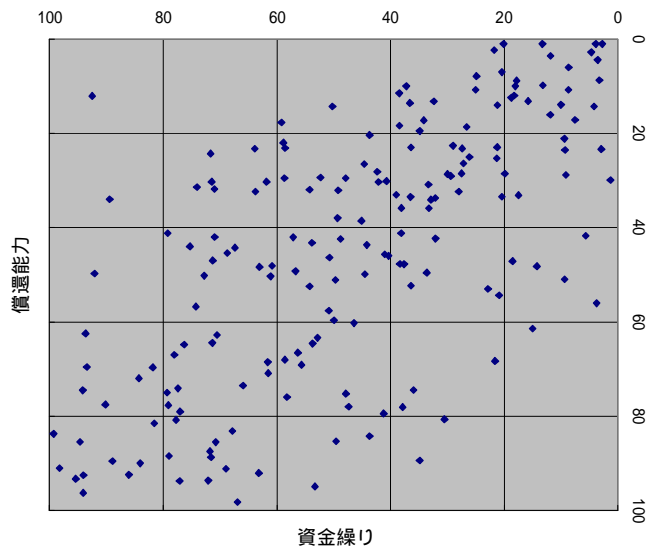
財政状況(平成元年度)



51	41	31	21	11
0.0	1.8	4.7	14.0	40.4
52	42	32	22	12
0.0	0.6	3.5	5.3	7.6
53	43	33	23	13
2.3	1.2	2.3	4.1	3.5
54	44	34	24	14
1.8	1.2	0.6	1.2	1.2
55	45	35	25	15
0.6	0.6	1.8	0.0	0.0

図4 - 1 平成元年度の財政状況

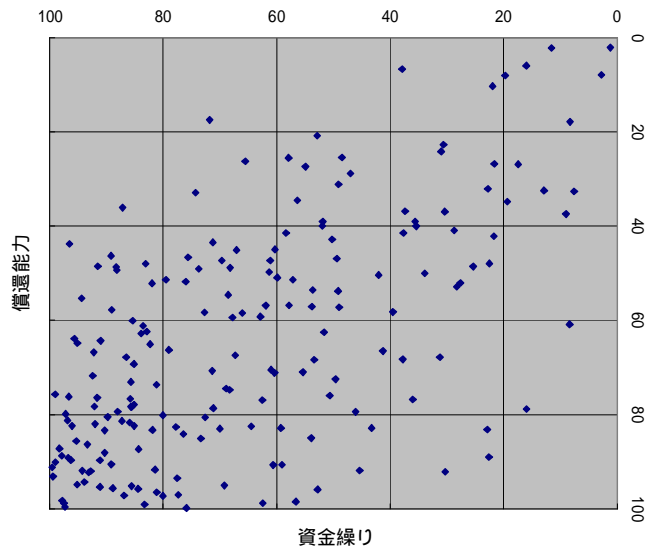
財政状況 (平成5年度)



51	41	31	21	11
0.6	0.0	1.1	7.8	10.6
52	42	32	22	12
0.6	3.9	7.8	10.6	3.9
53	43	33	23	13
0.6	6.1	7.3	4.5	2.8
54	44	34	24	14
3.4	6.1	5.6	1.7	0.6
55	45	35	25	15
5.6	6.1	1.7	1.1	0.0

図4 - 2 平成5年度の財政状況

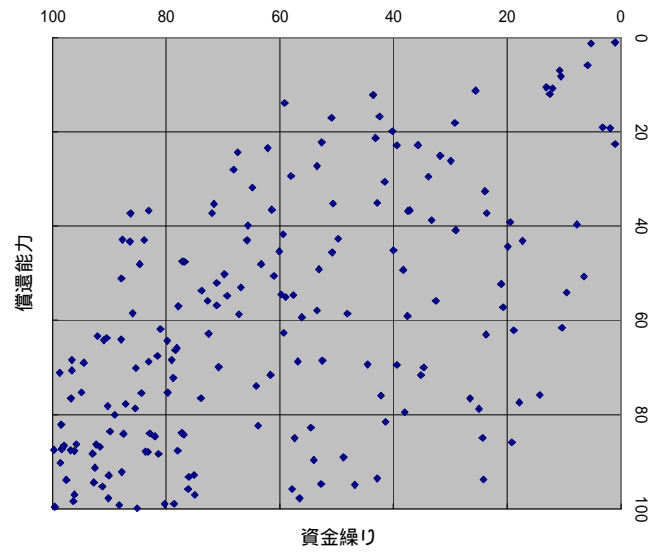
財政状況 (平成10年度)



51	41	31	21	11
0.0	0.5	0.0	1.1	3.2
52	42	32	22	12
0.5	1.1	4.8	4.3	2.7
53	43	33	23	13
4.8	9.1	5.9	4.8	0.0
54	44	34	24	14
12.8	4.8	3.7	1.6	1.1
55	45	35	25	15
21.4	6.4	3.7	1.6	0.0

図4 - 3 平成10年度の財政状況

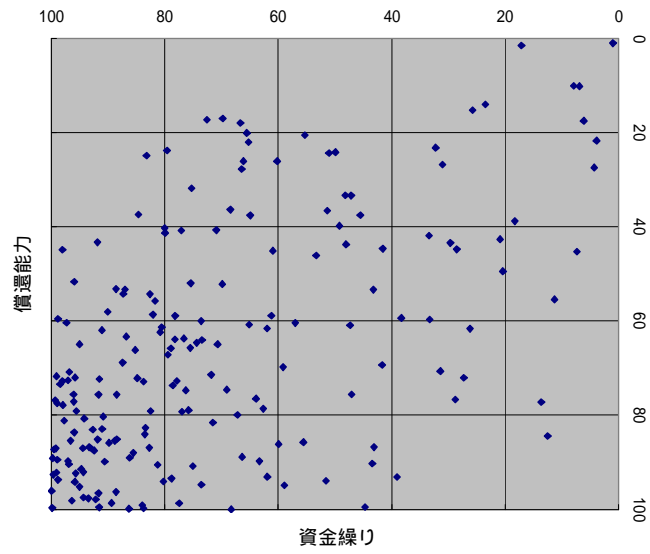
財政状況 (平成13年度)



51	41	31	21	11
0.0	0.0	2.6	1.1	5.3
52	42	32	22	12
1.1	4.2	3.7	5.3	1.6
53	43	33	23	13
3.2	7.9	5.8	3.2	2.1
54	44	34	24	14
9.5	5.8	2.6	3.7	2.1
55	45	35	25	15
17.5	4.8	5.3	1.1	0.5

図4 - 4 平成13年度の財政状況

財政状況 (平成 14年度)

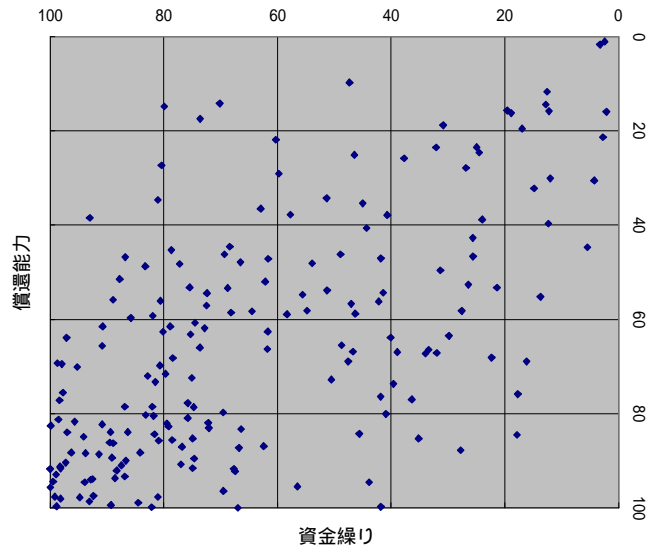


51	41	31	21	11
0.0	1.6	0.0	1.0	2.6
52	42	32	22	12
1.0	4.7	4.2	1.0	1.6
53	43	33	23	13
5.8	4.7	2.1	3.7	1.0
54	44	34	24	14
13.6	11.0	2.6	2.1	0.5
55	45	35	25	15
25.7	4.7	3.7	0.5	0.5

図 4 - 5 平成 14 年度の財政状況



財政状況 (平成 15年度)



51	41	31	21	11
0.0	1.6	0.5	0.5	4.8
52	42	32	22	12
1.6	1.1	3.2	3.2	2.6
53	43	33	23	13
3.7	6.9	6.3	3.2	1.1
54	44	34	24	14
7.4	6.9	3.7	4.2	1.1
55	45	35	25	15
23.3	9.5	2.1	1.1	0.5

図 4 - 6 平成 15 年度の財政状況

### 4 - 1 - 3 . 全国についての分析結果

4 - 1 - 4 に記述している ~ の状況を受けて、全国の財政状況は図 4 - 7 のように推移している（この分析ではプールデータによる評価を行っているので、時系列の変化をグラフで示しているが、単年度の評価であれば、全国のデータは平均値そのものとなって、年度間で変動しないことになる）。図 4 - 7 は、本調査で回答を得た都市の財政データを合算し、財政状況の変化をみたものである<sup>6</sup>。

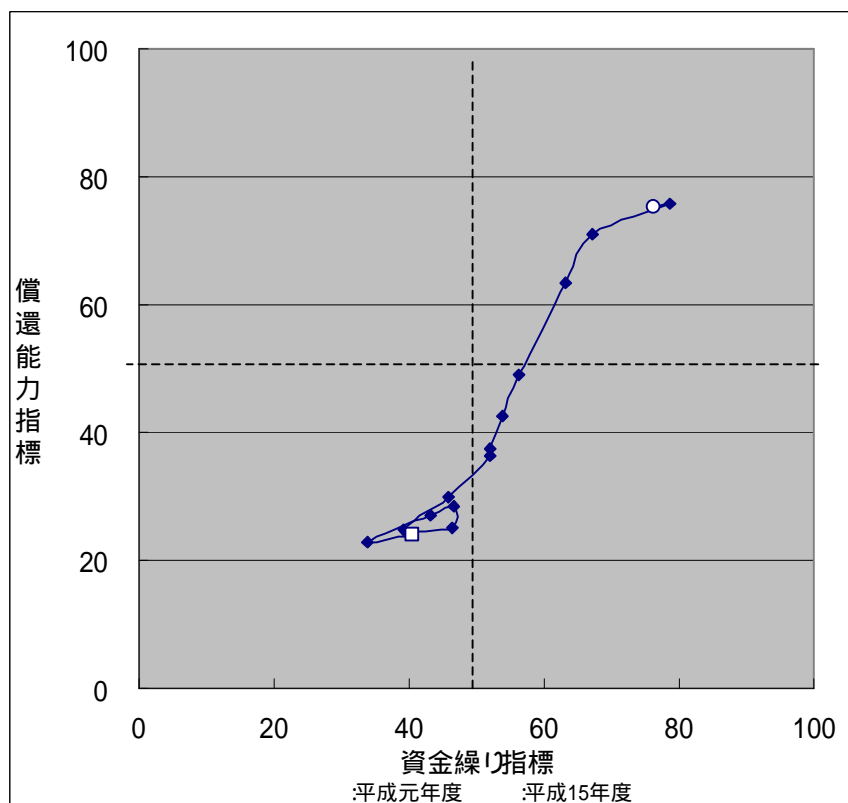


図 4 - 7 全国

全国では、平成元年度～5年度において健全財政の状況で推移していたが、その期間中では大きく償還能力の低下が見られる。平成6年度以降もその傾向は続き、平成8年度まで償還能力の著しい低下が生じたことが分かる。平成9年度～11年度まで資金繰りの悪化が生じ、財政状況が左下へと推移した。平成12年度～13年度においては、回復傾向も窺えるが、直近では再び資金繰りも償還能力も弱含みである。

図 4 - 7 のような全国の動きとは別に、個別の団体では、地域経済が全国的な景気動向とは関係なく好況（不況）であったり、財政再建につながる行政改革が実施できている（できていない）場合には、全国の動きとはまったく異なる動きをすることとなる。

<sup>6</sup> 図 4 - 7 は、191 市の財政データを合算して得た各指標値を用いて、プールデータを基準に評価したものである。以下、政令指定都市、中核市、特例市、地域別の推移図も同様な方法で導出している。

#### 4 - 1 - 4 . 全国についての各指標の推移

次に、資金繰り指標を構成する実質単年度収支比率、経常収支比率の公債費分、持続可能性指数、償還財源指数、平均償還年数 / 債務償還可能年限と、償還能力指標を構成する公債費を除く経常収支比率、債務償還可能年限（除く公営企業）、財政力指数（単年度）の全国における推移を示す（図 4 - 8）。なお、償還能力指標を作成する際に用いる、地方交付税を考慮した債務償還可能年限（除く公営企業）のグラフは、債務償還可能年限（除く公営企業）とほぼ傾向は変わらないとし、今回は参考値として示すに止め、分析の対象にはしない。概況は次の通りである、

実質単年度収支比率は、変動をしているが、平成 3 ~ 7 年度と 14 年度において赤字となっている。

経常収支比率の公債費分は緩やかに上昇をたどっており、平成 15 年度ではおおよそ 20% に達している。

償還財源指数は、平成 2 年度には 4.0 に近かったが、その後緩やかに低下し、平成 14 年度には 2 に近づいている。

公債費を除く経常収支比率は平成元年度 ~ 11 年度までは上昇し続け、その後いったんやや低下したものの、14 年度以降再び上昇している。

債務償還可能年限は、上記の などの影響と地方債残高が累増していることを受けて、平成元年度 ~ 11 年度までは上昇し続け、その後いったんやや低下したものの、14 年度以降再び上昇している。

上記 の影響で、平均償還期間 / 債務償還可能年限は平成元年度 ~ 11 年度にかけて急激に低下し、その後、1 を割り込んだ状況で推移している。

財政力指数は税収の落ち込みなどを受けて平成元 ~ 12 年度までは低下傾向になり、その後、横ばいで推移している。

以上のように、資金繰り指標、償還能力指標ともに、傾向としては悪化しており、その結果として、図 4 - 7 のように総合指標が推移している。

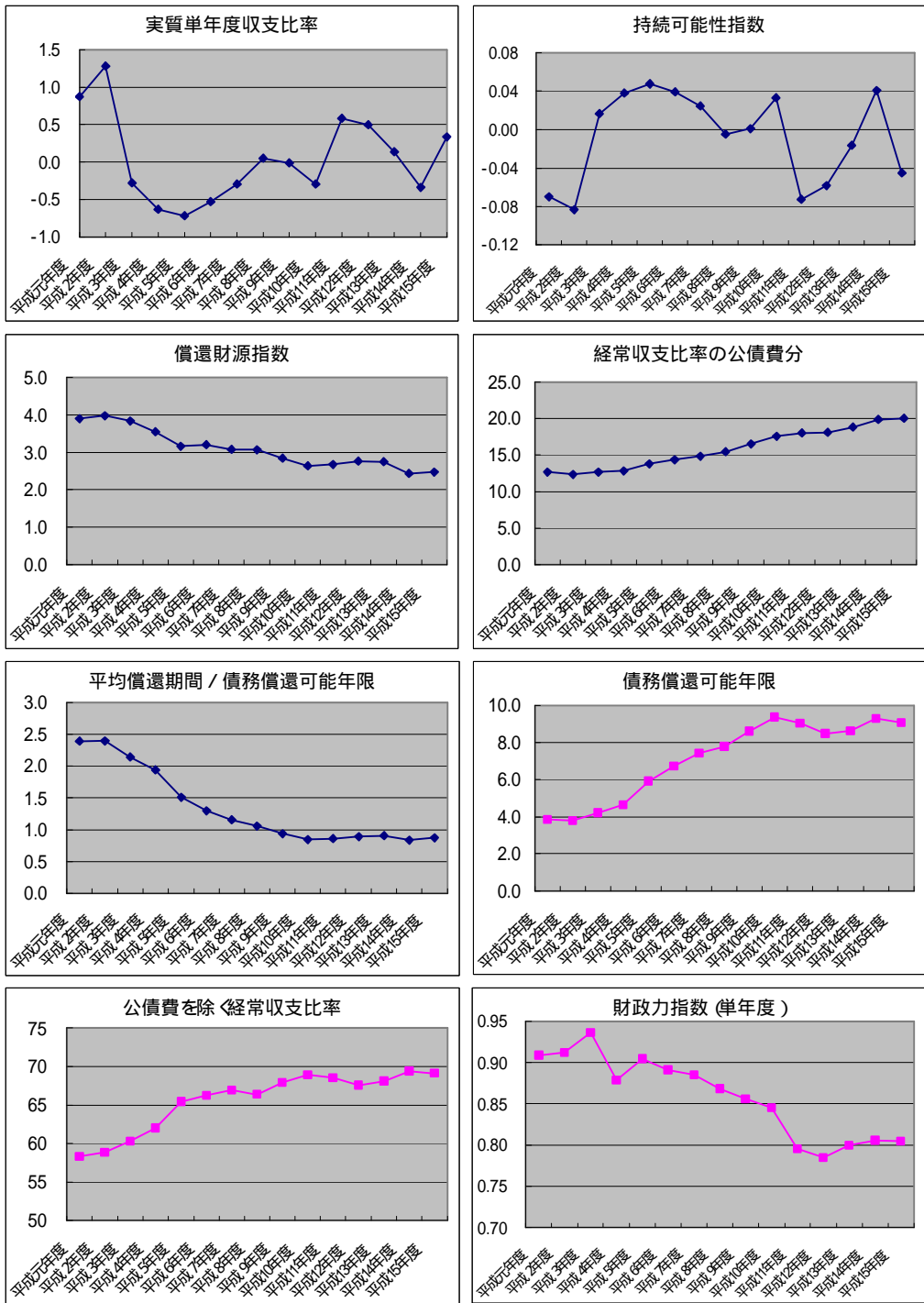


図 4 - 8 全国における各指標

#### 4 - 2 . 規模別にみた動向

ここでは、都市規模別に平成元年度～15年度における財政状況の推移を示す。以下では、政令指定都市（地方自治法第252条の19より、政令で指定する人口50万人以上を有すること）、中核市（地方自治法第252条の23より、人口30万人以上、かつ人口が50万人未満の場合にあっては、面積100平方km以上を有すること）、特例市（地方自治法第252条の26の3より、人口20万人以上を有すること）の3つの規模を取り上げ、各規模別の都市に該当する都市の財政データを合算して作成された推移図（図4-9～4-11）とその傾向を記す。さらに、各規模別都市間で財政状況の変化を比較する。また政令指定都市（図4-12）と中核市（図4-13）に該当する各自自治体の財政状況を比較している。

##### 都市規模間による比較

政令指定都市は、特例市や中核市に比べて、平成元年度～平成10年度にかけての財政状況の急激な悪化がみられる。一方、特例市や中核市はその期間中に改善傾向が何度か見られ、財政力の低下度合いも政令指定都市に比べて小さい。

中核市は、政令指定都市と特例市と同様に時代の趨勢より弱含みで財政状況が推移しているが、他の例と比べて健全な財政状況に近い位置に留まっていることが特徴的である。中核市は政令指定都市とは異なり、地域経済によって財政が大きく支えられていると考えられ、多様な企業によって支えられている政令指定都市の財政は、バブルの影響を大きく受けるが、一方地域特有の企業によって支えられている中核市はそれほど大きな影響を受けず、比較的財政力は踏みとどまっていると考えられる。

また、共通点には、政令指定都市、特例市、中核市とともに、平成4年度～5年度における悪化が著しいことがあげられる。これは、バブルの崩壊の兆しがあった時期からも、財政に大きな影響を受けた結果であると考えられる。

### 政令指定都市

図4 - 9は、平成15年度において政令指定都市である札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の12都市の財政データを合算し、財政状況の変化を示したものである（さいたま市は除く）。

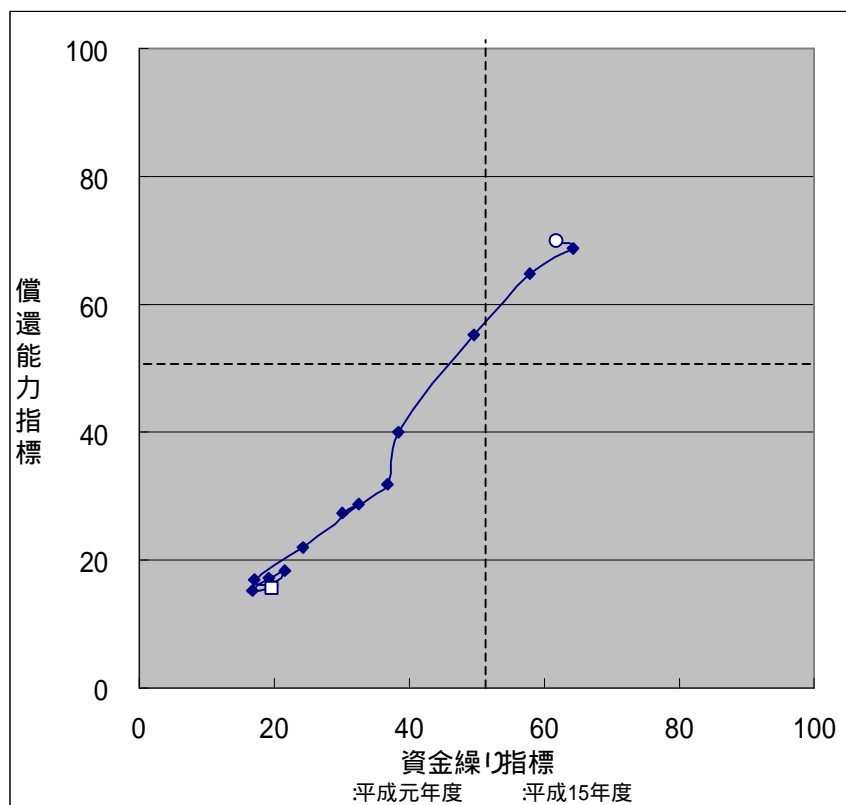


図4 - 9 政令指定都市

政令指定都市では、平成元年度～3年度において健全財政の状況にあった。平成4年度には左上の領域であったが、平成5年度以降は左下に位置しており財政状況が悪化している。特にその平成4年度～5年度にかけての財政状況の変化が著しいのが特徴である。近年においては、資金繰りと償還能力がともに厳しい状況で推移している。

## 中核市

図4-10は、平成15年度に中核市に指定されている、旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、相模原市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、静岡市、浜松市、豊橋市、岡崎市、豊田市、堺市、高槻市、姫路市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、松山市、高知市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市の財政データを合算し、財政状況の変化を示したものである。

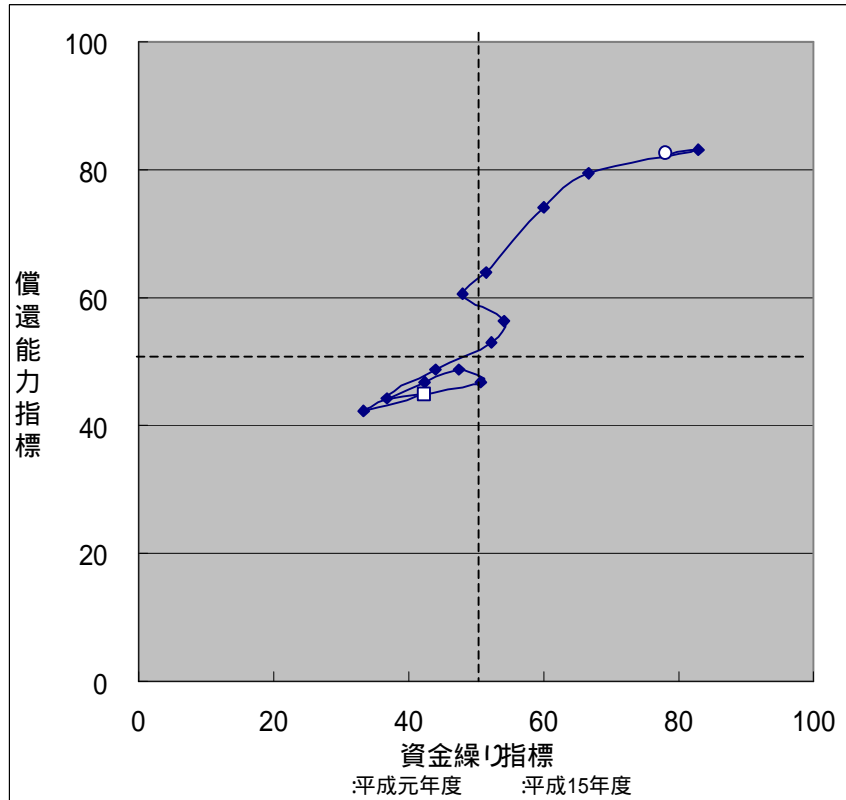


図4-10 中核市

中核市では、平成元年度～4年度において健全財政の状況で推移していた。しかし、資金繰りと償還能力の低下より平成6年度には左上の財政状況に推移している。平成7年度には資金繰りの改善が生じ、平成8年度まで健全財政の状況に再び回復している。平成9年度以降から直近まで、償還能力は大きな変動はないが、一方資金繰りは改善と悪化を繰り返しながら、中位水準の位置で推移している。

## 特例市

図4-11は、平成15年度に特例市に指定されている、函館市、八戸市、盛岡市、山形市、水戸市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、越谷市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、福井市、甲府市、松本市、富士市、春日井市、四日市市、大津市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、岸和田市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、呉市、下関市、久留米市、佐世保市の財政データを合算し、財政状況の変化を示したものである（沼津市、一宮市、吹田市、茨木市、下関市のデータはない）。

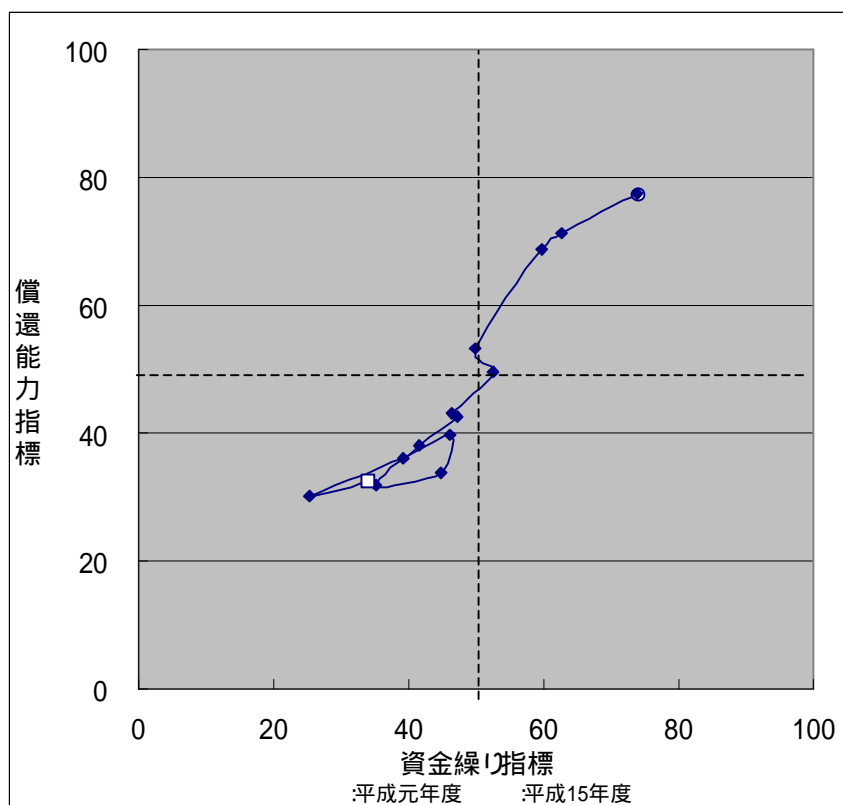


図4-11 特例市

特例市では、平成元年度～6年度において健全財政の状況で推移していた。しかし、平成7年度以降に償還能力の低下が生じ、財政状況は弱含みで推移し、その傾向は平成10年度まで続いている。平成11～12年度には資金繰りと償還能力の改善が見られる。しかし、平成13年度～14年度に再び資金繰りの悪化が生じている。直近では、その資金繰りは回復傾向にある。



## 政令指定都市と中核市におけるケーススタディ

### 1) 政令指定都市（さいたま市を除く）の動き

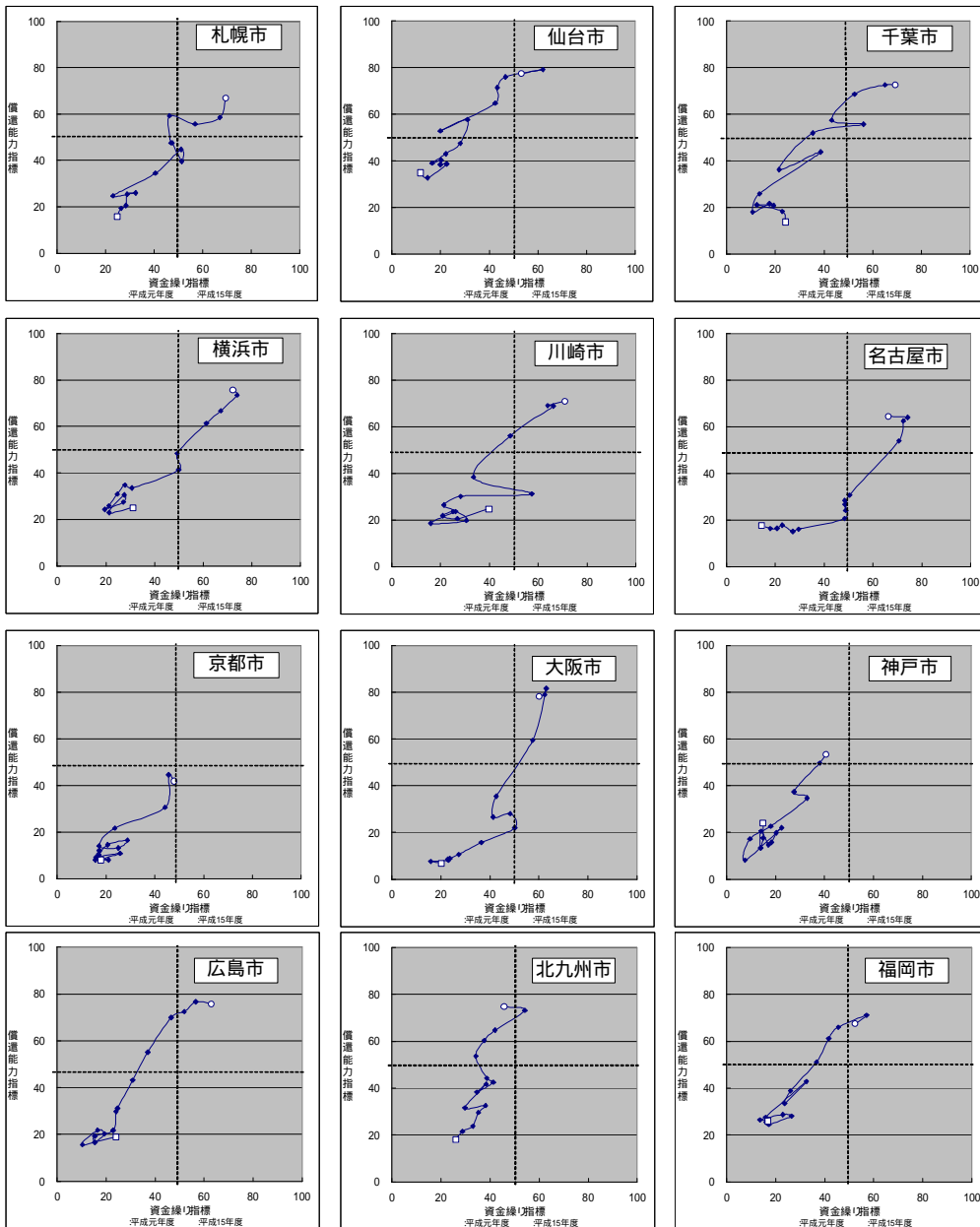


図4 - 1 2 政令指定都市の動き

政令指定都市（データの収集ができた期間が短いさいたま市を除く）の比較を図4 - 1 2 で試みると、ほとんどの都市で右上から左下にシフトし、資金繰り・償還能力ともにダブル期には良かったが、その後急激に両方とも悪化したことが読み取れる。その典型は大

阪市であり、平成4年度からの10年度にかけての債務償還能力の落ち込みは相当急激であり、短期間で財政状況が悪化したことが読み取れる。その原因として、公債費の増大なども考えられるが、公債費を除く経常収支比率の急激な悪化があげられ、税収の低下とそれに経常費の削減がついて行けなかったものと考えられる。

関西では大阪市、京都市、神戸市が政令指定都市であるが、大阪市がバブル期には財政は好調であったのに対して、大阪市以外の2市はバブル期のピークでもそれほど財政状況はよいわけではない。それだけに、大阪市は財政状況の悪化が著しいが、他の2市では、直近年度でも財政状況は良いとは言えないものの落ち込み幅はそれほど大きくない。特に神戸市は阪神大震災の影響があったが、財政状況は震災前から悪く、平成7年度に大きく落ち込んだ後、現在に至るまで財政状況は厳しい状況のまま推移している。

## 2). 中核市(33市)の動き

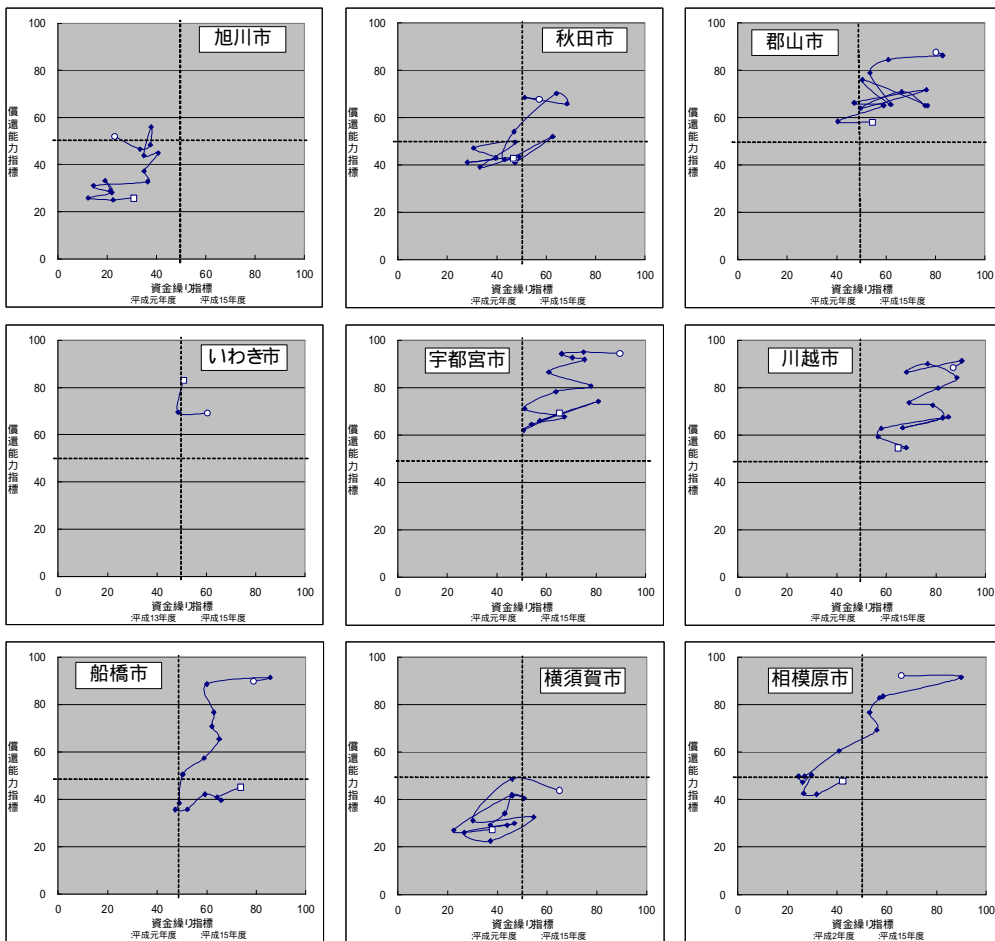


図4 - 13 中核市の動き(1)

政令指定都市は、一部の例外を除けば、ほぼ共通した動きを示しているが、中核市になると市ごとに状況はまったく異なっている。地域経済を支える産業構造の違いが、税収変

動の幅行やパターンに差をつけていることも理由として考えられる。

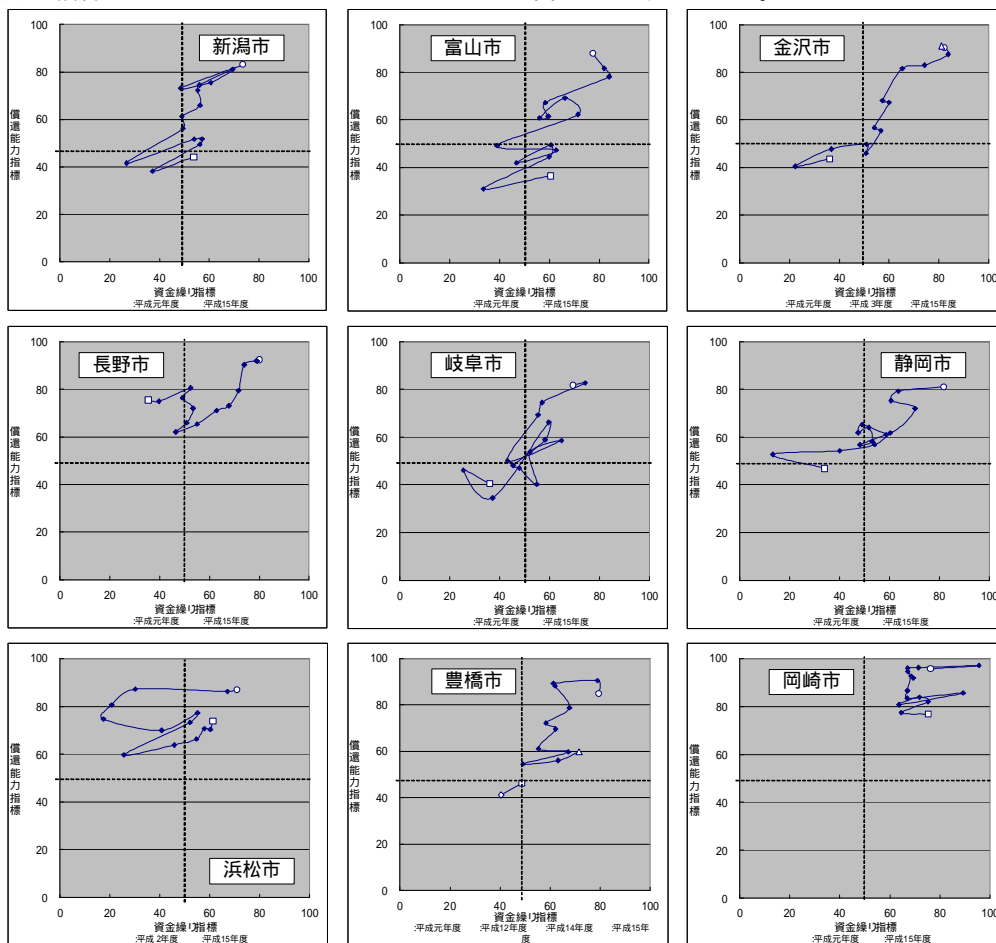


図4 - 13 中核市の動き(2)

多くの政令指定都市の場合と同じように、中核市でも、全国平均と同じように右上から始まって左下に推移する都市がある。堺市、倉敷市、岡山市などがその典型である。

しかし多くの中核市は、全国平均とはまったく異なるパターンで推移している。その原因としては、政令指定都市では、市内に立地する企業が多種多様であり、日本経済全体の動きに比例した業績であるのに対して、中核市などでは特定の産業の立地拠点であったり、有力企業の企業城下町であることも多く、その経済動向は日本経済全体と必ずしも似ていないことが考えられる。

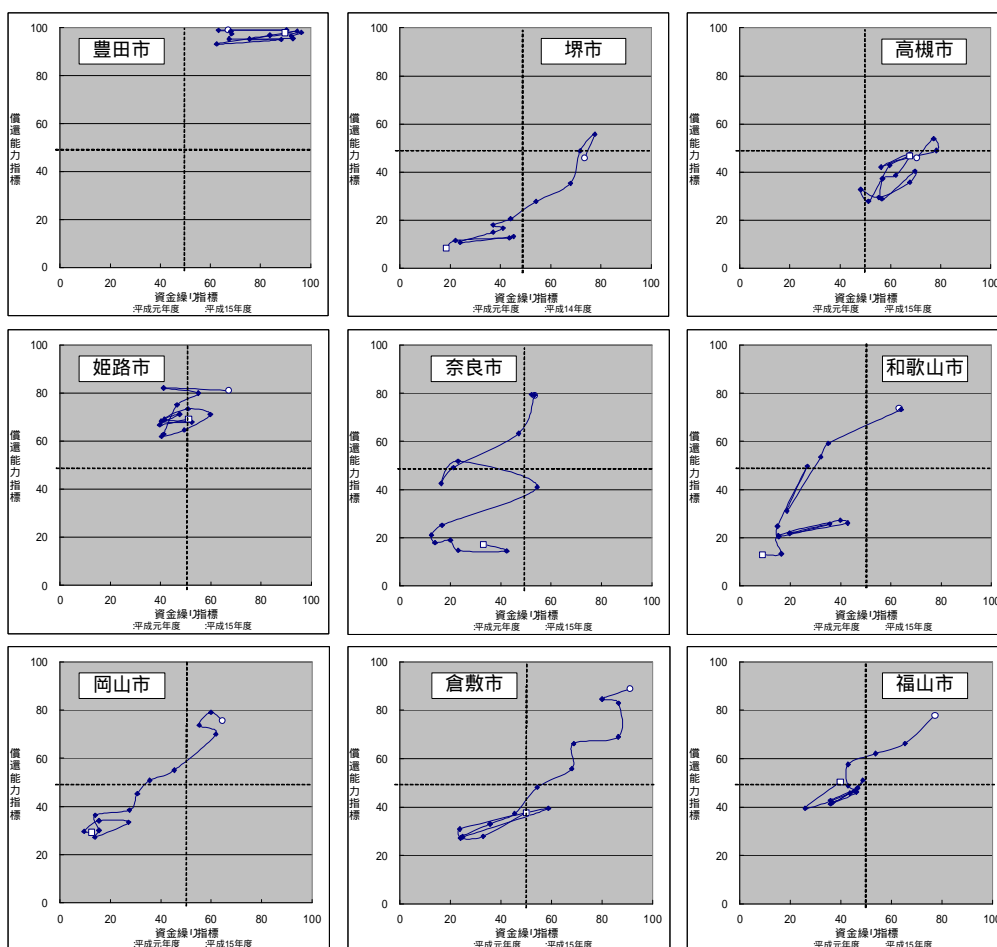


図4 - 13 中核市の動き(3)

そこで、いくつかのパターンに分けて考えると、まず全期間において、ほとんど変化がない都市がある。

高位安定：郡山市、宇都宮市、川越市、岡崎市、豊田市 など

中位または低位で安定：秋田市、横須賀市、姫路市、宮崎市 など

これに対して、金沢市、長野市、静岡市の3市では、償還能力は中位から上位を維持しているものの、資金繰りの厳しさが増している状態である。この3市に共通していることは、経常収支比率における公債費分が、平成～15年度で急激に上昇し、借金返済が重い中で、公債費を除く経常収支比率が低位であることで、償還財源が確保されていることである。このような市では、過去、投資的経費を急激に膨らませ、その結果として公債費は膨らんでいるが、人件費等の経常支出では抑制基調で推移したことによって償還能力は維持できている。

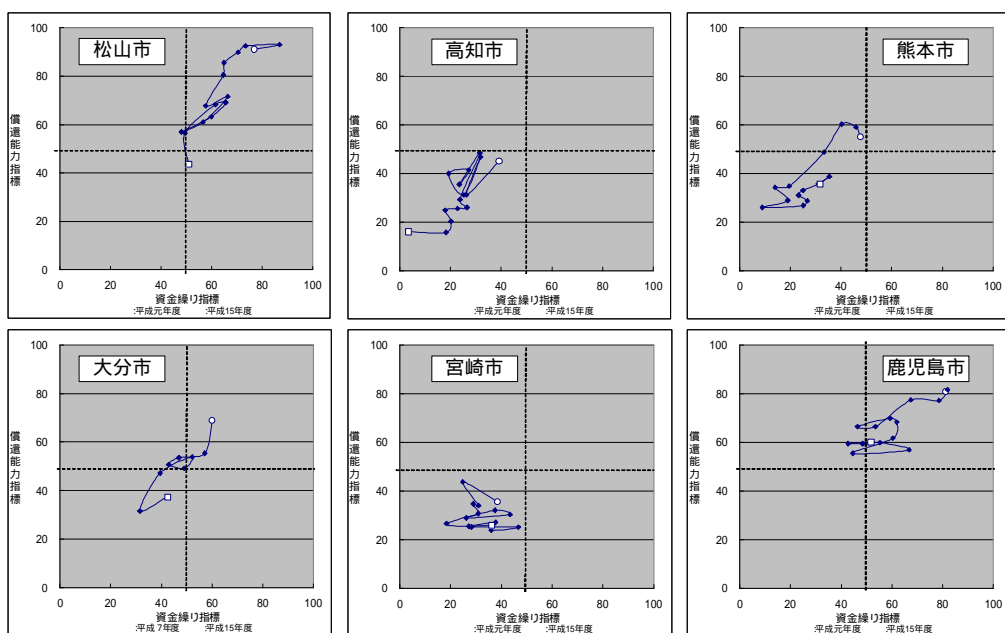


図4 - 13 中核市の動き(4)

その一方で、船橋市、新潟市、豊橋市などでは、資金繰りは概ね中位水準を維持しているが、償還能力では、平成元年度～15年度の間には上位から中位に低下している。この3市では、先ほどとは逆に、経常収支比率の公債費分はそれほど跳ね上がっていないが、公債費分を除く経常収支比率が上昇しており、それによって償還財源が圧縮され、債務償還可能年限が上昇して債務償還能力が損なわれるというパターンが考えられる。公債費分を除く経常収支比率が上昇している理由としては、税収の減少と人件費や扶助費の増加などの原因が考えられる。

このように考えると、次のような変化のパターンが読み取れる。

投資的経費を拡大させ、公債費が増大しているものの、税収がそれほど落ち込んでいないか、経常経費の増加を抑制できている団体では、償還能力を維持しながら資金繰りだけが悪化している(図では水平方向に左へシフト)。

投資的経費は抑制してきたが、税収が大幅に低下するか、人件費や扶助費などの経常経費の膨張が抑制できない団体では、公債費はあまり増大しない(財源対策債や臨時財政対策債への振り替えの影響での公債費の増大は無視できないが)ので資金繰りは維持できるが、償還財源が減少して債務償還能力の低下が起きる(図では垂直方向に下にシフト)。

投資的経費の拡大とそれによる公債費の増大、地方税の伸び悩み、人件費や扶助費の累増などの避けられない市では、資金繰り・償還能力ともに低下する(図では右上から左下にシフト)。

いずれの現象も起きなかった市では、財政状況は安定的に推移しており、政令指定都市ではほとんど例がないが、中核市ではそのような市はいくつかある。

#### 4 - 3 . 地域別にみた動向

次に、地域別での財政状況の推移図を作成し、地域ごとの財政状況の変化の特徴を捉える（図4 - 14 ~ 4 - 22）。また、地域別での比較もする<sup>7</sup>。

##### 地域別での比較

沖縄を除いた全地域で景気が悪化するにつれて財政状況を悪化させている傾向がある。しかし、例外的に北陸・中部は、健全財政の位置に留まる期間が長く、バブル崩壊後も地域の有力な産業や企業の業績の好調さに支えられて、比較的健全な財政状況を維持していた。一方、関西では平成4～5年度にかけての財政状況の悪化の度合いが最も大きく、バブル崩壊の影響が色濃い。一方、沖縄はもともと財政力が弱く、バブルの崩壊の影響が財政力に反映される前に、地域経済力が全国的に弱かったと判断できる。

直近の傾向を比較すると、北海道、関西、中国、四国、九州、沖縄は平成15年度において厳しい水準に位置するか、または弱含みで推移していることが分かる。一方、東北、関東・東京、北陸・中部は、平成15年度は中位水準に近い位置にあり、かつ改善傾向に向かっている。

<sup>7</sup>本調査では、次の地域区分を用いている。

北海道	北海道						
東北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	新潟県
関東・東京	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
北陸・中部	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県 愛知県
関西	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
中国	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県		
四国	徳島県	香川県	愛媛県	高知県			
九州	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
沖縄	沖縄県						

## 北海道

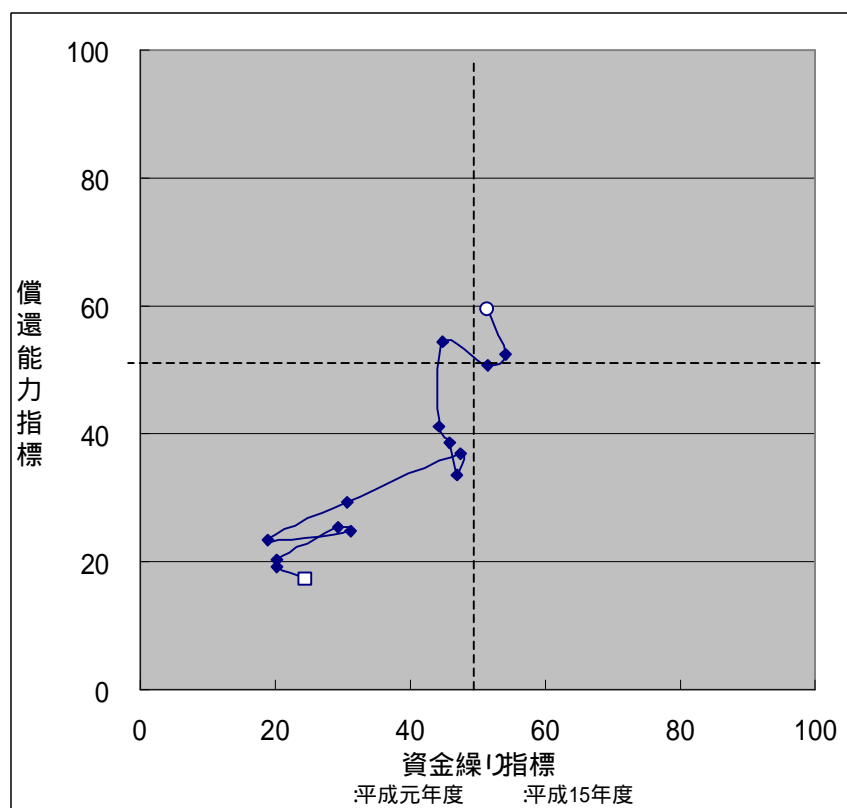


図4 - 14 北海道

北海道は、平成元年度～3年度において中位水準に近い健全財政の状況で推移していた。平成5年度以降に償還能力の著しい低下が生じており、その後も弱含みで推移し続けている。一方、資金繰りは平成9年度以降に著しい低下が生じており、その動きは平成10年度をボトムに近年では若干改善傾向にある。

## 東北

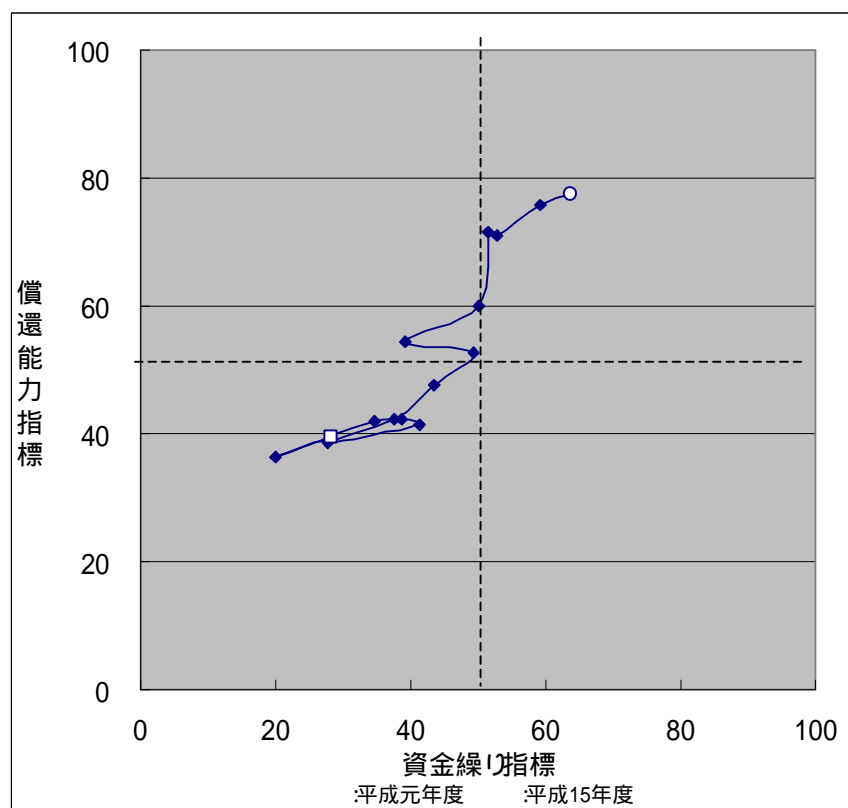


図4 - 15 東北

東北は、平成元年度～5年度まで概ね健全財政の状況で推移していた。平成6年度に資金繰りの低下が生じているが、翌年度には回復しており、再び健全財政の状況に位置している。しかし、平成8年度以降に償還能力と資金繰りが共に弱含みで推移し始め、財政状況が左下へと移動している。平成9年度以降では、償還能力は中位水準を一定に推移しており、一方の資金繰りは平成11年度に回復は見えるものの、平成12年度以降は悪化傾向にある。しかし、直近では、両指標ともに改善傾向にある。



関東・東京

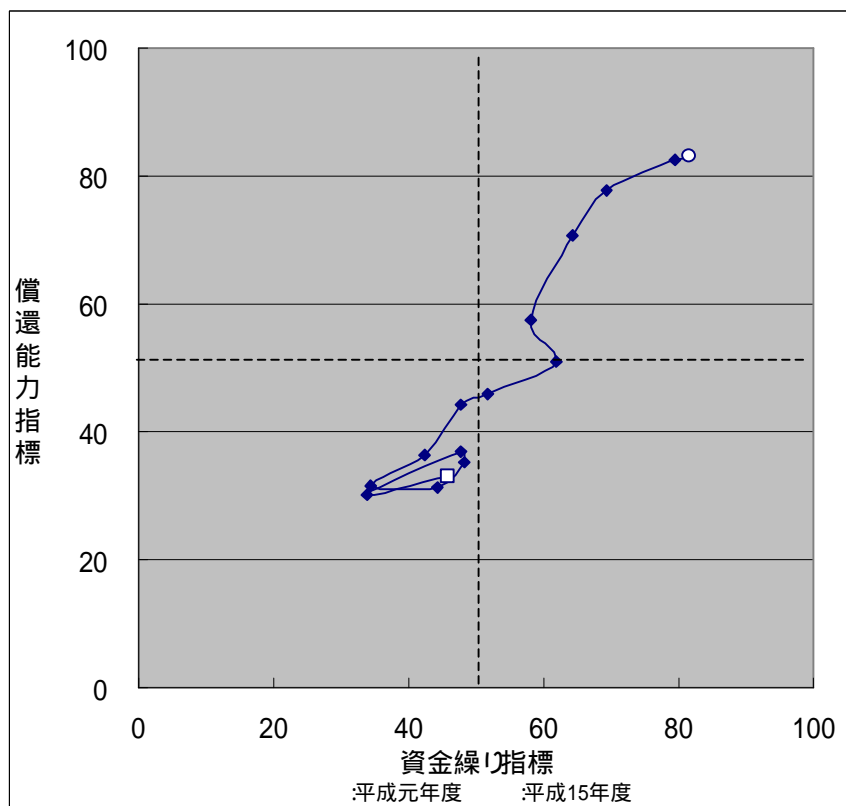


図4 - 16 関東・東京

関東・東京は、平成元年度～6年度まで健全財政の状況で推移していた。しかし、その期間中では全体的に財政状況は弱含みで推移しており、平成8年度には、財政状況が左下に位置する。その後は、平成11年度～13年度では回復基調にあったが、平成14年度には再び資金繰りを著しく低下させている。直近では資金繰りと償還能力はともに改善している。

北陸・中部

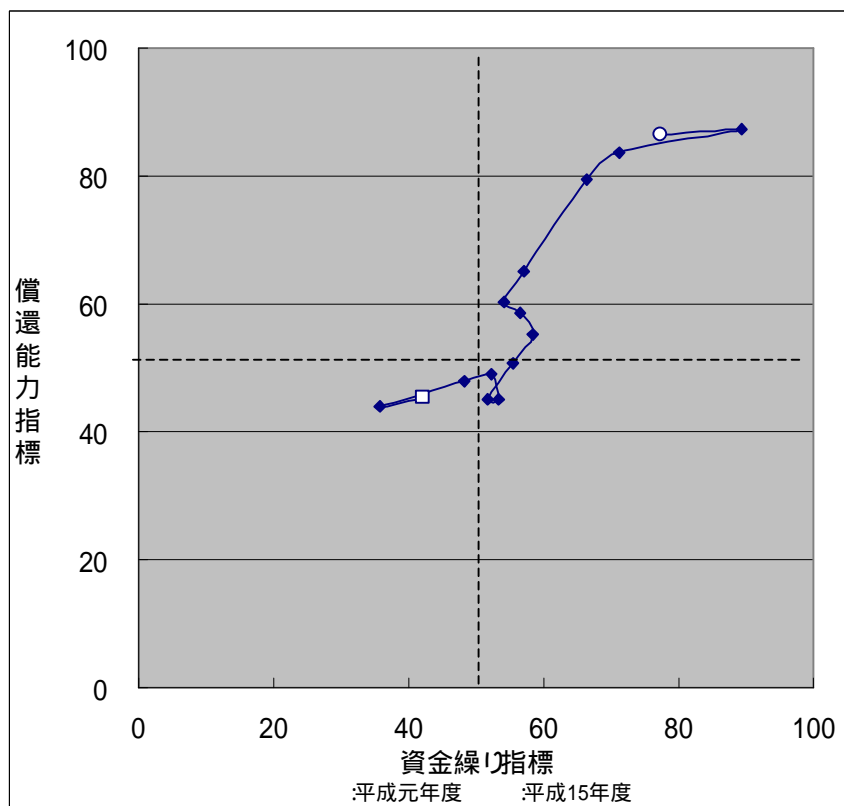


図4 - 17 北陸・中部

北陸・中部は、平成元年度～9年度において健全財政の状況で推移している。中でも、平成2年度は最も良好な状況であった。しかし、その期間中、特に償還能力の著しい低下が生じており、その結果、平成9年度には右下に財政状況を移行させている。平成10年度と11年度には財政状況の変化は見られなかったが、翌年度には資金繰りの悪化とともに、償還能力の改善が生じている。平成13年度～14年度において資金繰りの悪化が生じ、左下へ財政状況を変化させた。直近では資金繰りと償還能力はともに改善している。

関西

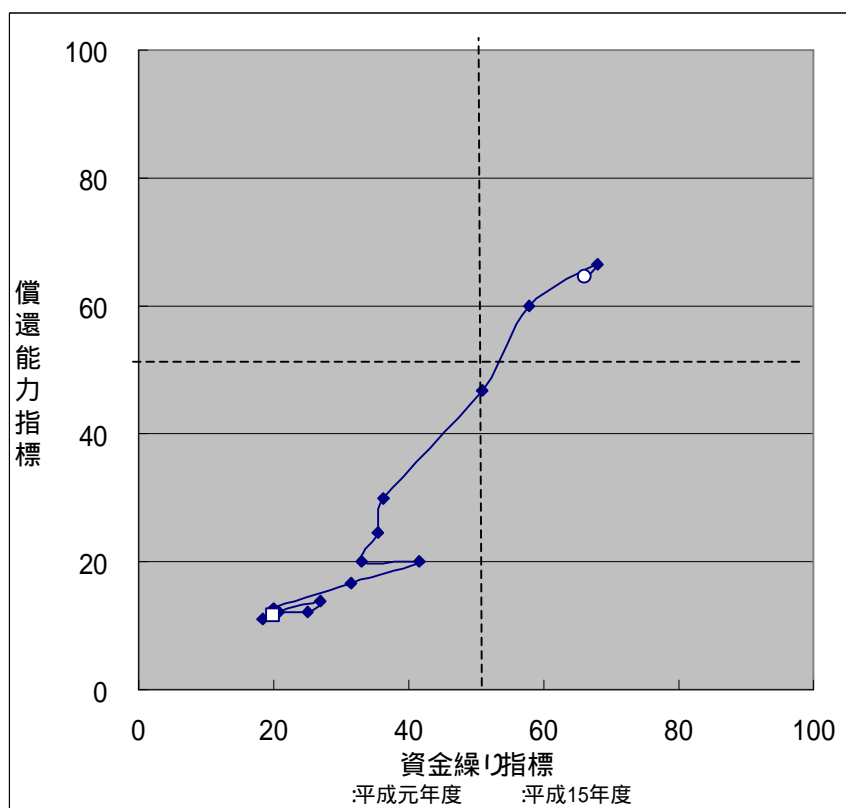


図4 - 18 関西

関西は、平成元年度～3年度において健全財政の状況で推移していた。しかし、平成5年度以降著しい償還能力と資金繰りの低下により、財政状況を左下へ移行させている。平成5年度以降では償還能力はほとんど回復せず低下傾向で推移し、一方の資金繰りも平成8年度と平成11年度～12年度に改善が見られるが、全体的に弱含みで推移している。

## 中国

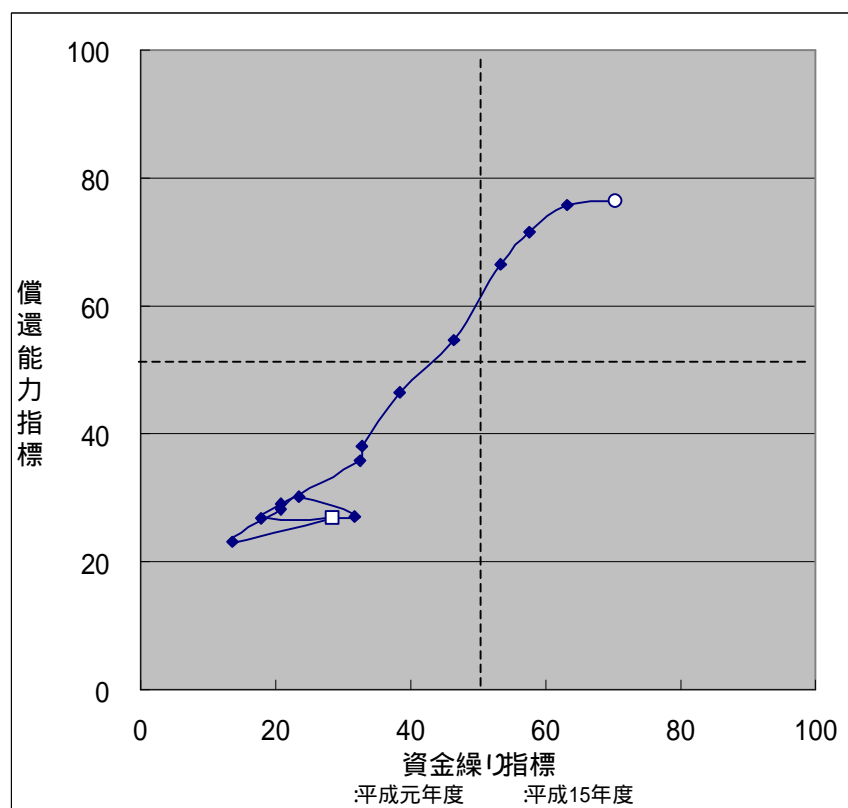


図4 - 19 中国

中国は、平成元年度～4年度において健全財政の状況で推移していた。平成5年度以降に償還能力と資金繰りの低下により、財政状況を悪化させ、平成6年度には左下へと移行している。その後、平成10年度まで弱含みで推移し、平成11年度には両指標ともに若干回復したが、その後も再び弱含みで推移した。直近では、資金繰りと償還能力がともに回復基調にある。

## 四国

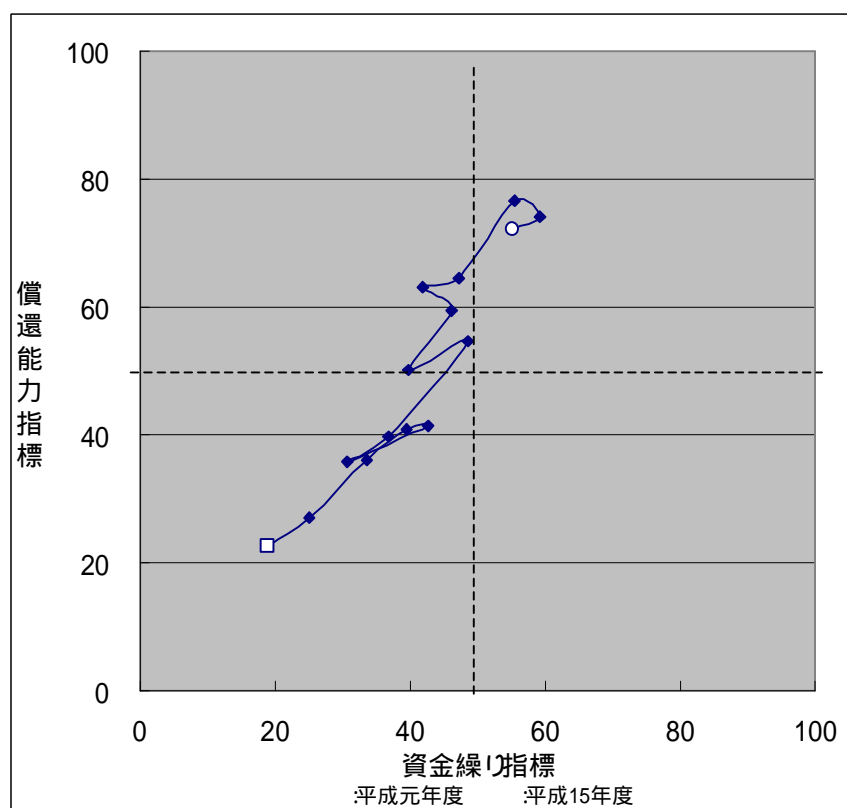


図4 - 20 四国

四国は、平成元年度～3年度において健全財政の状況で推移していた。平成4年度以降は償還能力と資金繰りの低下が生じ、その結果、財政状況を左上へと移動させている。平成8年度以降も平成11年度に改善が見られるものの弱含みで推移し、近年においては、両指標ともに厳しい状況にいる。

## 九州

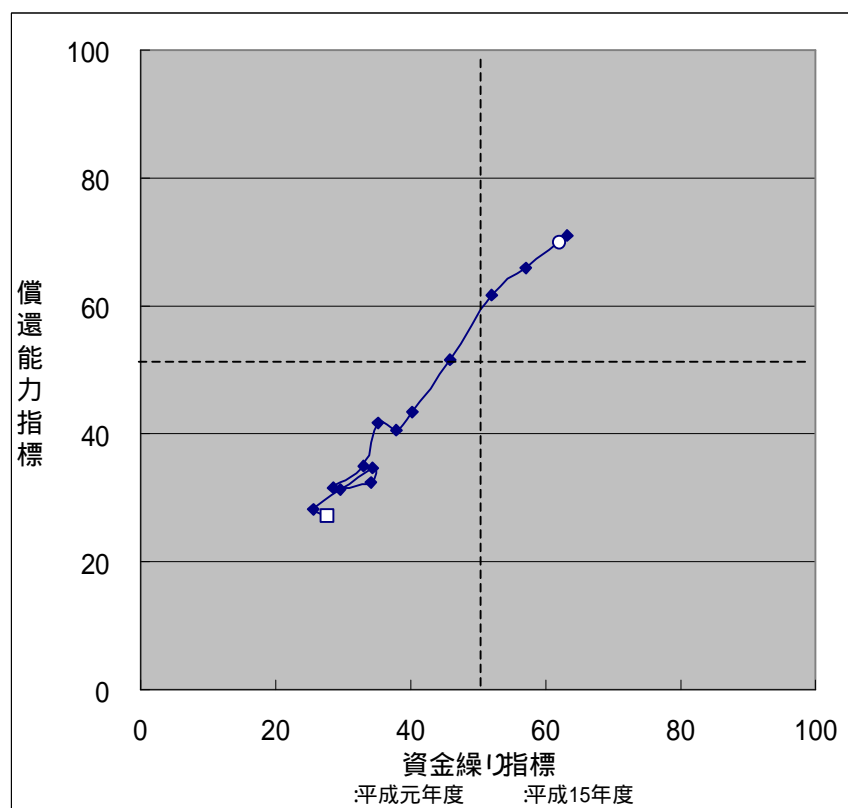


図4 - 2 1 九州

九州は、平成元年度～4年度において健全財政の状況で推移していた。平成5年度以降は資金融りと償還能力が共に低下し、左下へと財政状況を移動させている。平成6年度以降は資金融りは弱含みで推移し続けており、一方の償還能力も平成11～12年度にかけて改善は見られるものの、全体的には厳しさを増している。

## 沖縄

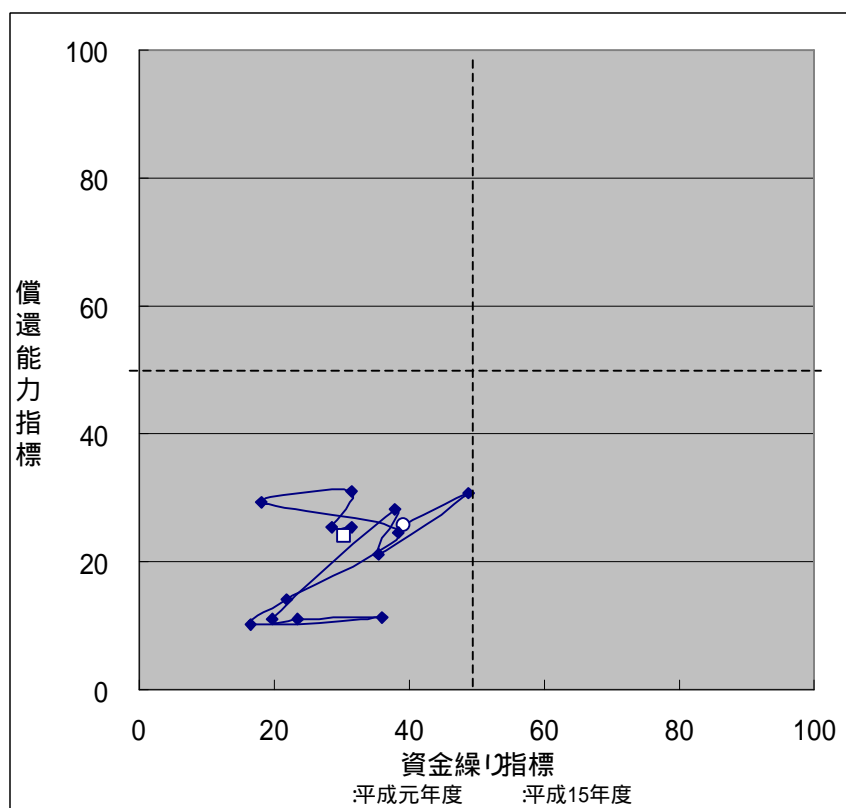


図4 - 2 2 沖縄

沖縄は、全期間中において左下の財政状況で推移している。期間の半ばである平成5年度～9年度が最も厳しい財政状況である。近年では、資金繰りが若干改善基調にあり、初期年度に近い位置にまで財政状況を回復させている。

## 5 . 各財政指標の分析

分析に用いた各指標の分布状況を時系列で表す。また指標間の相関関係を見ることにする。

### 5 - 1 . 各指標の分布状況

平成元年度、5年度、10年度、15年度の各指標の分布図を示し、年度に亘って指標ごとの傾向を見ていく。以下の図5 - 1 ~ 図5 - 11では、横軸に指標値、縦軸にその指標値範囲に該当する自治体数を取り、図中には指標値に該当する自治体数を表す。なお、データの欠損値や指標の特性上無限大として指標値が計算される場合はその指標値を表示していないため、年度ごとにサンプル数が異なることに注意が必要である。

#### 実質単年度収支比率 (資金繰り指標) (図5 - 1)

平成元年度と15年度は0 ~ 2の範囲に大半の都市が該当しており、かつ大きくマイナスの値がない類似した形状であることが言える。一方、平成5年度と10年度は、全体的に数値の低下が見られる。これは、財源が豊かにあった平成元年度以降、景気の悪化により財政状況の悪化が進み、それとともに基金の取り崩しが行われ、都市の資金繰りが低下したことが示唆される。近年は各都市で財政構造改革が進み、概ね資金繰りの改善が見られる。

#### 経常収支比率の公債費分 (資金繰り指標) (図5 - 2)

この指標は年度を経るに従って分布図が右方向へ移動している。つまり、年々財源に対して公債費に係る負担が上昇しており、財政の弾力性の低下傾向が指摘される。

#### 持続可能性指数 (資金繰り指標) (図5 - 3)

平成5年度では0 ~ 0.25の範囲の都市が最も多く、この時期が厳しい状態であることが読み取れる。但し、平成5年度には0.75 ~ の最も厳しい自治体はなかったが、平成10、15年度では2市が該当する。

#### 償還財源指数 (資金繰り指標) (図5 - 4)

この指標は、年度を経るに従って悪化している。つまり、交付税措置のない公債費に対する財源確保が困難な財政状況に推移していることが指摘できる。

#### 平均償還年数 / 債務償還可能年限 (資金繰り指標) (図5 - 5)

この指標は、平成5年度から10年度にかけて大きく悪化している。つまり、この指標は低い数値に位置するほど、地方債の償還が重くなっている状況を示し、近年ではその状況が増している。

#### 公債費を除く経常収支比率 (償還能力指標) (図5 - 6)

この指標は、年度を経るに従い分布が右方向へ移動している。この傾向は、都市の償還財源が圧迫していることを意味する。



#### **債務償還可能年限 (除く公営企業) (償還能力指標) (図 5 - 7)**

この指標は、平成元年度において半分以上の都市が0～6の数値範囲に位置していたが、年度を経るに従って数値の高い方へ集中している。つまり、債務を返還するに必要な年限が増加している傾向がある。

#### **地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業) (償還能力指標) (図 5 - 8)**

この指標は、年度を経るに従って、数値の高い位置に都市が集中することが見て取れる。これは、地方交付税の影響を除いた債務の償還年限が年々増加していることを示す。

#### **財政力指数 (単年度) (償還能力指標) (図 5 - 9)**

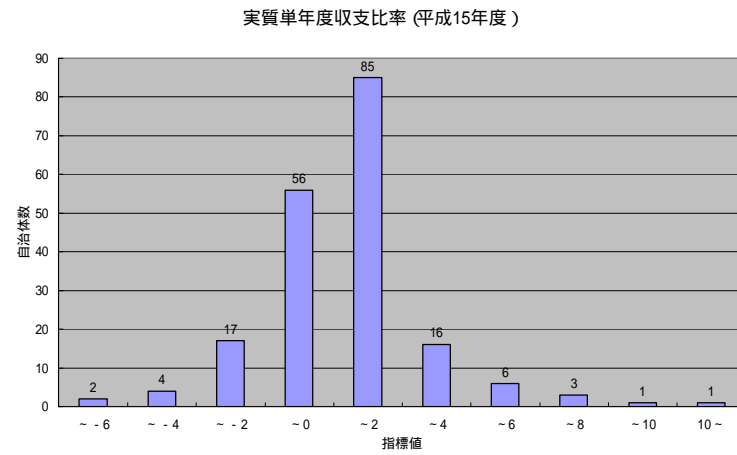
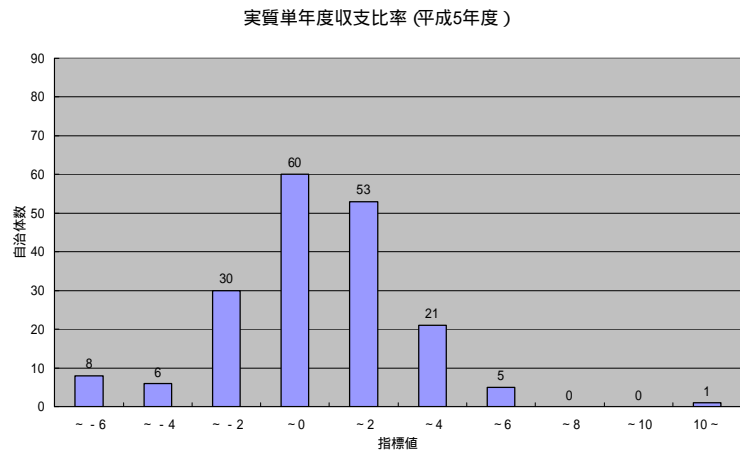
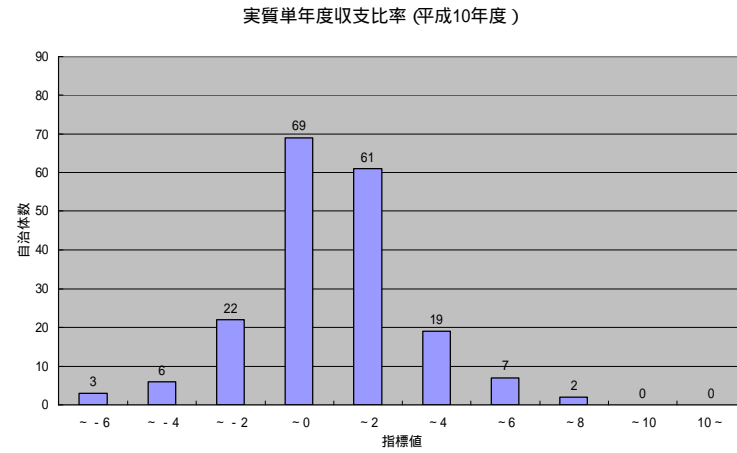
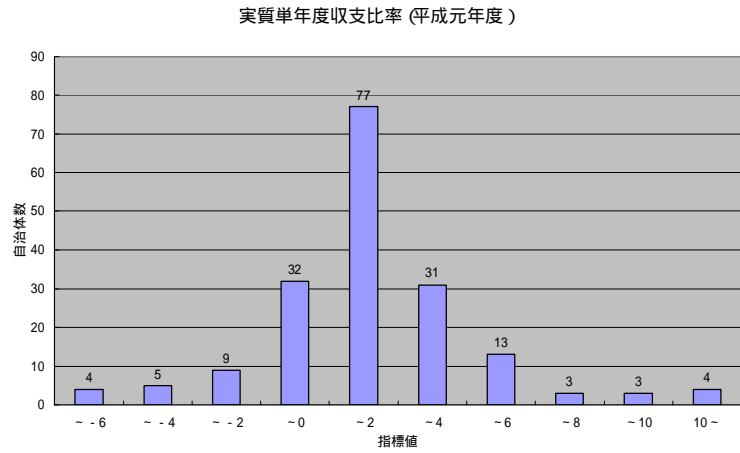
平成元年度と5年度での分布図には大きな変化はないが、平成10年度以降では、数値の低下が見られる。この変化は、近年、自主財源である地方税の伸び悩みの状況を示している。

#### **経常収支比率 (従来型指標) (図 5 - 10)**

この指標は、年度を経るに従って、高い水準の都市が増えている。これは、年々財政の弾力性が失われていく傾向を意味している。平成15年度では、大部分の都市の経常収支比率は85%以上にある。

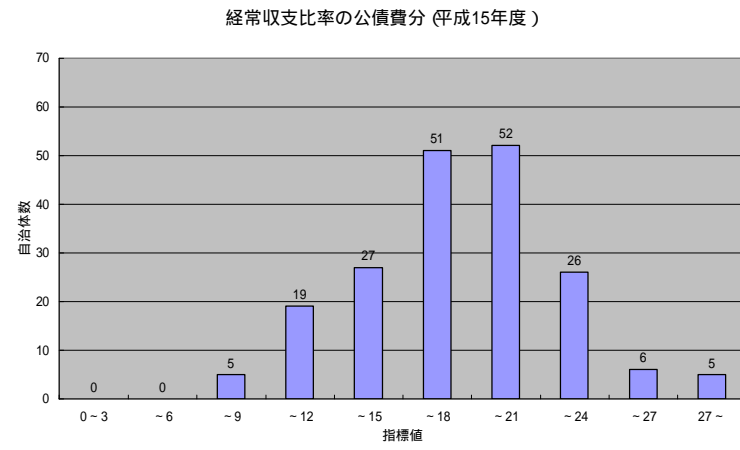
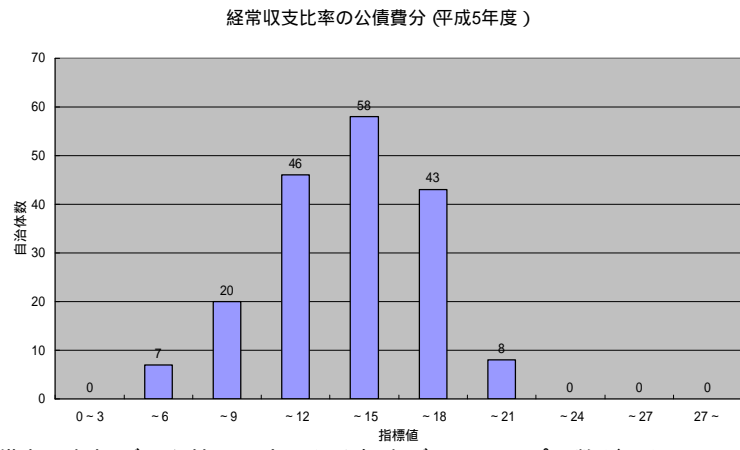
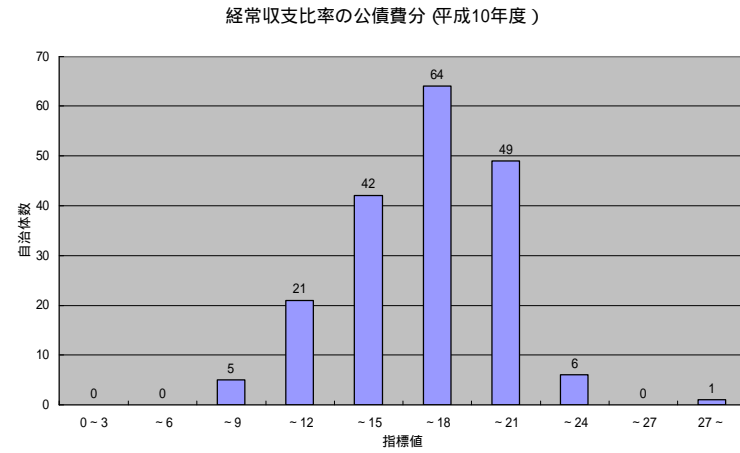
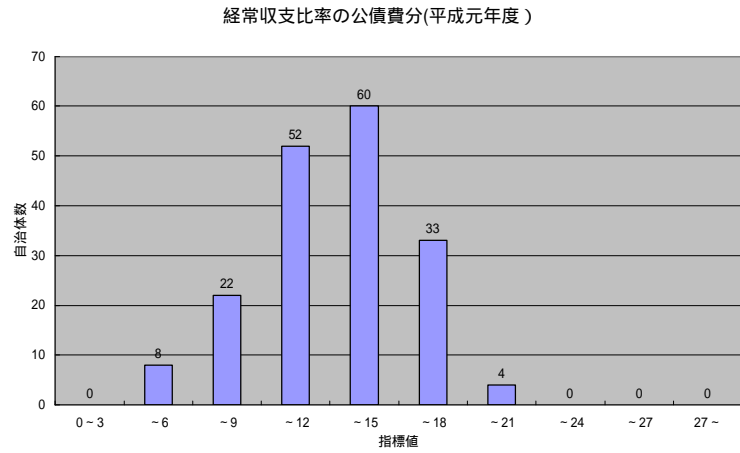
#### **起債制限比率 (従来型指標) (図 5 - 11)**

この指標は、平成元年度と5年度の分布図では大きな違いはないが、平成10年度と15年度において数値の高い位置に該当する都市数が増加していることがわかる。この変化から、一般財源に対する公債費の負担が傾向としては重くなっていると言える。



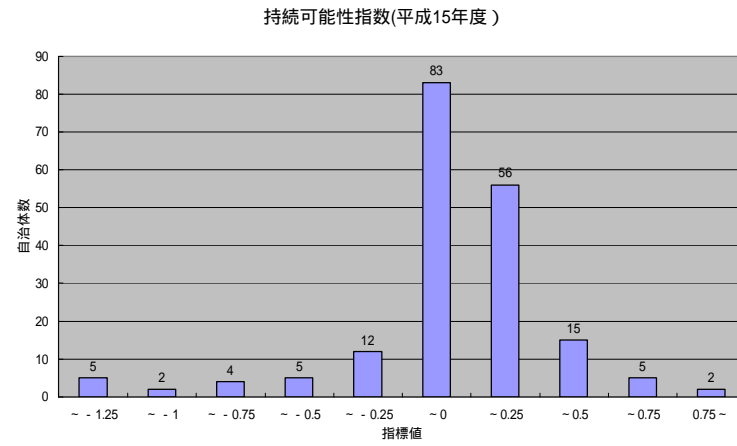
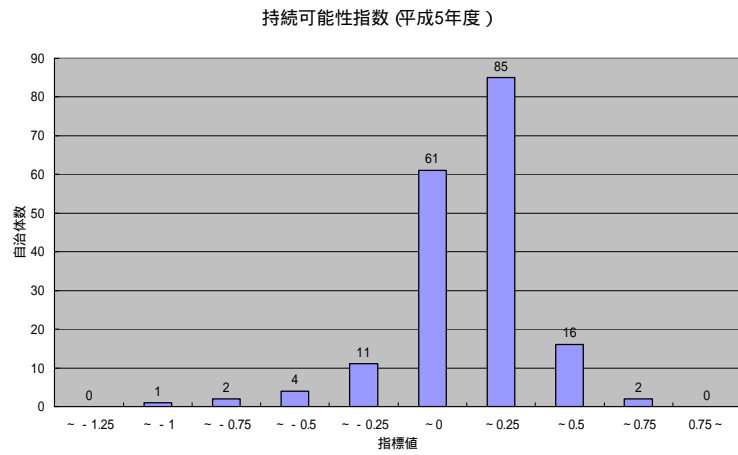
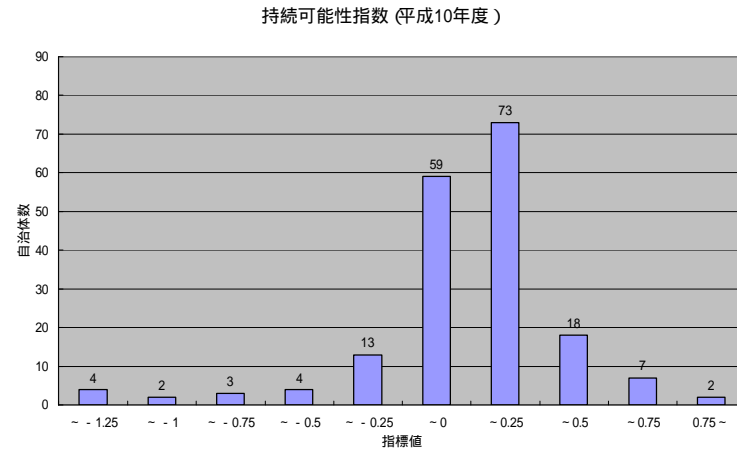
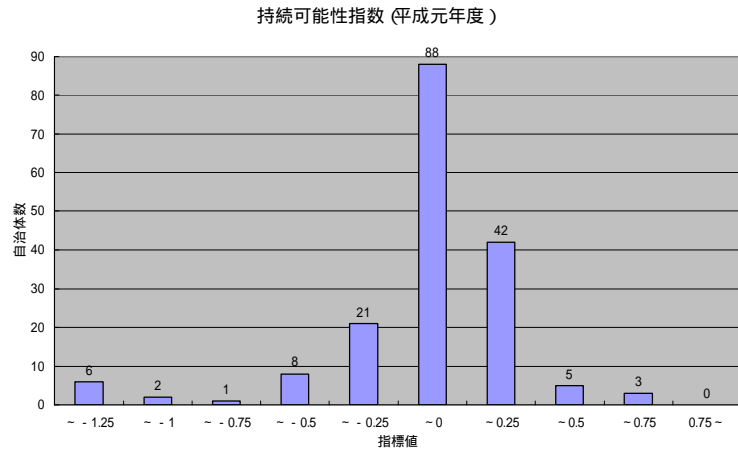
備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

図5 - 1 実質単年度収比率



備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

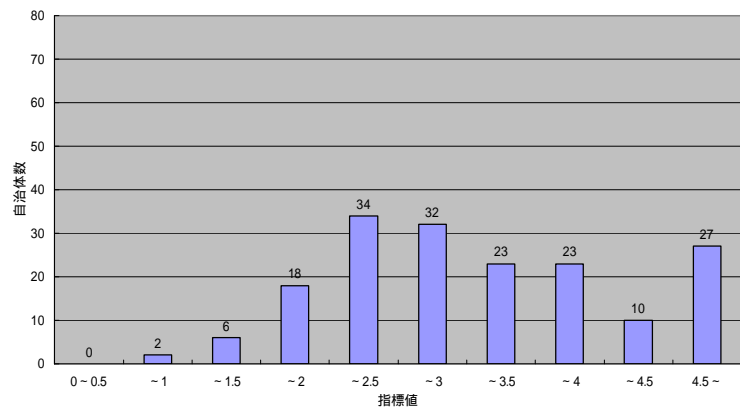
図5-2 経常収支比率の公債費分



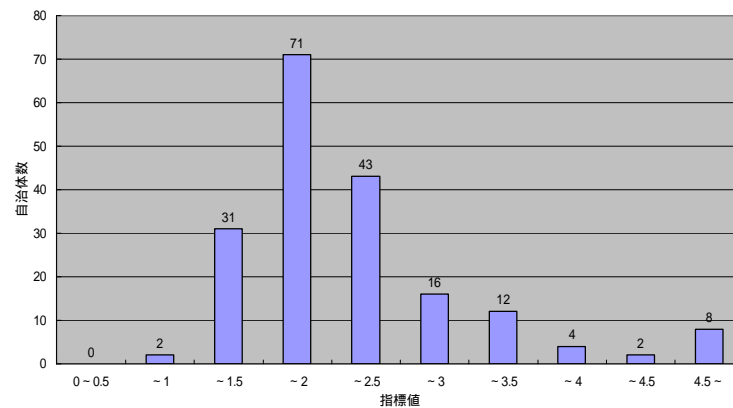
備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

図5 - 3 持続可能性指数

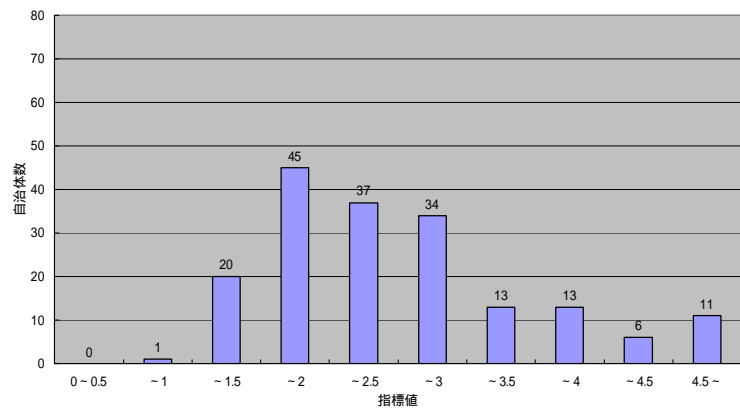
償還財源指数 (平成元年度)



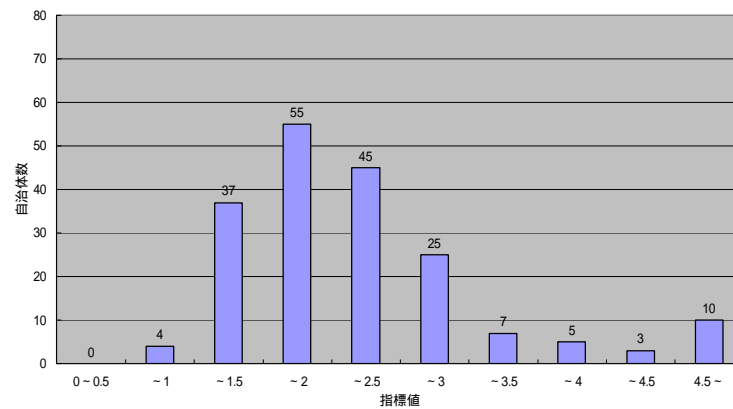
償還財源指数 (平成10年度)



償還財源指数 (平成5年度)



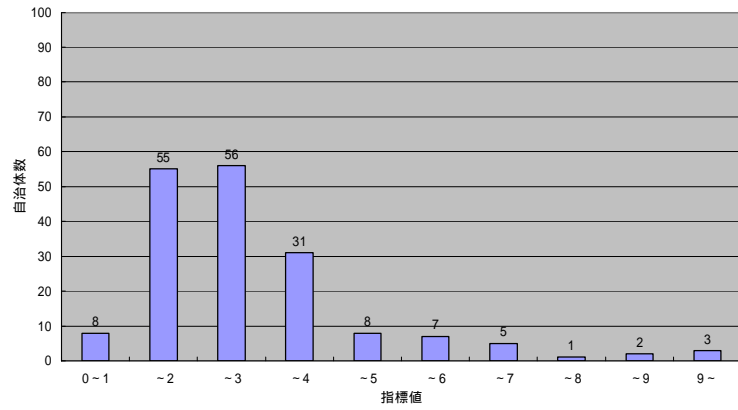
償還財源指数 (平成15年度)



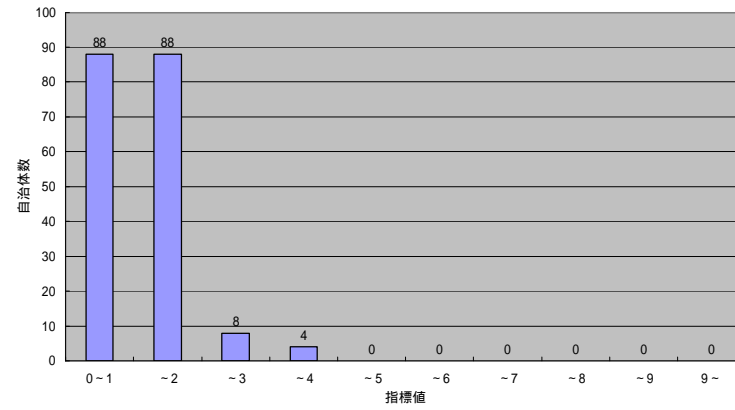
備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

図5 - 4 償還財源指数

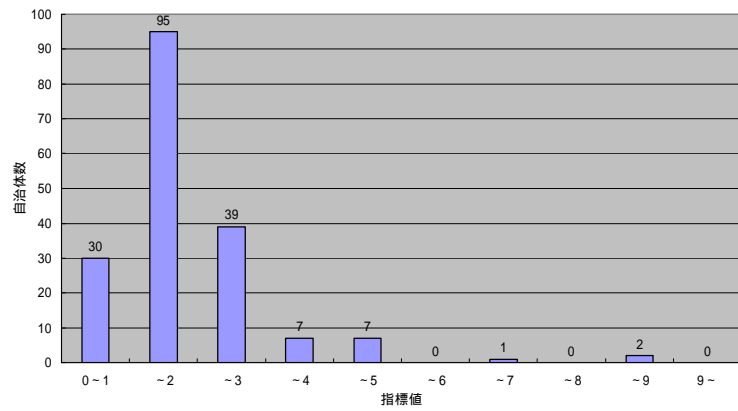
平均償還年数 / 債務償還可能年限 (平成元年度)



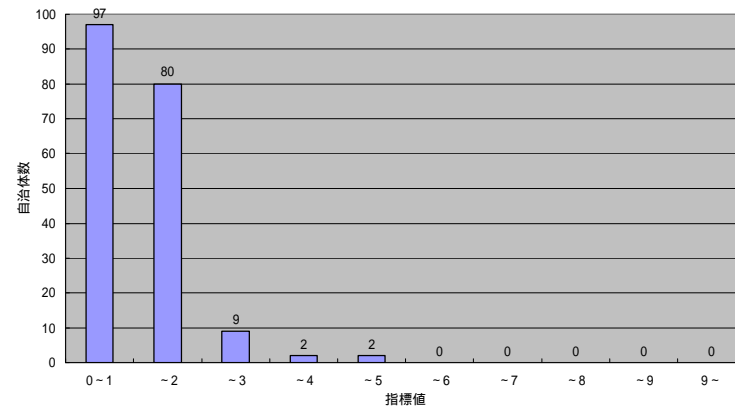
平均償還年数 / 債務償還可能年限 (平成10年度)



平均償還年数 / 債務償還可能年限 (平成5年度)

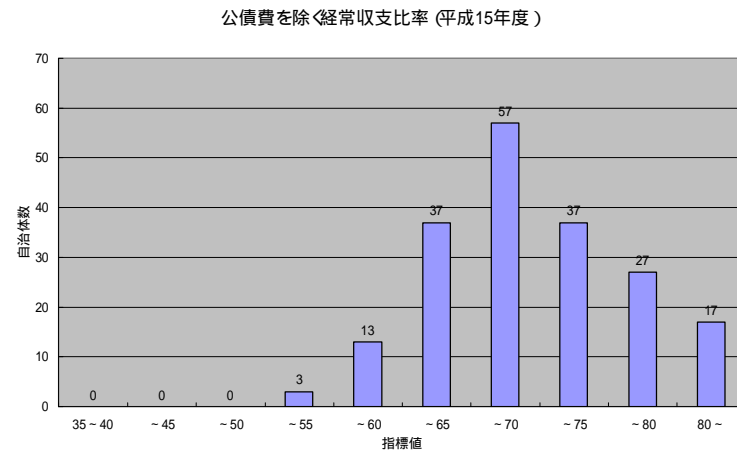
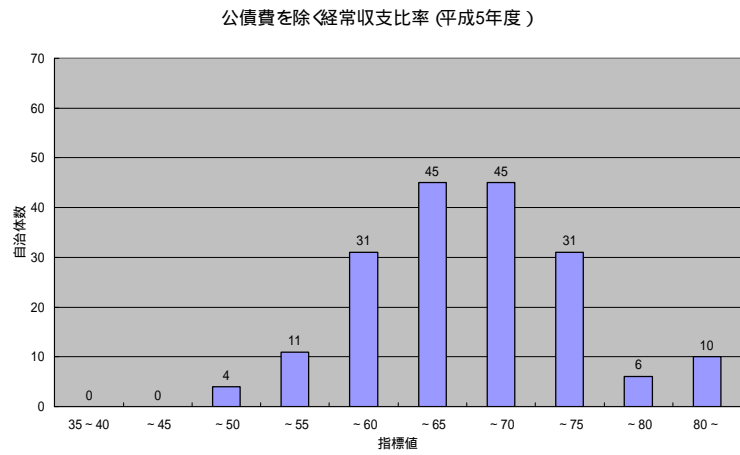
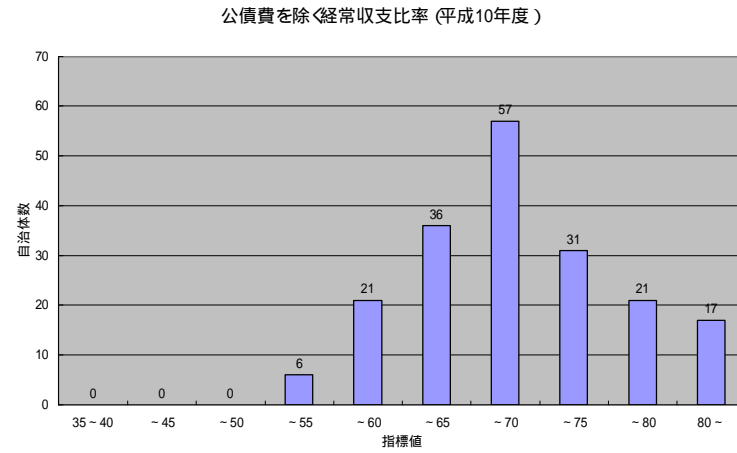
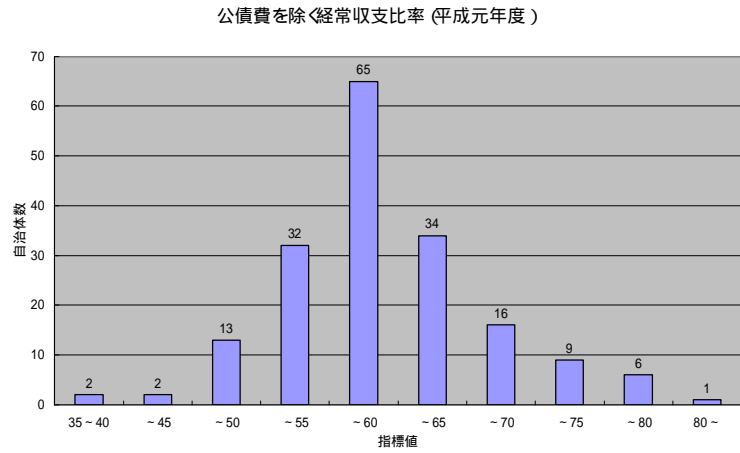


平均償還年数 / 債務償還可能年限 (平成15年度)



備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

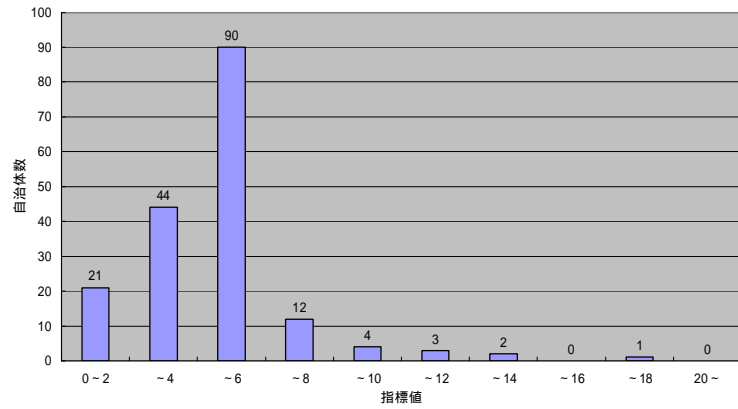
図5 - 5 平均償還年数 / 債務償還可能年限



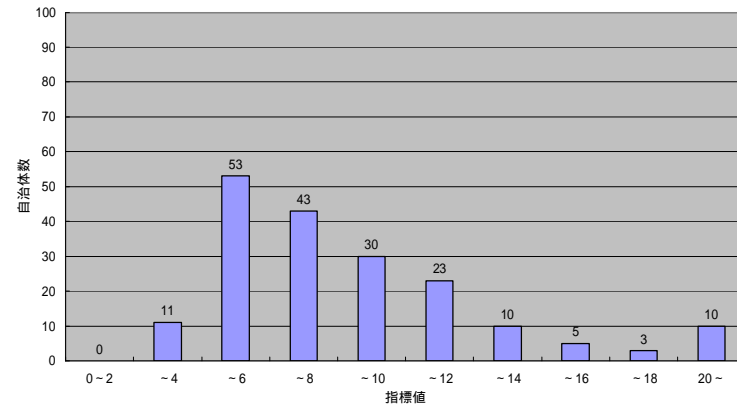
備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

図5 - 6 公債費を除く経常収支比率

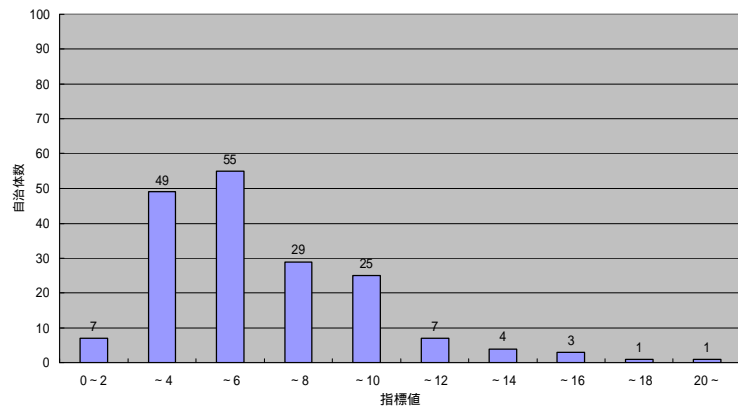
債務償還可能年限（除く公営企業）(平成元年度)



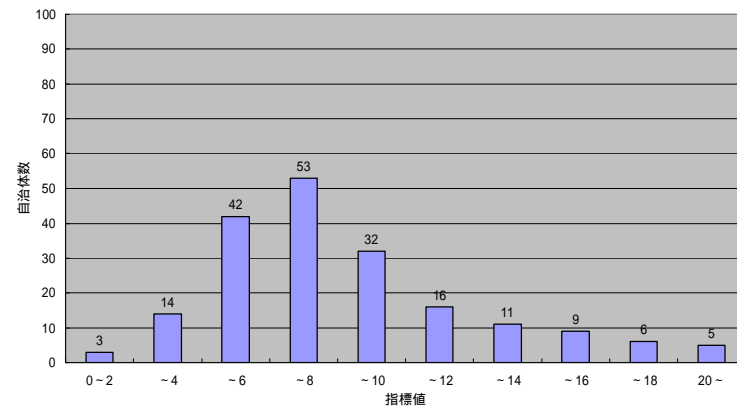
債務償還可能年限（除く公営企業）(平成10年度)



債務償還可能年限（除く公営企業）(平成5年度)



債務償還可能年限（除く公営企業）(平成15年度)

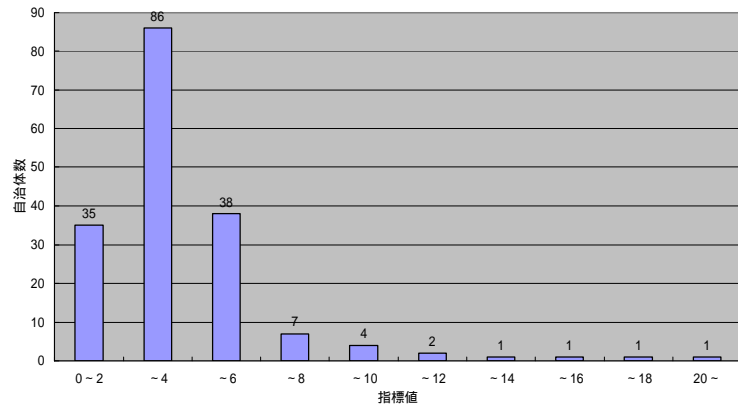


備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

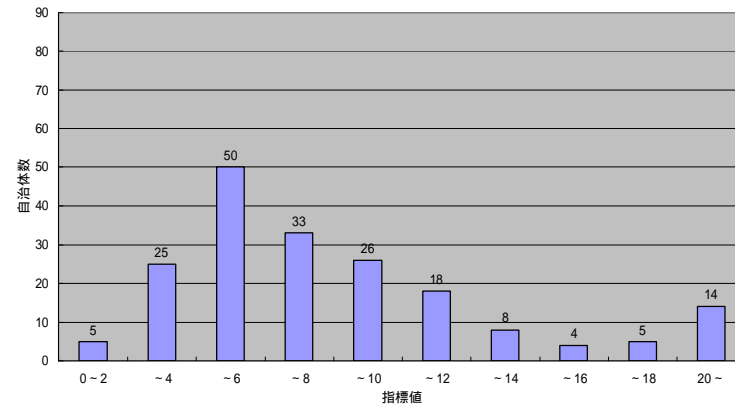
図5 - 7 債務償還可能年限（除く公営企業）



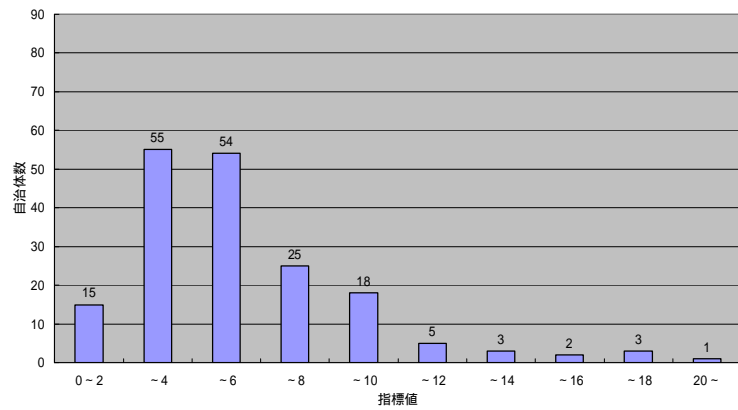
地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)(平成元年度)



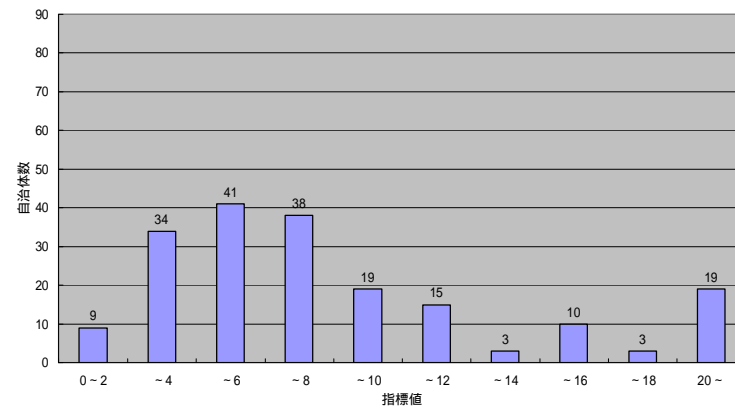
地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)(平成10年度)



地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)(平成5年度)

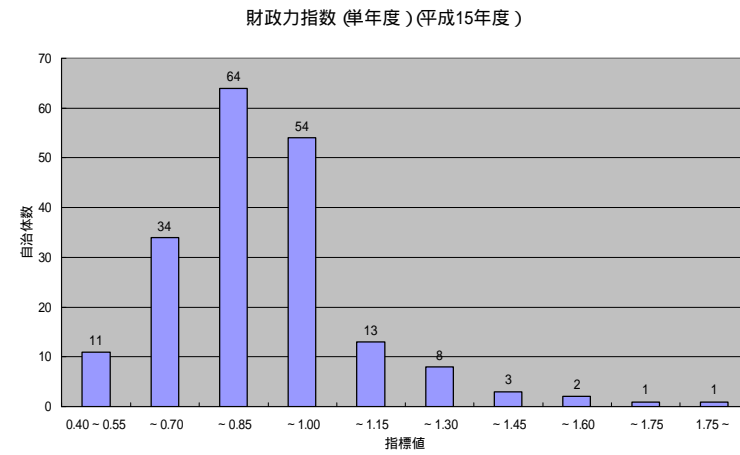
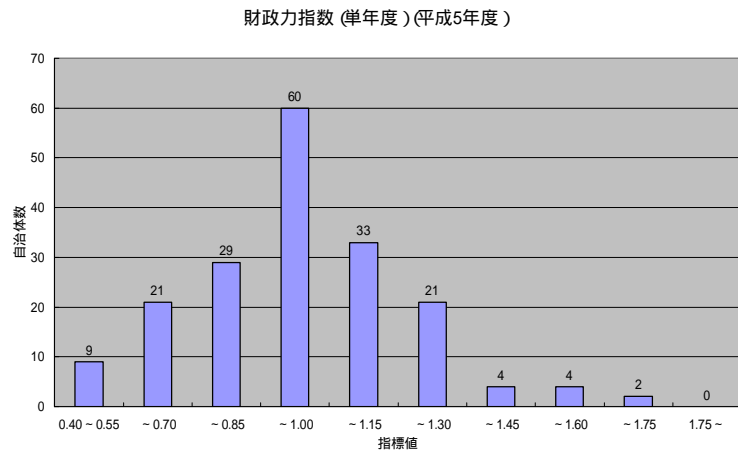
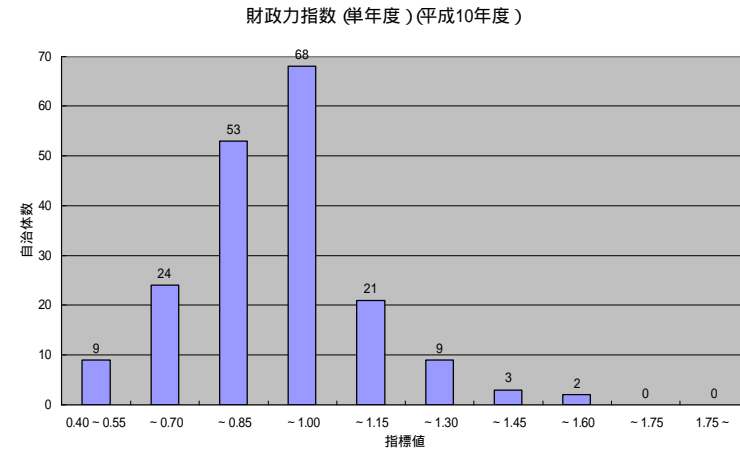
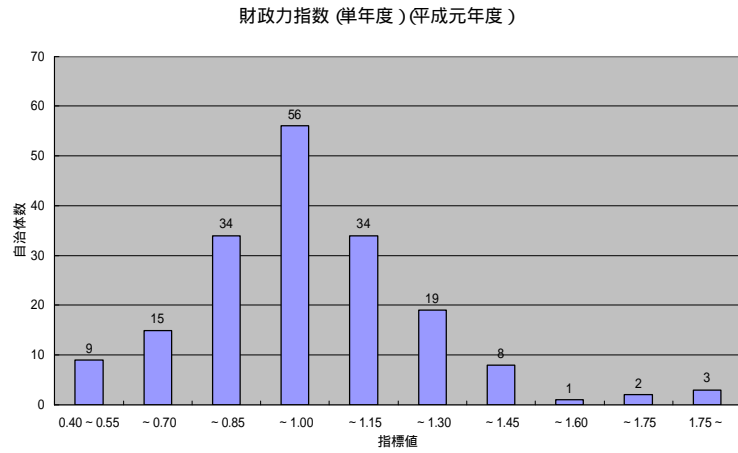


地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)(平成15年度)



備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

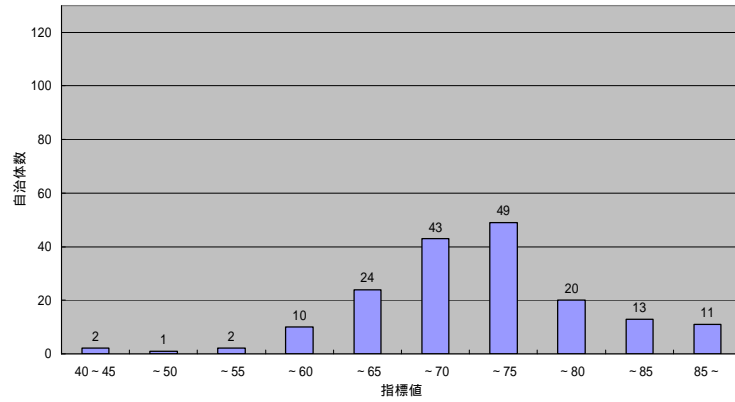
図5-8 地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)



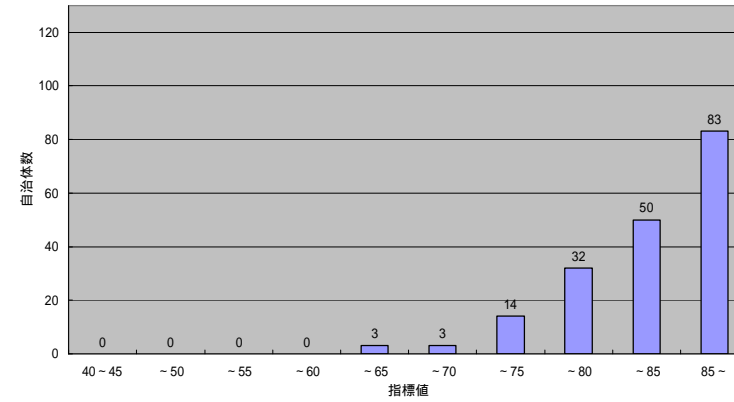
備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

図 5 - 9 財政力指数 (単年度)

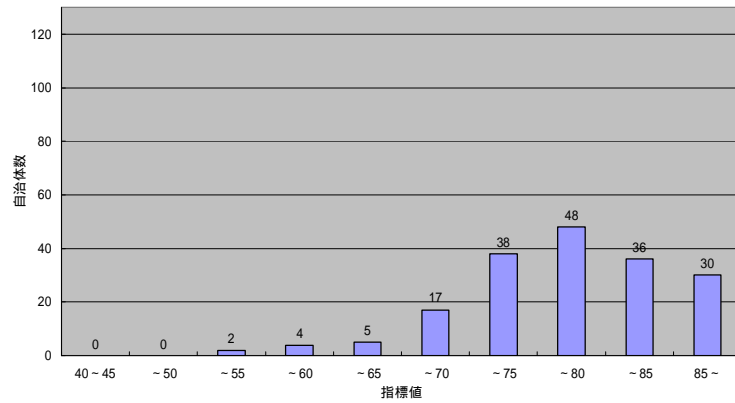
経常収支比率 (平成元年度)



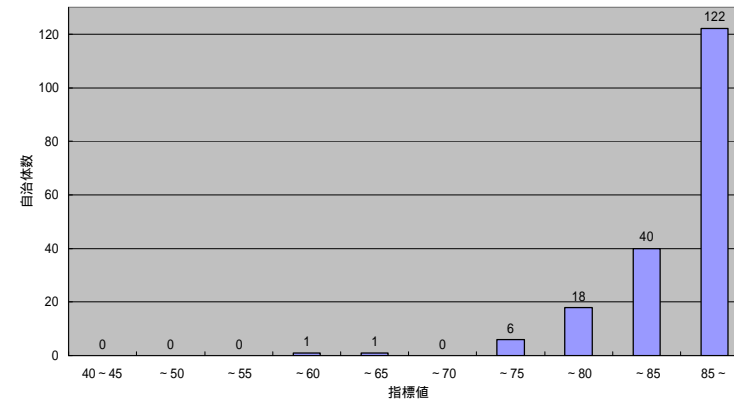
経常収支比率 (平成10年度)



経常収支比率 (平成5年度)

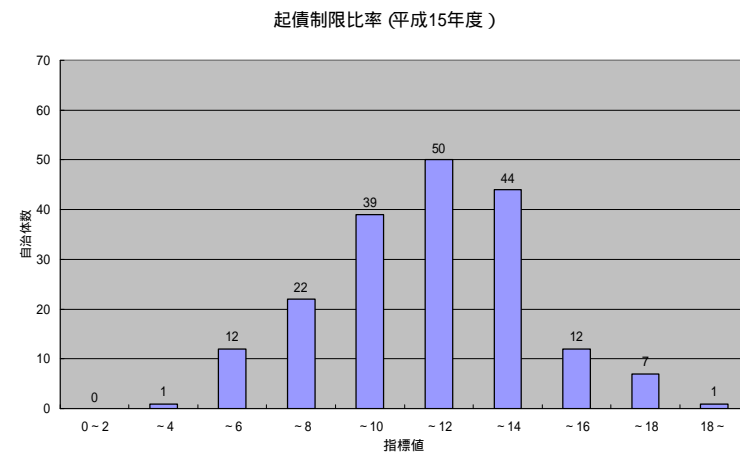
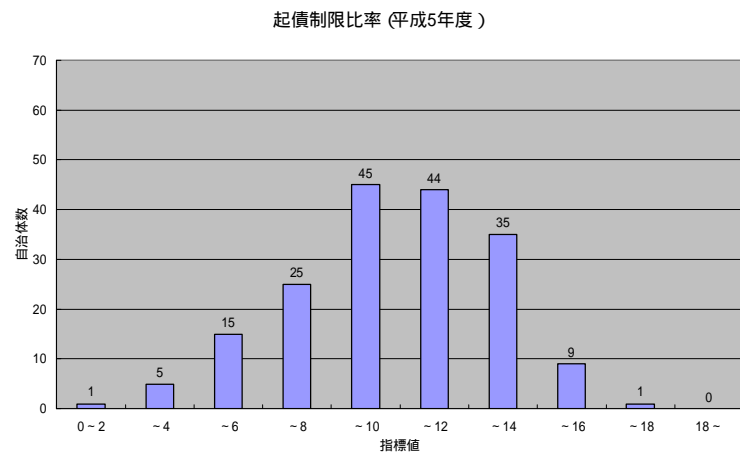
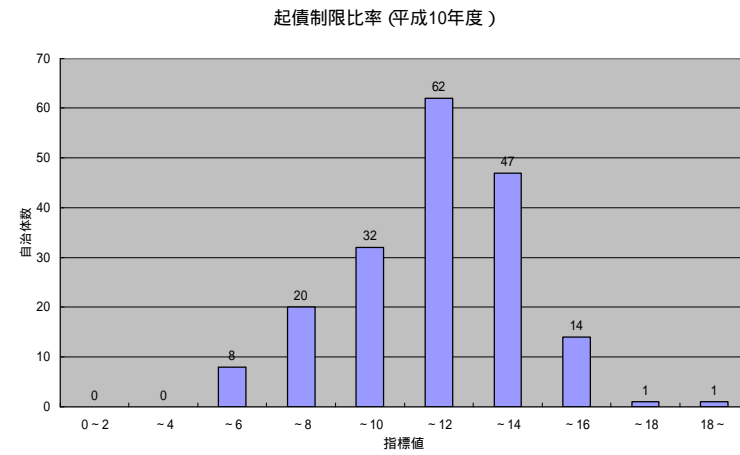
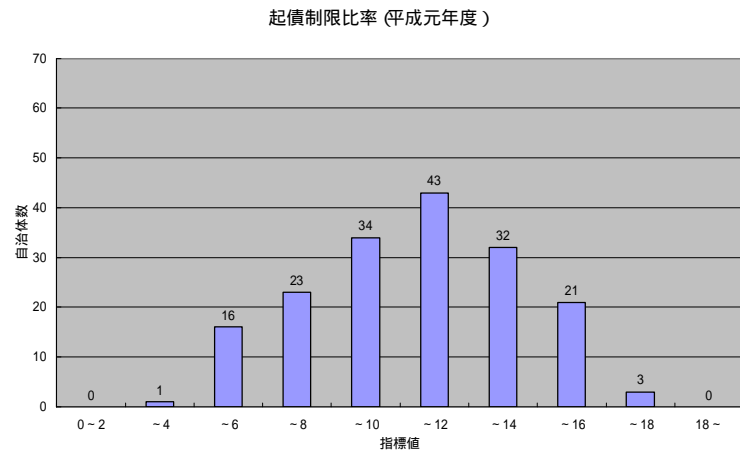


経常収支比率 (平成15年度)



備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

図5 - 10 経常収支比率



備考) 欠損データ等の理由のため年度ごとにサンプル数が異なる

図5 - 1 1 起債制限比率

## 5 - 2 . 各指標間の相関関係

本分析では、従来から用いられてきたものとは異なる新たな財政指標を用いている。ここでは、指標間の相関関係を分析する。両指標間で相関が見られなければ、両指標は全く異なる意味を持つ指標と言える。

最初に、(1)(2)(4)で、本分析において都市の償還能力を測るために用いた指標と、従来から用いられている起債制限比率との散布図を作成し相関関係を見る。

次に、(3)で経常収支比率という点では共通であるが、分子が異なる定義の経常収支比率の公債費分と公債費を除く経常収支比率の相関関係を見る。本分析では、前者は資金繰り指標、後者は償還能力指標と定義している。

最後に、(5)(6)でフローの観点より公債費が賄えるかを測るための指標である償還財源指数と、従来から用いられている起債制限比率と財政力指数との相関もみる。

以下には、平成元年度～15年度の15年度分のデータを用いた散布図を描く(図5-12)。

### (1)「起債制限比率」と「債務償還可能年限(除く公営企業)」

一定の相関は認められるが、特に債務償還可能年限が高い都市ではあまり相関していない。

### (2)「起債制限比率」と「地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)」

(1)と同様。

### (3)「経常収支比率の公債費分」と「公債費を除く経常収支比率」

両指標には強い相関はない。

### (4)「起債制限比率」と「財政力指数(単年度)」

両指標にはやや相関が見られる。

### (5)「起債制限比率」と「償還財源指数」

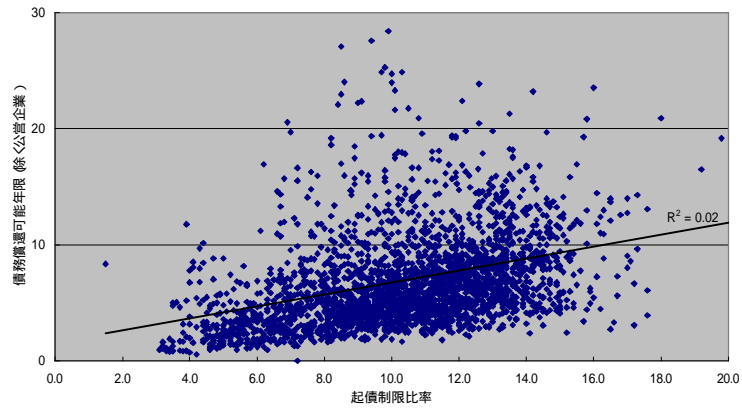
両指標には一定の相関が見られる。

### (6)「財政力指数(単年度)」と「償還財源指数」

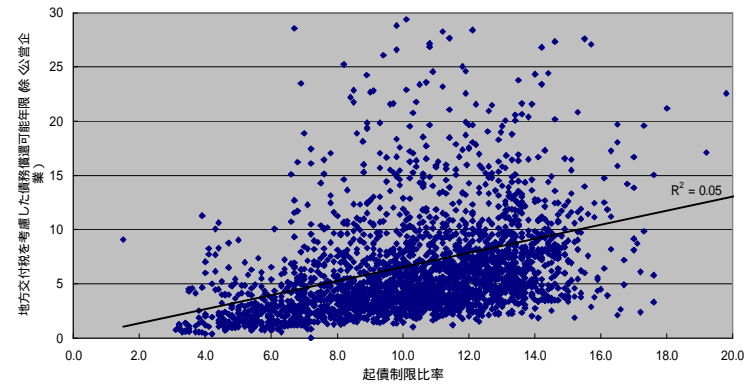
両指標には一定の相関が見られる。

なお、次年度に向けての課題としては、本調査で用いた指標を作成する際に用いるデータをさらに精査することや、相関関係が高い指標については他の指標と入れ替えることがあり、今後、その点について十分に検討を加えていきたい。

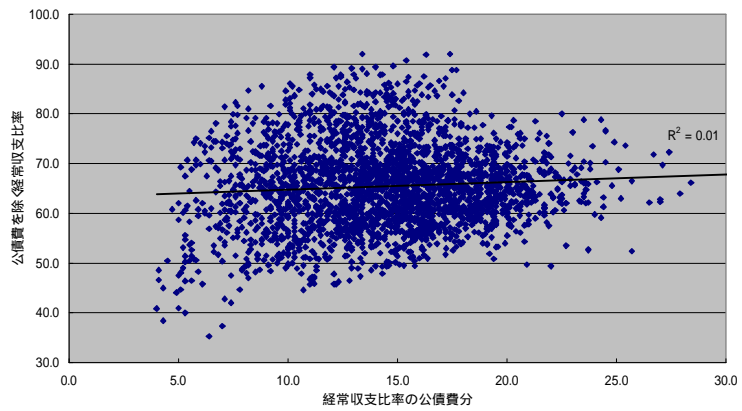
起債制限比率と債務償還可能年限(除く公営企業)(平成元～15年度)



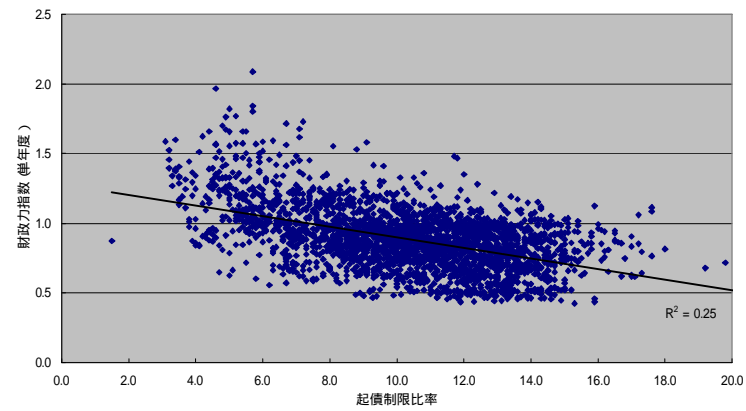
起債制限比率と地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)(平成元～15年度)



経常収支比率の公債費分と公債費を除く経常収支比率(平成元～15年度)



起債制限比率と財政力指数(単年度)(平成元～15年度)



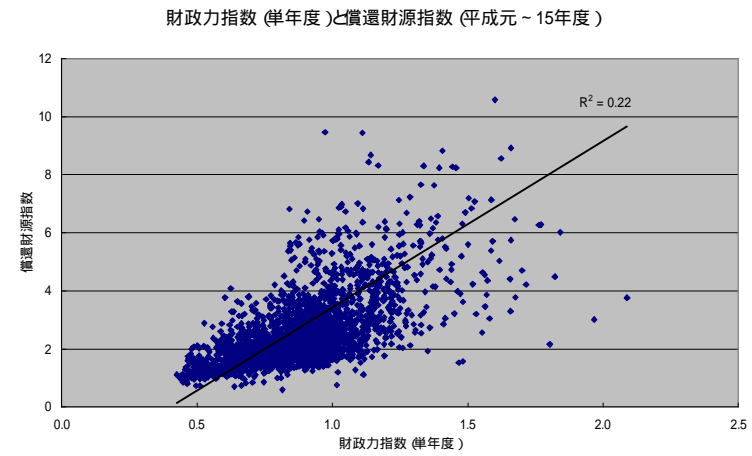
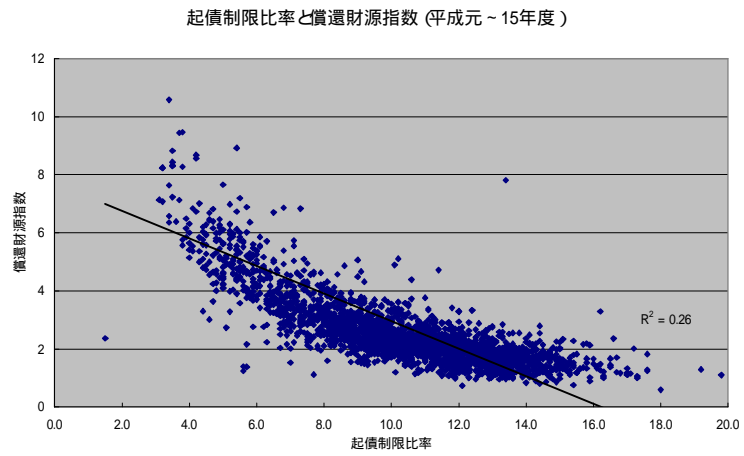


図5 - 1 2 各指標間の相関

